

自主防災関係

資料 22 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付要綱

平成 4 年 4 月 1 日

告示第 85 号

改正 平成 15 年 3 月 28 日告示第 49 号

平成 19 年 1 月 5 日告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の防災活動の促進を図るため、自主防災組織が防災活動を行うために必要な消火器の維持管理に要する経費の一部に対し、流山市補助金等交付規則（昭和 42 年流山市規則第 14 号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、自治会を単位として組織された団体であり、かつ、規約等の定めのあるものをいう。
- (2) 防災活動 地震、火災、風水害等の災害から地域住民の生命及び財産を守るために行われる被害の防止及び避難等の活動並びにそれらの訓練をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、防災活動のために、消火器を維持管理する自主防災組織とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織が所有する消火器を防災活動のために使用したときに行う薬剤の詰め替えに要する経費
- (2) 自主防災組織が所有する消火器（当該消火器の本数に 3 分の 1 を乗じて得た数を限度とし、算出した数に端数が生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。）の 5 年ごと又は 5 年を経過した随時期ごとに行う薬剤の詰め替えに要する経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、消火器 1 本につき、前条に規定する補助対象経費の 3 分の 1 に相当する額とし、その限度額は 1,600 円とする。

2 前項に規定する補助金の額に 100 円未満の端数があるときは、その端数の全額を切り捨てるものとする。

(申請)

第 6 条 規則第 3 条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、流山市自主防災組織

消火器維持管理費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に、消火器の詰め替えに要する経費に係る見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第 7 条 規則第 5 条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 補助対象経費の配分を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2） 補助金の交付申請に係る消火器が紛失又は破損した場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （3） その他市長が必要と認めること。

（決定の通知）

第 8 条 規則第 6 条の規定による通知は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

（変更承認等の申請）

第 9 条 第 7 条の規定による承認又は指示を受けようとする者は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付変更承認等申請書（別記第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第 10 条 規則第 12 条の規定による報告は、流山市自主防災組織消火器維持管理費実績報告書（別記第 4 号様式）に、消火器の詰め替えに要した経費の領収書を添えて行わなければならない。

（確定の通知）

第 11 条 規則第 14 条の規定による通知は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付確定通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

（交付の請求）

第 12 条 規則第 15 条の規定による提出は、流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付請求書（別記第 6 号様式）により行わなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 28 日告示第 49 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の流山市自主防災組織消火器等維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日告示第 1 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

《様式 19 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付申請書》

《様式 20 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付決定(申請却下)通知書》

《様式 21 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付変更承認等申請書》

《様式 22 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金実績報告書》

《様式 23 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付確定通知書》

《様式 24 流山市自主防災組織消火器維持管理費補助金交付請求書》

資料 23 流山市自主防災組織設立時における資器材の譲与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の防災活動の促進を図るため当該地域の住民が自主防災組織を設立するときに、自主防災組織が防災活動を行うための資器材を譲与するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)自主防災組織 地域住民の日常生活の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、自治会を単位として組織された団体であり、かつ、規約等の定めのあるものをいう。

(2)防災活動 地震、火災、風水害等の災害から地域住民の生命及び財産を守るために行われる被害の防止及び避難等の活動並びにそれらの訓練をいう。

(資器材譲与対象者)

第3条 資器材の譲与対象者は、防災活動のために新たに設立される自主防災組織とする。

(譲与資器材)

第4条 資器材の譲与する基準は、別表に掲げるとおりとする。

(事前協議)

第5条 資器材の譲与を申請しようとする者は、自主防災組織を設立する6ヶ月前までに市長と協議しなければならない。

2 前項の事前協議は、次条に定める要件について、次条で定める様式を準用して行うものとする。

(申請)

第6条 資器材の譲与を申請しようとする者は、流山市自主防災資器材譲与申請書(別記第1号様式)に、当該自主防災組織の規約、役員名簿、防災計画書、区域図、及び防災資器材の備蓄予定場所位置図を添えて、市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第7条 前条の申請に対する決定通知は、流山市自主防災資器材譲与決定(却下)通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(資器材の譲与条件)

第8条 市長は、資器材を譲与するに当たり必要があると認めるときは、次の各号に掲げる条件を付することができる。

(1)譲与された資器材の定期点検及び維持管理は、申請した自主防災組織の負担により、責任をもって行うこと。

(2)自主防災組織の区域が変更となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3)自主防災組織区域内の世帯数が15世帯以上変更になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4)自主防災組織を組織できなくなった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受け

ること。

(5)その他市長が必要と認める事項

(資器材の譲与)

第9条 市長は、第7条に規定する資器材の譲与を決定したときは、予算の範囲内において資器材を購入し、当該自主防災組織に譲与するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別 表

譲与資機材

品 目	譲 与 基 準
消 火 器	15世帯につき1本
消火器格納箱	消火器1本につき1個
メガホン	10世帯につき1個
担 架	1自主防災組織につき1基
三角巾セット	1自主防災組織につき1セット
避難誘導旗	10世帯につき1旗
救助用ロープ	1自主防災組織につき50メートルのもの1本

《様式 25 流山市自主防災資器材譲与申請書》

《様式 26 流山市自主防災資器材譲与決定(申請却下)通知書》

資料 24 自主防災組織一覧表

平成 19 年 3 月 31 日現在

番 号	自治会防災会名称	組織数
1	流山1丁目自治会防災会	1
2	流山2丁目防災会	1
3	流山3丁目自主防災会	1
4	流山4丁目自主防災会	1
5	流山5丁目自主防災会	1
6	流山6丁目自治会自主防災会	1
7	流山7丁目自主防災会	1
8	流山8丁目防災会	1
9	流山9丁目自治会防災会	1
10	東谷自治会防災会	1
11	加岸自主防災会	1
12	加台自治会防災会	1
13	三輪野山防災会	1
14	江戸川台東防災会	4
15	江戸川台西防災会	4
16	サン・コーラス江戸川台自治会自主防災会	1
17	松ヶ丘千ヶ井自治会防災会	1
18	松風自治会防災会	1
19	松ヶ丘北自主防災会	1
20	松ヶ丘緑自治会自主防災会	1
21	松ヶ丘自治会自主防災会	4
22	松ヶ丘郵政自治会自主防災会	1
23	松ヶ丘旭自治会防災会	2
24	西松ヶ丘自主防災会	1
25	南柏本州団地自主防災会	1
26	鱈ヶ崎団地自治会防災会	3
27	南流山東町会自主防災会	1
28	南流山自主防災会	3
29	美原自治会防災委員会	2
30	ときわまつ自治会防災会	1
31	西初石6丁目自治会防災会	1
32	東初石3丁目自治会防災会	1
33	東初石4丁目自治会自主防災会	1

番 号	自治会防災会名称	組織数
34	TBSやよい団地自治会防災部	1
35	東初石5・6丁目防災部	1
36	西初石5丁目第1自治会防災部	1
37	四季野自治会自主防災会	1
38	名都野自治会自主防災会	1
39	野々下第2自治会自主防災会	1
40	長崎自治会自主防災部	1
41	東深井第一北自主防災会	1
42	東深井第一南組織	1
43	東深井第2自治会自主防災会	1
44	東深井第3自治会自主防災会	1
45	コモンシティ防災会	1
46	オークタウン江戸川台自治会自主防災部	1
47	八木南団地自治会自主防災部	1
48	西初石5丁目第2自治会防災部	1
49	平和台二・三丁目自治会	1
50	流山ハイツ自主防災組織	1
51	東深井みどり台自治会自主防災部	1
52	コープ野村南流山貳番街自衛消防隊	1
53	平和台自治会自主防災部	3
54	西平井自治会自主防災会	1
55	宮園自治会自主防災組織	1
56	みどり台自治会自主防災組織	1
57	豊台自主防災会	1
58	ネオハイツ江戸川台自衛消防隊	1
59	東初石1丁目自治会防災部	1
60	東初石県営住宅自治会自主防災部	1
61	前ヶ崎自治会防災部	1
62	前ヶ崎南部自治会自主防災部	1
63	田島自治会自主防災部	1
64	青田第一自治会自主防災部	1
65	木自治会自主防災	1
66	清辺北岸自治会	1

番 号	自治会防災会名称	組織数
67	江戸川台小田急ハイツ防火対策協議会	1
68	北自治会自主防災組織	1
69	向小金自主防災部	1
70	東自治会自主防災部	1
71	真和自治会防災部	3
72	青葉台自治会防災部	1
73	雪印ひらかた自主防災	1
74	初石パークホームズ自衛防災部	1
75	平河内自治会保安厚生部	1
76	東初石2丁目自治会	1
77	第一住宅初石団地自治会	1
78	不二団地防災会	1
79	南柏パークハウス自治会自主防災会	1
80	コンドミニアム初石自治会防災部	1
81	南流山1丁目自治会	1
82	富士見台	1
83	駒木台第二自治会自主防災会	1
84	小田急江戸川台団地自治会自主防災会	1
85	プレステージ富士見台自主防災会	1
86	コープ野村南流山壱番街自治会自主防災会	1
87	鱈ヶ崎自治会自主防災会	4
88	初石電々町内会自治会自主防災会	1
89	トーマン第3江戸川台自治会自主防災会	1
90	東急団地自治会自主防災会	1
91	美田自治会自主防災会	5
92	東急ドエルステージ21センターコート自主防災会	4
93	前ヶ崎みどり自治会自主防災会	1
94	西初石4丁目自治会自主防災会	1
95	ゆたか自治会自主防災会	2
96	西初石1・2丁目自治会	2
97	西初石3丁目防災会	1
98	若葉台自治会	3
99	こうのす台自主防災組織	3

番 号	自治会防災会名称	組織数
100	さつき自治会自主防災組織	1
101	ウッドランドヒルズ自治会自主防災会	1
102	向小金第二自治会自主防災部	1
103	トーカンマンション南柏ガーデンヒルズ自治会自主防災会	1
104	江戸川台グリーンハイツ自治会自主防災会	1
105	ウッドパーク初石駅前自主防災会	1
106	駒木自治会自主防災会	4
107	大橋団地自治会自主防災会	1
108	東映自治会自主防災会	1
109	名都借わかば自治会自主防災会	1
110	三本松自治会自主防災会	1
111	グリーンコーポ平和台自治会自主防災会	1
112	ルアジーランド流山自治会自主防災会	1
113	運河団地自治会	1
114	東深井プライマリー	1
合 計		152

資料 25 気象庁震度階級(気象庁震度階級関連解説表)

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0～0.4	0	人は揺れを感じない。						
0.5～1.4	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
1.5～2.4	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電線が少し揺れる。					
2.5～3.4	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を憶える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。					
3.5～4.4	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車や電線が、揺れに気がつく人がいる。				
4.5～4.9	5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。〔停電する家庭もある。〕	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5.0～5.4	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることもある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	

計測震度	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
5.5～5.9	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。（一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。）	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6.0～6.4	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。（一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。）	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。
6.5～	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	（広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する）	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

注1)地震情報などにより発表される震度階級は、観測点における揺れの強さの程度を数値化した計測震度から換算されるものである。

2)ライフラインの〔 〕内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

広報・通信

資料 26 流山市防災行政無線固定系親局・固定系子局の設置場所一覧

無線系の種別	呼出名称	設置場所
固定系親局	ぼうさいながれやま	流山市役所内 流山市消防本部内

無線系の種別	番号	局 名	備 考
固定系子局	1	平方 1 号公園	
	2	駒形神社	
	3	東深井 5 号公園	
	4	江戸川台 7 号公園	
	5	江戸川台 12 号公園	
	6	北 3 号公園	
	7	江戸川台 16 号公園	
	8	若葉台 1 号公園	
	9	青田 2 号公園	
	10	美田 2 号公園	
	11	十太夫 1 号公園	
	12	野々下 1 号公園	
	13	松ヶ丘公園	
	14	東部中学校	屋上
	15	不二公園	
	16	向小金 3 号公園	
	17	八木中学校	屋上
	18	美和 2 号公園	
	19	赤城山公園	
	20	南流山 6 号公園	
	21	南流山中央公園	
	22	宮園 1 号公園	
	23	鱒ヶ崎 1 号公園	
	24	流山市役所	屋上
	25	東深井 11 号公園	
	26	東深井福祉会館	
	27	東深井小学校	屋上

無線系の種別	番号	局 名	備 考
固定系子局	28	名都借 2 号公園	
	29	江戸川台 1 号公園	
	30	平方 3 号公園	
	31	平方村新田自治会館	
	32	常盤松中学校	屋上
	33	初石 6 号公園	
	34	駒木 3 号公園	
	35	野々下 6 号公園	
	36	松ヶ丘 2 号公園	
	37	向小金 4 号公園	
	38	向小金福祉会館	
	39	平和台 4 号公園	
	40	宮園 2 号公園	
	41	流山小学校	屋上
	42	流山幼稚園	
	43	南流山 9 号公園	
	44	南流山 2 号公園	
	45	西深井 10 分団	
	46	こうのす台 3 号公園	
	47	江戸川台 9 号公園	
	48	北部公民館	
	49	江戸川台 7 号緑地	
	50	駒木台福祉会館	
	51	初石 1 号公園	
	52	初石 10 号公園	
	53	南福祉会館	
	54	駒木 4 号公園	
	55	西初石 5 丁目	
	56	長崎保育所	
	57	東小学校	屋上
	58	総合運動公園	
	59	中自治会館	
	60	南部中学校	屋上
	61	中央公民館	屋上
	62	平和台 6 号公園	

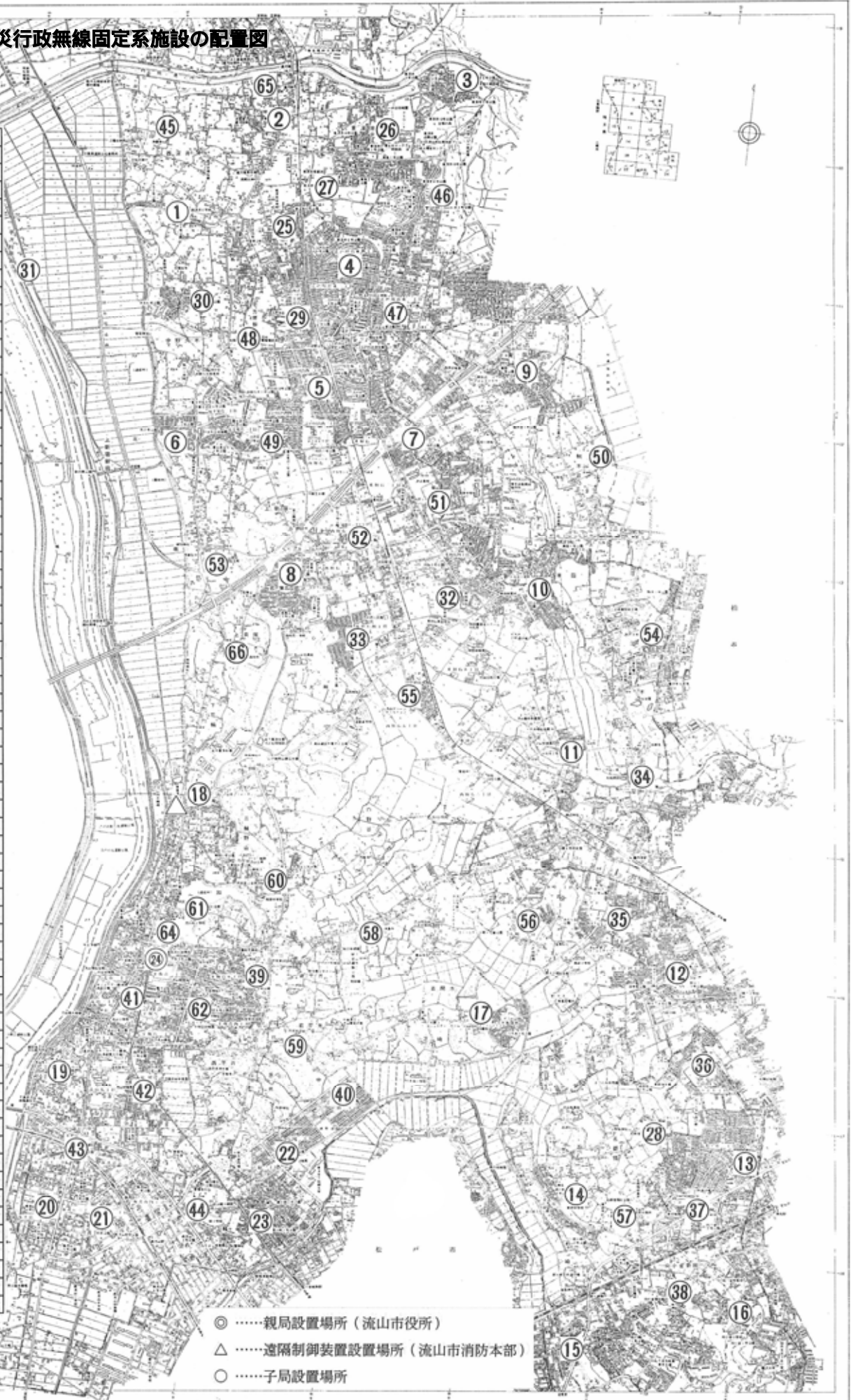
無線系の種別	番号	局名	備考
固定系子局	63	観音寺	
	64	流山北小学校	
	65	東深井本宿緑地	
	66	上貝塚	

注

- 1) 固定系子局は、すべて同報系子局用固定局である。
- 2) 備考欄の「屋上」とは、設置場所が建物の屋上にあるものをいう。

資料 27 防災行政無線固定系施設の配置図

番号	局名
1	平方1号公園
2	駒形神社
3	東深井5号公園
4	江戸川台7号公園
5	江戸川台12号公園
6	北3号公園
7	江戸川台16公園
8	若葉台1号公園
9	青田2号公園
10	美田2号公園
11	十太夫1号公園
12	野々下1号公園
13	松が丘公園
14	東部中学校
15	不二公園
16	向小金3号公園
17	八木公園
18	美和2号公園
19	赤城山公園
20	南流山6号公園
21	南流山中央公園
22	宮園1号公園
23	鱈ヶ崎1号公園
24	流山市役所
25	東深井11号公園
26	東深井福祉会館
27	東深井小学校公園
28	名都借2号公園
29	江戸川台1号公園
30	平方3号公園
31	平方村新田自治会館公園
32	常盤松中学校
33	初石6号公園
34	小巻3号公園
35	野々下6号公園
36	松ヶ丘2号公園
37	向小金4号公園
38	向小金福祉会館
39	平和台4号公園
40	宮園2号公園
41	流山小学校
42	流山幼稚園
43	南流山9号公園
44	南流山2号公園
45	西深井10分団
46	こうのす台3号公園
47	江戸川台9号公園
48	北部公民館
49	江戸川台7号緑地
50	駒木台福祉会館
51	初石1号公園
52	初石10号公園
53	南福祉会館
54	駒木4号公園
55	西初石5丁目
56	長崎保育所
57	東小学校
58	総合運動公園
59	中自治会館
60	南部中学校
61	中央公民館
62	平和台6号公園
63	観音寺
64	流山北小学校
65	東深井本宿緑地
66	上貝塚



●親局設置場所（流山市役所）
 △遠隔制御装置設置場所（流山市消防本部）
 ○子局設置場所

資料 28 流山市防災行政無線基地局・陸上移動局の設置場所一覧

無線系の種別		呼出名称	設置場所
基地局		ぼうさいながれやま	流山市役所内 安心安全課 道路管理課 河川課
陸 上 移 動 局	車載型	ぼうさいながれやま 1	安心安全課
		ぼうさいながれやま 2	河川課
		ぼうさいながれやま 3	道路管理課
		ぼうさいながれやま 4	道路管理課
		ぼうさいながれやま 5	環境政策課
		ぼうさいながれやま 6	道路管理課
		ぼうさいながれやま 7	河川課
		ぼうさいながれやま 8	秘書広報課
		ぼうさいながれやま 9	道路管理課
		ぼうさいながれやま 10	道路管理課
		ぼうさいながれやま 11	道路管理課
	可搬型	ぼうさいながれやま 101	安心安全課
		ぼうさいながれやま 102	安心安全課
		ぼうさいながれやま 103	安心安全課
		ぼうさいながれやま 104	安心安全課
ぼうさいながれやま 105		安心安全課	
ぼうさいながれやま 106		安心安全課	
ぼうさいながれやま 107		安心安全課	
ぼうさいながれやま 108		安心安全課	
ぼうさいながれやま 109		安心安全課	
ぼうさいながれやま 110		安心安全課	
ぼうさいながれやま 111		安心安全課	
ぼうさいながれやま 112		安心安全課	
ぼうさいながれやま 113		安心安全課	
ぼうさいながれやま 114		安心安全課	
ぼうさいながれやま 115	安心安全課		
携帯型	ぼうさいながれやま 201	安心安全課	
	ぼうさいながれやま 202	安心安全課	
	ぼうさいながれやま 203	安心安全課	

資料 29 流山市防災行政無線系管理運用規程

昭和 61 年 4 月 1 日

訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、流山市防災行政無線系の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を利用して、音声を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを除く。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため、市の施設内に設置する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (5) 固定系親局 特定の 2 以上の固定系子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (6) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる同報系子局用固定局及び受信設備をいう。
- (7) 無線系 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局の総称をいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、郵政大臣の免許を受けた者をいう。

(無線系の設置場所等)

第 3 条 無線系の設置場所等は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(職員の配置)

第 4 条 無線系に総括管理者及び管理責任者を置く。

2 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局に通信責任者及び通信担当者を置く。

(総括管理者)

第 5 条 総括管理者は、無線系の管理及び業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、防災主管部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 6 条 管理責任者は、無線系の管理及び業務を行うとともに、通信責任者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故あるとき、又は総括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

3 管理責任者は、防災主管課長の職にある者をもって充てる。

(通信責任者)

第 7 条 通信責任者は、管理責任者の命を受け、通信担当者を指揮監督し、それぞれが維持管理する基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局の管理及び業務を円滑に遂行しなければならない。

2 通信責任者は、総括管理者が指名した者とする。

(通信担当者)

第 8 条 通信担当者は、通信責任者の命を受け、法令に従い、通信操作、技術操作その他必要な維持管理を適切に行わなければならない。

2 通信担当者は、無線従事者をもって充てる。ただし、充てるべき無線従事者がいないときは、総括管理者が指名した者をもって充てることができる。

(通信の確保)

第 9 条 総括管理者は、災害その他の緊急の事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、直ちに通信を確保するため、通信の統制その他の必要な措置を講じなければならない。

(無線設備の借受)

第 10 条 陸上移動局の無線設備を借り受けようとする者は、防災行政無線貸出簿(別記第 1 号様式)に課名、使用者その他の必要な事項を記入の上、当該無線設備を管理している通信責任者の承認を受けなければならない。

(通信担当者の特例)

第 11 条 前条の規定による承認を受けた無線設備の使用者が、第 8 条第 2 項に規定する通信担当者でないときは、この者を通信担当者とみなす。

(無線設備の保守点検)

第 12 条 管理責任者及び通信責任者は、それぞれが管理する無線設備の正常な機能を維持するため、無線設備保守点検基準(別表第 2)に定めるところにより、無線設備の保守点検を行わなければならない。

(無線設備の点検報告等)

第 13 条 通信責任者は、通信担当者に無線設備を毎日点検させ、無線設備点検記録簿(別記第 2 号様式)に必要な事項を記入させなければならない。

2 通信責任者は、毎月 5 日までに前月の無線設備の点検の状況を前項の無線設備点検記録簿により、管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、通信責任者は、無線設備の異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

4 管理責任者は、毎年 1 月末日までに前年の無線設備の点検記録の状況を取りまとめ、かつ、無線設備点検記録年間状況報告書(別記第 3 号様式)により、総括管理者に報告しなければならない。

(基地局及び固定系親局の運用状況の報告等)

第 14 条 基地局及び固定系親局を管理する通信責任者は、通信担当者に毎日の基地局及び固定系親局の運用状況を無線業務日誌(別記第 4 号様式)に記入させなければならない。

2 基地局及び固定系親局を管理する通信責任者は、毎月 5 日までに前月の基地局及び固定系親局の運用状況を前項の無線業務日誌により、管理責任者に報告しなければならない。

3 管理責任者は、毎年 1 月末日までに前年の基地局及び固定系親局の運用状況を取りまとめ、かつ、基地局及び固定系親局運用状況報告書(別記第 5 号様式)により、総括管理者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第 15 条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能を確認し、及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1)総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年 1 回以上

(2)定期通信訓練 毎年 4 半期ごと

(無線従事者の養成)

第 16 条 総括管理者は、無線系の運用体制に支障を来たさないよう常に無線従事者の養成に努めるものとする。

(研修)

第 17 条 総括管理者は、毎年 1 回以上、通信担当者に対して電波法(昭和 25 年法律第 131 号)その他の関係法令等について研修を行うものとする。

(書類等の備付け)

第 18 条 基地局及び固定系親局には、正確な時計を見やすい場所に備え付けておかなければならない。

2 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局には、別表第 3 左欄の区分に従い、同表中欄に掲げる業務書類を備え付けておかなければならない。

3 前項の業務書類の処理方法は、別表第 3 右欄のとおりとする。

(委任)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、無線系の管理及び運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 12 月 12 日訓令第 9 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日訓令第 2 号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成元年4月1日訓令第3号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成2年3月30日訓令第3号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年1月23日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成4年4月1日訓令第2号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成5年4月1日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成9年4月1日訓令第4号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第1 省略

別表第 2(第 12 条)

(その 1)

無線設備保守点検基準(基地局・陸上移動局)

実施者	無線局の種別 点検項目	基地局	陸上移動局		
			車載型	可搬型	携帯型
管理責任者	送信出力 周波数偏差 最大周波数偏移 VSWR スプリアス輻射 20dBBS 感度 スケルチ感度及び動作 各機能動作試験 機器清掃 空中線取付状況 同軸ケーブル取付状況 電源装置 遠隔制御器の動作 通話試験				
通信責任者	各機能動作試験 送受信動作の確認 空中線取付状況 無線設備本体の状況の確認 機器清掃 バッテリーの充電状態				

備考

印の項目について点検すること。

(その2)

無線設備保守点検基準(固定系親局・固定系子局)

実施者	無線局の種別 点検項目	固定系親局	陸上移動局	
			同報系子局用 固定局	受信設備
管理責任者	送信出力 周波数偏差 最大周波数偏移 受信入力 VSWR スプリアス輻射 20dBBS 感度 スケルチ感度及び動作 電源電圧 各機能動作試験 機器清掃 空中線取付状況 スピーカ取付状況 同軸ケーブル取付状況 遠隔制御器の動作 信号対雑音比			
通信責任者	各機能動作試験 空中線取付状況 スピーカ取付状況 機器清掃 地図表示盤の確認 タイマー時計の確認			

備考

印の項目について点検すること。

別表第3(第18条第3項)

区分	業務書類	処理方法
基地局及び固定系親局	無線局免許状	防災主管課の事務室で見やすい場所に掲げておくものとする。
	電波法及びこれに基づく命令の集録	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする
	流山市防災行政無線系管理運用規程	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。
	無線業務日誌	(1)無線設備に備え付けるものとする。 (2)1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3)通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。 (4)管理責任者は、2年間保存するものとする。
	無線設備点検記録簿	(1)無線設備に備え付けるものとする。 (2)1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3)通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。
	無線局の免許の申請書の交付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。
	無線局の変更の申請書の添付書類及び届出の添付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。
	防災行政無線緊急放送書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(固定系親局に限る。)
防災行政無線放送依頼書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(固定系親局に限る。)	

区分	業務書類		処理方法
陸 上 移 動 局	無線局免許状	車載型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
		可搬型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
		携帯型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
	無線局免許証票	車載型	自動車の運転者席の斜め前方のダッシュボード上であって、運転の支障とならず、かつ、自動車の外部から見やすい箇所に掲示するものとする。ただし、当該箇所に掲示することが困難である場合は、これに準ずる箇所に掲示することができる。
		可搬型	無線設備に備え付けるものとする。
		携帯型	無線設備に備え付けるものとする。
	電波法及びこれに基づく命令の集録	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	流山市防災行政無線系管理運用規程	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線設備点検記録簿	(1)無線設備に備え付けるものとする。 (2)1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3)通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。	
	無線局の免許の申請書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線局の変更の申請書の添付書類及び届出の添付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
防災行政無線貸出簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。		

区分	業務書類	処理方法
固定系子局	無線局免許状	防災主管課の事務室で見やすい場所に掲げておくものとする(同報系子局用固定局に限る。)
	電波法及びこれに基づく命令の集録	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。
	流山市防災行政無線系管理運用規程	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。
	無線設備点検記録簿	(1)無線設備に備え付けるものとする。 (2)1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3)通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐものとする。
	無線局の免許の申請書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(同報系子局用固定局に限る。)
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。
	無線局の変更の申請書の添付書類及び届出の添付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(同報系子局用固定局に限る。)

《様式 27 防災行政無線貸出簿》

《様式 28 無線設備点検記録簿》

《様式 29 無線設備点検記録年間状況報告書》

《様式 30 無線業務日誌》

《様式 31 基地局及び固定系親局運用状況報告書》

資料 30 基地局及び陸上移動局の運用要領

(目的)

第 1 条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和 61 年訓令第 6 号。以下「訓令」という。)第 19 条の規定により、基地局及び陸上移動局の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第 2 条 通信の種類は、非常通信及び普通通信とする。

- (1) 非常通信 災害発生時等に対処するための緊急通信
- (2) 普通通信 非常通信以外の通信

(通信事項)

第 3 条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関するもの
- (2) その他市政の運用に関するもの

(通信の原則)

第 4 条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使用せずできる限り簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知った時は、直ちに訂正しなければならない。
- (5) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

(通信時間)

第 5 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第 6 条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第 7 条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲をこえて運用してはならない。

(混信等の防止)

第 8 条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

(通信方法)

第9条 通信の方法は、次のとおり行う。

- (1) 呼出し 自局より相手局を呼出す場合には音声による相手局の呼出名称による。
(呼出事項)
相手局の呼出名称 3回以内
こちらは
自局の呼出名称 1回
- (2) 応答 自局に対する呼出しを受信した局は、直ちに音声による応答をしなければならない。
(応答事項)
相手局の呼出名称 3回以内
こちらは
自局の呼出名称 1回

(定期試験通信方法)

第10条 定期試験通信方法は、次のとおり行う。

- (1) ただいま試験中 (3回)
(2) こちらは (1回)
(3) 自局の呼出名称 (3回)
(4) 1分間聴守を行い、他の無線局から停止の要求がない場合に限り、次の事項を送信する。
(5) 「本日は晴天なり」 (連続)
(6) 自局の呼出名称 (1回)

(統制時の通話)

第11条 使用方法は、平常時と同様であるが、本部統制卓において、すべての通話モニター及び必要に応じて、通話中の通信の切断、割り込み、通信の取扱いの順序の指定などを行う。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

資料 31 固定系親局及び固定系子局の運用要領

(目的)

第 1 条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和 61 年 4 月訓令第 6 号。以下「訓令」という。)第 19 条の規定により、固定系親局及び固定系子局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(放送の範囲)

第 2 条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報であって緊急を要するもの
- (2) 光化学スモッグに関する注意報及び警報
- (3) 市行政の周知連絡に関すること
- (4) 時報
- (5) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)に定める範囲内において市長が特に必要と認めた事項

(放送の種類)

第 3 条 放送の種類及び放送事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急放送 前条第 1 号及び第 2 号に掲げる放送事項
- (2) 一般放送 前条第 3 号及び第 5 号に掲げる放送事項
- (3) チャイム放送 前条第 4 号に掲げる放送事項

(緊急放送)

第 4 条 緊急放送は、次の場合に総括管理者の指示を受けて無線従事者が行うものとする。

- (1) 災害が発生したとき、又は災害の発生が予測されるとき。
- (2) 光化学スモッグ注意報又は光化学スモッグ警報が発令及び解除されたとき。
- 2 緊急放送は、極力上司の指示を受け緊急用例文(別添)に基づき、総務部総務課又は消防本部指令課において行う。
- 3 緊急放送を行ったときは、速やかに防災行政無線緊急放送書(別記第 1 号様式)により総括管理者に報告するものとする。

(一般放送)

第 5 条 一般放送は、必要に応じ原則として午前 10 時に行う。

- 2 一般放送は、次の場合には行わない。ただし、総括管理者が必要と認めたときは、この限りでない。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
 - (3) 1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日
- 3 各課長等は、所掌の事務により市民に周知する必要があるときは、原則として放送希望日の 5

日前までに防災行政無線放送依頼書(別記第2号様式)により、総括管理者へ依頼しなければならない。

- 4 総括管理者は、前項の依頼を受けたときは、その内容を検討し放送の可否について決定するものとする。この場合において、放送しないことに決定したときは、その旨を依頼課長等に通知するものとする。
- 5 一般放送は、総務部総務課において行い、その放送内容を管理責任者に報告するものとする。
- 6 一般放送は、3分以内で行うよう努めなければならない。

(放送の方法)

第6条 緊急放送(遠隔操作による放送を含む。)及び一般放送は必要に応じて、次に掲げる方法により行う。

- (1) 一斉放送
- (2) グループ放送
- (3) 個別放送
- (4) 緊急一斉放送

(チャイム放送)

第7条 チャイム放送は、次に掲げる時間により行う。

- (1) 午後4時 1月、10月、11月、12月
- (2) 午後5時 2月、3月、4月、9月
- (3) 午後6時 5月、6月、7月、8月

(遠隔操作)

第8条 遠隔操作の運用時間は、原則として正規の勤務時間以外とする。

2 遠隔操作による放送は、緊急放送に関するもののみとする。

(遠隔操作の特例)

第9条 遠隔操作の運用においては、消防長が総括管理者の業務を代行するものとする。

附 則

この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

《様式 32 防災行政無線緊急放送書》

《様式 33 防災行政無線放送依頼書》

資料 32 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置管理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和 61 年流山市訓令第 6 号)第 19 条の規定により防災行政無線局(固定系)戸別受信機(以下「戸別受信機」という。)の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与の範囲)

第 2 条 戸別受信機は、次に掲げる者に貸与し、その者の住宅に設置する。

- (1) 流山市消防団規則(昭和 53 年流山市規則第 6 号)第 3 条第 1 項に規定する団長、副団長、分団長及び第 4 条に規定する方面隊長
- (2) 自主防災組織の会長又は自治会長
- (3) 流山市災害対策本部要員として位置づけられた本部員のうち、市内在住の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(設置の承諾)

第 3 条 戸別受信機の設置を承諾した者(以下「承諾者」という。)は、防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書(別記第 1 号様式)を市長に提出するものとする。

(経費の負担)

第 4 条 次に掲げる費用は、市が負担するものとする。

- (1) 戸別受信機の設置及び撤去に係る費用
- (2) 戸別受信機の保守点検に係る費用
- (3) 善良な管理下において生じた故障及び破損の修理に係る費用

(承諾者の責務)

第 5 条 承諾者は、戸別受信機を適正に管理するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常時電源を入れておき、音量等を最良の状態に調整しておくこと。
- (2) 戸別受信機に内蔵された非常用電源(乾電池)の点検及び交換をすること。
- (3) 戸別受信機の異常を発見したときは、市長にその旨を報告すること。
- (5) 戸別受信機は、電池の交換以外、絶対に内部の機器に手を触れないこと。

(譲渡等の禁止)

第 6 条 承諾者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(解除及び撤収)

第 7 条 市長は、承諾者が次の各号に該当すると認めたときは、戸別受信機の貸与を解除し、当該戸別受信機を撤収するものとする。

- (1) 承諾者がこの要領に違反したとき。

- (2) 防災行政無線局の管理運用上、特に支障があると認めるとき。
- (3) 承諾者から戸別受信機を必要としない旨の申し出があったとき。
- (4) 承諾者が、第2条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、戸別受信機の管理及び取扱いに必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

《様式 34 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書》

資料 33 災害時優先電話の設置箇所一覧

名称	設置場所	電話番号
流山市役所	流山市平和台1-1-1	04-7158-0490,0491
流山市東部出張所	流山市名都借314	04-7144-2175
流山市江戸川台出張所	流山市江戸川台東1-4	04-7152-3132,3133
流山市南流山出張所	流山市南流山3-3-1	04-7159-4512
流山市おおたかの森出張所	流山市西初石6-185-2	04-7154-0333
流山市消防本部	流山市三輪野山994	04-7158-0260,0266,0889
消防本部東分署	流山市前ヶ崎499-1	04-7146-0119
消防本部北分署	流山市三原2-139-1	04-7152-0119,0125
消防本部南分署	流山市南流山3-9-6	04-7159-0119
流山市文化会館	流山市加1-16-2	04-7158-3442,3500
北部公民館	流山市美原1-158-2	04-7153-0567
初石公民館	流山市西初石4-381-2	04-7154-9101
南流山センター	流山市南流山3-3-1	04-7159-4511
東部公民館	流山市前ヶ崎756-4	04-7144-2988
流山市水道局	流山市西初石5-57	04-7159-3233,5315,9926
西平井浄水場	流山市西平井1490	04-7159-3000
流山小学校	流山市流山4-359	04-7158-1056
新川小学校	流山市中野久木339	04-7152-3004
小山小学校	流山市東初石6-184-5	04-7154-6989
西深井小学校	流山市西深井67-1	04-7154-8682
長崎小学校	流山市野々下2-10-1	04-7145-2113
八木南小学校	流山市芝崎92	04-7158-1141
南流山小学校	流山市木487	04-7159-2523
東小学校	流山市名都借856	04-7145-3395
流山北小学校	流山市加1-795	04-7159-5674,5677
鱈ヶ崎小学校	流山市鱈ヶ崎7-1	04-7158-5912
向小金小学校	流山市向小金3-149-1	04-7174-2741
東深井小学校	流山市東深井879-2	04-7153-3422
西初石小学校	流山市西初石4-347	04-7154-5870
八木北小学校	流山市美田208	04-7152-4604
江戸川台小学校	流山市江戸川台東3-11	04-7152-0103
東部中学校	流山市名都借865	04-7144-3559

名称	設置場所	電話番号
南部中学校	流山市加3-600-1	04-7158-0200
八木中学校	流山市古間木 210-2	04-7159-7462
東深井中学校	流山市東深井 47	04-7154-5842
西初石中学校	流山市西初石 4-455-1	04-7154-3098
南流山中学校	流山市流山 2539-1	04-7159-2558
北部中学校	流山市中野久木 577	04-7152-0036
常磐松中学校	流山市東初石 3-134	04-7152-0842
思井福祉会館	流山市思井 79-2	04-7159-5666
名都借福祉会館	流山市名都借 274	04-7144-5510
赤城福祉会館	流山市流山 8-1071	04-7158-4545
野々下福祉会館	流山市野々下 2-709-3	04-7145-9500
東深井福祉会館	流山市東深井 498-30	04-7155-3638
向小金福祉会館	流山市向小金 2-192-2	04-7173-9320
江戸川台福祉会館	流山市江戸川台東 1-251	04-7154-3026
西深井福祉会館	流山市西深井 313	04-7154-3120
流山福祉会館	流山市流山 2-102	04-7159-1520
南福祉会館	流山市南 102-2	04-7154-2972
東深井福祉会館	流山市東深井 498-30	04-7155-3638
つばさ学園	流山市駒木台 221-3	04-7154-4822
十太夫福祉会館	流山市十太夫 104-5	04-7154-5254
老人福祉センター	流山市東深井 986-1	04-7152-2373
江戸川台保育所	流山市江戸川台東 3-5	04-7152-0648
平和台保育所	流山市平和台 2-6-3	04-7158-1424, 1435
向小金保育所	流山市向小金 3-102-1	04-7174-8853
中野久木保育所	流山市中野久木 373	04-7152-0921
保健センター	流山市西初石 4-1433-1	04-7154-0332
総合体育館	流山市野々下 1-29-4	04-7159-1213, 5252

協定書等

資料 34 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援の種類
 - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
 - (4) 応援を希望する期間
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、

応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書81通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

千葉県知事	沼田武	香取郡神崎町長	後藤好男
千葉市長	松井旭	香取郡大栄町長	香取米藏
銚子市長	大川政武	香取郡小見川町長	鈴木弘治
市川市長	高橋國雄	香取郡山田町長	菅谷長藏
船橋市長	大橋和夫	香取郡栗源町長	石橋幹雄
館山市長	庄司厚	香取郡多古町長	菅澤重矩
木更津市長	須田勝勇	香取郡干潟町長	山田常衛
松戸市長	川井敏久	香取郡東庄町長	岩田利雄

野田市市長	根本崇	海上群海上町長	穴澤清
佐原市長	鈴木全一	海上郡飯岡町長	向後貞夫
茂原市長	石井常雄	匝瑳郡光町長	向後肇
成田市市長	小川国彦	匝瑳郡野栄町長	渡辺忠
佐倉市長	渡貫博孝	山武郡大網白里町長	石橋捷洋
東金市長	岡本健	山武郡九十九里町長	斎藤峻佐
八日市場市長	増田健	山武郡成東町長	椎名千収
旭市長	加瀬五郎	山武郡山武町長	並木宏夫
習志野市長	荒木勇	山武郡蓮沼村長	金杉擇
柏市長	本多晃	山武郡松尾町長	古谷淳
勝浦市長	山口吉暉	山武郡横芝町長	實川堅司郎
市原市長	小出善三郎	山武郡芝山町長	内田裕雄
流山市市長	眉山俊光	長生郡一宮町長	渡辺英光
八千代市長	大澤一治	長生郡睦沢町長	河野功
我孫子市長	福嶋浩彦	長生郡長生村長	市原良夫
鴨川市長	本多利夫	長生郡白子町長	林和雄
鎌ヶ谷市長	皆川圭一郎	長生郡長柄町長	横山善長
君津市長	若月弘長	生郡長南町長	仁茂田弘
富津市長	野口岡治	夷隅郡大多喜町長	田嶋隆威
浦安市市長	熊川好生	夷隅郡夷隅町長	久我洋
四街道市長	小川進	夷隅郡御宿町長	伊藤治昌
袖ヶ浦市長	小泉義弥	夷隅郡大原町長	斉藤義人
八街市長	長谷川健一	夷隅郡岬町長	江澤嘉彦
東葛飾郡関宿町長	河井弘	安房郡富浦町長	遠藤一郎
東葛飾郡沼南町長	藤川清	安房郡富山町長	職務代理者
印旛郡酒々井町長	吉岡正孝	安房郡富山町助役	大井正直
印旛郡富里町長	相川義雄	安房郡鋸南町長	富永純
印旛郡印旛村長	山口進	安房郡三芳村長	安藤光男
印旛郡白井町長	秋本衛久	安房郡白浜町長	山口慶朗
印旛郡印西町長	職務代理者	安房郡千倉町長	山口功
印旛郡印西町助役	磯貝正尚	安房郡丸山町長	福原榮夫
印旛郡本埜村長	眞嶋八十八	安房郡和田町長	中山卯一郎
印旛郡栄町長	藤江恭	安房郡天津小湊町長	辰馬和郎
香取郡下総町長	澤田正		

資料 35 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用等に関して流山町長と千葉県警察本部長は同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱いについても本協定を準用する。

昭和 39 年 10 月 8 日

流山町長 田中 芳夫
千葉県警察本部長 守谷英太郎

災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第 1 条 流山町長が災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は本協定の定めるところによるものとする。

第 2 条 流山町長が法第 57 条の規定に基づき使用することのできる警察通信設備は警察有線電話、警察無線電話及び警察無線電信とする。

第 3 条 流山町長が法第 57 条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は柏警察署長に対して次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- 1 使用等しようとする警察通信設備
- 2 使用等しようとする理由
- 3 通信の内容
- 4 発信者及び受信者

第 4 条 柏警察署長は当該申し込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときはその使用を承認するものとする。この場合において受付けた通信の取扱順位の決定は柏警察署長が当該通信の緊急性、通話の内容、受付け順位等を斟酌して決定するものとする。

第 5 条 流山町長は法第 55 条の規定に基づく伝達、通知または警告を行なう場合の対象者及び当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ柏警察署長に連絡しておくものとする。

第 6 条 本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては原則として警察設備の新設もしくは増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

附 則

本協定は、昭和 39 年 10 月 8 日から施行する。

資料 36 災害時等における廃棄物処理施設に係る援助細目協定

(趣旨)

第1条 この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」(平成8年2月23日施行。以下「基本協定」という。)第2条第8号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿(災害廃棄物を含む。)の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。

ただし、埋め立てによる最終処分は原則として対象業務から除外する。

(市町村等の責務)

第3条 市町村等は、協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

- 1 分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区別はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。
- 2 廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。
- 3 施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。
- 4 協力の要請を受けたときは、相互援助の精神をもって、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

(協力の必要な事態)

第4条 協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

1 緊急事態

- (1) 災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態
- (2) 災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態
- (3) 不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態

2 改修工事等の事態

- (1) 一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

(協力の要請)

第5条 協力の要請は、次により行うものとする。

- 1 緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。
- 2 改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書(様式1号)により行うものとする。

(費用負担)

第6条 市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

(計画書の提出)

第7条 市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書（様式2号）により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

（契約の締結）

第8条 協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

（疑義が生じた場合）

第9条 協定体制を行う上で疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会で協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成9年7月31日より効力を生ずる。
- 2 この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書102通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

《様式 36・37》

千葉市長	松井旭
銚子市長	大川政武
市川市長	高橋國雄
船橋市長	藤代孝七
館山市長	庄司厚
木更津市長	須田勝勇
松戸市長	川井 敏久
野田市長	根本崇
佐原市長	鈴木全一
茂原市長	石井常雄
成田市長	小川国彦
佐倉市長	渡貫博孝
東金市長	岡本健
八日市場市長	増田健
旭市長	加藤五郎
習志野市長	荒木勇
柏市長	本多晃
勝浦市長	山口吉暉
市原市長	小出善三郎
流山市長	眉山俊光
八千代市長	大澤一治
我孫子市長	福嶋浩彦

鴨川市長	本多利夫
鎌ヶ谷市長	皆川圭一郎
君津市長	若月弘
富津市長	白井貫
浦安市長	熊川好生
四街道市長	中台良男
袖ヶ浦市長	小泉義弥
八街市長	長谷川健一
印西市長	海老原栄
関宿町長	河井弘
沼南町長	藤川清
酒々井町長	吉岡正孝
富里町	長相川義雄
印旛村長	山口進
白井町長	中村教彰
本埜村長	眞嶋八十八
栄町長	職務代理者
栄町	助役喜多見明
下	総町長澤田正
神崎町長	後藤好男
大栄町長	山倉正男
小見川町長	鈴木弘治
山田町長	菅谷長蔵
栗源町	長齋藤豊
多古町長	菅澤重矩
千漣町	長山田常衛
東庄町長	岩田利雄
海上町長	穴澤清
飯岡町長	向後貞夫
光町長	向後肇
野栄町長	渡辺忠
大網白里町長	石橋捷洋
九十九里町長	斎藤峻佐
成東町長	椎名千収
山武町長	並木宏夫
蓮沼村	長金杉擇
松尾町	長古谷淳
横芝町長	實川堅司郎
芝山町長	内田裕雄

一宮町長	近藤直
睦沢町長	河野功
長生村長	市原良夫
白子町長	林和雄
長柄町長	横山善長
長南町長	仁茂田弘
大多喜町長	田嶋隆威
夷隅町長	久我洋
御宿町長	伊藤治昌
大原町長	近藤万芳
岬町長	江澤嘉彦
富浦町長	遠藤一郎
富山町長	鈴木豊
鋸南町長	富永純
三芳村長	安藤光男
白浜町長	山口重明
千倉町長	山口功
丸山町長	石井洋
和田町長	中山卯一郎
天津小湊町長	辰馬和郎
小見川外二ヶ町清掃組合組合長	菅谷長蔵
長生郡市広域市町村圏組合管理者	石井常雄
鋸南地区環境衛生組合管理者	富永純
北総西部衛生組合組合長	鈴木全一
東総衛生組合管理者	加藤五郎
印旛衛生施設管理組合管理者	中台良男
沼南白井鎌ヶ谷環境衛生組合管理者	皆川圭一郎
山武郡市広域行政組合管理者	岡本健
夷隅郡環境衛生組合管理者	久我功
長狭地区衛生組合管理者	本多利夫
朝夷衛生組合管理者	山口功
印西地区衛生組合管理者	職務代理者
印西地区衛生組合副管理者	眞嶋八十八
東総塵芥処理組合管理者	山田常衛
八日市場市ほか三町環境衛生組合管理者	増田健
佐倉市、酒々井町清掃組合管理者	渡貫博孝
山武郡環境衛生事業振興組合管理者	實川堅司郎
東金市外三町清掃組合管理者	岡本健
鴨川市和田町環境衛生組合管理者	中山卯一郎

夷隅町岬町清掃組合管理者	久我洋
印西地区環境整備事業組合管理者	海老原栄
香取広域市町村圏事務組合管理者	鈴木全一
安房郡市広域市町村圏事務組合理事長	庄司厚

《様式 35 災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書》

《様式 36 一般廃棄物処理施設事業計画書》

資料 37 災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市並びに浦安町、関宿町及び沼南町(以下「協定市町」という。)の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において協定市町は災対法第67条第1項及び第68条第1項により市町相互の応援及び県への応援を求めることを確認し、応急措置を的確、かつ、迅速に遂行するために必要とする応急措置の種類、応援要請の手続、応援に要した費用の負担、資料の交換等について定めるものとする。

(応援する応急措置の種類)

第2条 応援する応急措置の種類は、次のとおりとする。

- (1) 飲料水の供給及びその飲料水の供給に必要な資機材の提供
- (2) 食糧及び生活必需品の提供並びにその食糧及び生活必需品の供給に必要な資機材
- (3) 医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣
- (5) 避難所、避難場所(収容施設)の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が災害に際し特に必要と認めて要請した事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請しようとするときは、被災市町の長は、次の事項を明らかにしてとりあえず口頭、電話又は電信により他の市町の長に応援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。ただし、前条第1号に規定する飲料水(県水にかかるもの)及び第2号に規定する食糧(米穀等)については、被災市町の長から県知事へ応援を要請する。

- (1) 被害状況
- (2) 応援を要する応急措置の種類
- (3) 応援を要する職種別人員
- (4) 応援を要する時間
- (5) 応援場所
- (6) 応援を要する機械及び器具並びに資材の品名及び数量
- (7) 応援を要する飲料水及び食糧の数量
- (8) 前各号に掲げるもののほか応援に関して必要な事項

(応援に要した費用の負担)

第4条 応急措置の応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。ただし、災対法第72条により知事の指示により応援を受けた場合には、応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適當なもので、災害対策基本法施行令第40条で規定するものについては、この限りではない。

- 2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しいときは、その都度協定市町間で協議して定める。

(資料の交換)

第5条 協定市町は、この協定に基づき応援する応急措置が円滑に行われるよう毎年11月の末日までに、次に掲げる事項を記載した資料を相互に交換するものとする。

- (1) 第2条第1号、第2号及び第3号に規定する物資並びに資器材の提供に関し必要と認める事項
- (2) 第2条第3号に規定する医療救護班の派遣に関し必要と認める事項
- (3) 第2条第4号に規定する職員の派遣に関し必要と認める事項
- (4) 第2条第5号に規定する避難所、避難場所(収容施設)の提供に関し必要と認める事項
- (5) 前各号のほか参考となるべき事項

(資料の交換等の総合調整)

第6条 東葛飾地域市町間の相互応援体制を円滑に推進するため前条に規定する資料の交換に関する事務を東葛飾支庁に依頼するものとする。

2 この協定により難い事由が生じたとき、その事由に係る市町は、その調整を東葛飾支庁に依頼することができる。

(雑則)

第7条 この協定に規定するもののほか、この協定に関し必要な事項は、その都度協定市町間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、昭和50年7月24日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名捺印のうえ各1通を保有する。

昭和50年7月24日

市川市代表	市川市長	鈴木忠兵衛
船橋市 "	船橋市長	藤代 七郎
松戸市 "	松戸市長	宮間満寿雄
野田市 "	野田市長	新村 勝雄
柏市 "	柏市長	山澤諒太郎
流山市 "	流山市	長石 塚健
我孫子市 "	我孫子市長	渡辺 藤正
鎌ヶ谷市 "	鎌ヶ谷市長	飯田 毅
浦安町 "	浦安町長	熊川 好生
関宿町 "	関宿町長	鈴木 勝榮
沼南町 "	沼南町長	島村洪一郎

資料 38 災害時の応援に関する協定書（流山市・相馬市）

（趣旨）

第 1 条 この協定は、流山市長（以下「甲」という。）と相馬市長（以下「乙」という。）との協議により、流山市又は相馬市において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第 2 条 甲及び乙は、各々の市における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第 3 条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第 4 条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第 5 条 被災地市長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第 6 条 応援に従事する職員は、被災地市長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第 7 条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受け

た市の求めにより応援した市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成8年6月1日から施行する。

2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成8年5月30日

流山市長

眉山 俊光

相馬市長

今野 繁

資料 39 流山市及び流山市内の郵便局の災害時における協力に関する覚書

流山市長（以下「甲」という。）及び流山郵便局長（以下「乙」という。）は流山市内に発生した地震その他による災害における、流山市及び流山市内の郵便局の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、流山市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 乙が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が管理する郵便集配用自転車の情報収集用としての提供
- (4) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (5) 甲又は流山市内の郵便局が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (6) 避難場所への臨時の郵便差出箱の設置
- (7) その他前記(1)～(6)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する協力要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

ただし、協力の範囲は、甲及び乙のそれぞれの業務に支障を来さない範囲とする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 流山市災害対策本部のメンバーに乙又は乙が指名した郵便局職員が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 流山市内の郵便局は、甲若しくは流山市内の各地域の行う防災訓練等に参加することができるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を

行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては流山市総務課長(防災担当課長)、乙においては流山郵便局総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年11月10日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市長 眉山 俊光

乙 流山市西初石4丁目1423番地の1
流山郵便局長 宇佐見 健功

資料 40 千葉県水道災害相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害において、千葉県内の水道事業及び水道用水供給事業体並びに、下総町、大栄町、山武町及び芝山町(以下「事業体等」という。)が、千葉県(以下「県」という。)の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

第2条 災害が発生した場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領」の非常時の連絡先(以下「連絡体制」という。)による。

(応援)

第3条 被災事業体等が、他の事業体等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業体等からの要請に基づいて応援の調査を行うとともに、他の事業体等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業体等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第4条 被災事業体等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書(別記第1号様式)により防災ファックス等を用いて要請するものとする。また、被災事業体等の判断により県を bypass せず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

(応援の内容)

第5条 事業体等が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の間で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を応援物資等調査表(別記第2号、第3号様式)により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする。

(応援体制)

第8条 応援事業体等が派遣する職員(以下、「応援職員」という。)は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

第9条 被応援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 被応援事業体等は、資器材の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、法令に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応急給水、応急復旧、応急復旧用資器材に要する経費は、被応援事業体が負担する。

(2) 応援事業体等の職員を派遣するに要する経費は、応援事業体等が負担する。

(3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援事業体等の負担とする。

(4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援事業体等が、被応援事業体等への往復途中に生じたものについては、応援事業体等がその賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、事業体等を「甲」とし、県を「乙」として本書66通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成7年11月2日

甲

千葉県水道事業管理者水道局長干潟町長
千葉市長東庄町長
市原市水道事業管理者海上町長
松戸市水道事業管理者飯岡町長
野田市水道事業管理者八匠水道企業団企業長
習志野市企業管理者山武郡市広域水道企業団企業長
柏市水道事業管理者長生郡市広域市町村圏組合管理者
流山市水道事業管理者館山市長
八千代市水道事業管理者勝浦市長
我孫子市水道事業管理者水道局長鴨川市水道事業管理者
関宿町長大多喜町長
沼南町長夷隅町長
木更津市水道事業管理者御宿町長
君津市水道事業管理者大原町長
富津市水道事業管理者岬町長
袖ヶ浦市水道事業管理者富山町長
成田市長鋸南町長
佐倉市水道事業管理者白浜町長
四街道市企業管理者天津小湊町長
八街市長三芳水道企業団企業長
酒々井町長朝夷水道企業団企業長
富里町長九十九里地域水道企業団企業長
印旛村長北千葉広域水道企業団企業長
白井町長東総広域水道企業団企業長
印西町長君津広域水道企業団企業長
長谷川水道企業団企業長印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者
佐原市長南房総広域水道企業団企業長
神崎町長鹿野山水道株式会社代表取締役
小見川広域水道企業団企業長下総町長
栗源町長大栄町長
多古町長山武町長
銚子市長芝山町長
旭市長

資料 41 災害時の医療救護活動に関する協定書

流山市における災害時の医療救護活動（以下「医療活動」という。）を円滑に行うため、流山市（以下「甲」という。）と社団法人流山市医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市地域防災計画に基づき、甲が行う医療活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣要請）

第2条 甲は、医療活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対して医療救護班の編成及びその派遣を要請するものとする。

（救護対策本部の設置及び医療救護班の派遣）

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合は、直ちに流山市医師会災害救護対策本部（以下「救護本部」という。）を設置し、医療救護班の編成を行い現地又は甲の指定する場所に派遣し、医療活動を開始するものとする。

2 救護本部は、乙が指定する場所に設置するものとする。

（医療活動に関する指令）

第4条 救護本部が設置された後の医療活動に関する指令は、乙がこれを行うものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 医療機関への収容
- (3) その他医療活動の措置

（連絡調整）

第6条 医療救護班の医療活動に係る連絡調整は、甲の福祉部長が行う。

（救護所の設置）

第7条 甲は、災害の様態により必要に応じて避難所及び被災地周辺の医療活動が可能な医療機関等に救護所を設置する。

（収容医療機関の選定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定しようとするときは、これに、協力するものとする。

（医療材料品等）

第9条 医療救護班の活動に要する医療材料品等については、甲において準備し、及び提供するものとする。ただし、当該準備又は提供が困難な場合は、甲の負担において、乙が協力するものとする。

（合同訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（医療費等）

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙の指示により医療活動に従事した医師等に対する費用弁償等は、甲・乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害補償等)

第13条 甲の要請により医療活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号)の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲・乙協議により決定するものとする。

(その他)

第15条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月前までに、甲・乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとする。

上記協定の締結を証するため本協定書2通を作成し甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

昭和61年10月31日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市長秋元大吉郎

乙 流山市西初石4丁目1433番地の1
流山市保健センター内
社団法人流山市医師会

会長深瀬欣也

資料 42 災害時の医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書

流山市（以下「甲」という。）と社団法人流山市医師会（以下「乙」という。）との間において、昭和 61 年 10 月 31 日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」第 12 条の規定により、費用弁償等について、次のとおり覚書を交換する。

第 1 条 医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、1 回の出勤につき、次のとおりとする。

医師	22,000 円
看護婦	4,640 円
事務員等	2,880 円

第 2 条 医療救護活動の時間が 4 時間を超える場合は、次表の 1 時間単価に超過時間数を乗じて得た額を加算するものとする。

職種	1 時間単価	備考
医 師	5,500 円	
看 護 婦	1,160 円	
事務員等	720 円	

第 3 条 前 2 条における従事時間が午後 5 時から同 10 時まで及び午前 5 時から同 9 時までの場合は、前条の規定による 1 時間単価に 100 分の 25 を、また、午後 10 時から午前 5 時までの場合は、100 分の 50 を乗じて算出した額を加算するものとする。

第 4 条 医療救護活動を行うに当たり、医師の所有する医薬品、衛生材料品等を使用した場合、甲がその実費を負担する。

平成 5 年 4 月 26 日

甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

流山市長 眉山俊光

乙 流山市西初石 4 丁目 1433 番地の 1
流山市保健センター内
社団法人流山市医師会

会長 深瀬欣也

資料 43 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市米穀商組合）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市米穀商組合（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 千葉県流山市流山 6 の 555
千葉県流山市米穀商組合
組合長 山崎政治

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市 眉山俊光

資料 44 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市呉服寝具小売商組合）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市呉服寝具小売商組合（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 流山市松ヶ丘 1 - 475 - 5
流山市呉服寝具小売商組合
組合長 割貝 正男

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 眉山 俊光

資料 45 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社マルエツ）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、株式会社マルエツ（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲の流山市内店に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

2 前項の物資の引渡しは、原則として流山市内店の店頭とする。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲	東京都豊島区東池袋 5 丁目 51 番 12 号 株式会社マルエツ 代表取締役社長 川 一男
乙	流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1 流山市 流山市長 眉山俊光

資料 46 災害時における物資の供給に関する協定書（流山市 L P ガス協会）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、流山市 L P ガス協会（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 千葉県流山市西初石 6-181-56
流山市 L P ガス協会
会長 保延 寛治

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 眉山 俊光

資料 47 災害時における物資の供給に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、応急措置のため、緊急に物資の必要が生じた場合その供給について、株式会社イトーヨーカ堂（以下「甲」という。）と流山市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（物資の種類）

第 1 条 物資の種類は、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要とするものとする。

（供給手続）

第 2 条 乙が物資の供給を受けようとするときは、書面をもって甲の流山店（流山 9 丁目 800 番地の 2）に要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話または電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

（費用弁償等）

第 3 条 甲は前条の規定により要請を受けた場合、乙に可能な範囲内で優先的に物資を引き渡し、その費用は災害発生直前の価格を参考に甲及び乙が協議の上決定する。

2 前項の物資の引渡しは、原則として流山店の店頭とする。

（期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 か月前までに甲及び乙のいずれからも異議の申立てのない限り自動的に継続するものとする。

（協議）

第 5 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

2 上記協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 8 年 7 月 31 日

甲 東京都港区芝公園四丁目 1 番 4 号
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役 鈴木 敏文

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 眉山 俊光

資料 48 ガス漏れ事故等防止対策に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、流山市内におけるガス漏れ事故及びガス爆発事故の発生に際し、次条に定める関係機関相互の連絡通報、出動体制及び任務分担並びに事故現場における活動体制について定め、もって災害防止活動の円滑な推進を図り、被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定機関)

第2条 この協定の対象となる関係機関は、次表に掲げる各機関(以下「協定機関」という。)とする。

機 関 名	所 在 地
流山市消防本部	流山市三輪野山 994
柏警察署	柏市柏 155
京葉ガス株式会社柏支社	柏市柏 211 の 5
京和ガス株式会社	流山市江戸川台東 1 - 254
東京ガス株式会社千葉導管管理事務所	千葉市港町 20 番 1 号
流山簡易ガス株式会社	流山市宮園 2 - 23
京葉液化ガス株式会社	船橋市日の出 1 - 18 - 4
住商液化ガス株式会社	東京都葛飾区奥戸 9 - 7 - 6
東上ガス株式会社野田営業所	野田市堤根新田 14 の 2
日本ガス株式会社流山営業所	流山市若葉台 130
三ツ輪液化ガス株式会社	東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
菱総ガス株式会社	千葉市末広 5 の 5
千葉県LPガス協会松戸支部流山分会	流山市駒木台 314
東京電力株式会社千葉支店柏営業所	柏市中央 2 - 10 - 24
東京電力株式会社千葉支店野田営業所	野田市宮崎 82 の 4

2 前項に掲げる協定機関は、名称、所在地、電話番号に異動があった場合は、速やかに流山市消防本部に連絡するものとする。

3 前項の連絡があった場合、流山市消防本部は、その旨を協定機関に通知するものとする。

(協定の対象となる事故)

第3条 この協定の対象となる事故は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第5項に規定するガス事業により供給されているガス及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業により供給されているガスに伴う事故であって、次の各号に掲げる事故(以下「ガス漏れ事故等」という。)とする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス爆発事故

- (3) 故意によるガス放出事故
- (4) その他協定機関の対応を必要とする事故
(任務分担)

第 4 条 ガス漏れ事故等の現場（以下「現場」という。）に出動した協定機関の任務分担は、次表のとおりとする。

区 分	担当機関名
火災警報区域の設定	消防機関
交通の規制	警察機関
ガスの遮断	ガス事業者
ガスの検知活動	ガス事業者・消防機関
漏洩ガス・滞留ガスの処理	ガス事業者
電路の遮断	電気事業者
避難の指示	警察機関・消防機関
救助、救出活動	消防機関・警察機関
現場広報	協定機関毎

(通報の取り扱い)

第 5 条 ガス漏れ事故等を最初に覚知した協定機関は、通報者の氏名、事故発生場所、ガス漏れの状況等を聴取し、直ちに関係する協定機関に別表により電話等で通報するものとする。

2 ガス漏れ事故等を最初に覚知した協定機関は、通報者に対して必要に応じ、ガス栓の閉止、着火源の排除、換気その他二次災害防止のための必要な措置をとるよう指示するものとする。

(出動体制)

第 6 条 ガス漏れ事故等の通報を受けた協定機関（ガス事業者にあつては当該ガス事業者とする。）は、直ちに現場に出動するものとし、その体制は、第 4 条に定める任務分担に対応できる体制とする。

(現場対策本部の設置)

第 7 条 現場に出動した協定機関の責任者は、到着と同時に所定の場所に集合し、協議によりガス漏れ事故等現場対策本部（以下「現場本部」という。）を設置し、当該事故の処理に当たるものとする。

(現場の協議)

第 8 条 現場に出動した協定機関は、ガス漏れ事故等に係る災害の防止及び被害の軽減を図るため、次の各号に掲げる事項について協議し対処するものとする。

- (1) 情報の収集及び処理に関すること。
- (2) 火災警戒区域の設定範囲に関すること。
- (3) 交通規制の範囲に関すること。
- (4) ガス遮断の要否及び範囲に関すること。
- (5) 漏洩ガス・滞留ガスの処理に関すること。

- (6) 住民の火気使用禁止に関する事。
- (7) 電路の遮断の要否及び範囲に関する事。
- (8) 住民の避難に関する事。
- (9) 救助、救出に関する事。
- (10) 建物等への進入に関する事。
- (11) その他必要な事項。

(現場の活動)

第9条 現場に出動した協定機関は、次の各号に掲げる事項に留意し、現場活動を有効かつ的確に行うものとする。

(1) 火災警戒区域の設定範囲

火災警戒区域の設定範囲は、ガス検知器による測定結果に基づき原則として次のとおりとする。ただし、風向風速又は付近の状況により設定範囲を拡大又は縮小するものとする。

ア 地下街等

地下街、準地下街、建築物の地階(以下「地下街等」という。)におけるガス漏れ事故等にあつては、原則として当該地下街等全体のガス漏れ場所から半径100メートルを超える地上部分の範囲に設定する。

イ その他の対象物及び屋外

ア以外の対象物及び屋外におけるガス漏れ事故等にあつては、原則としてガス漏れ場所から半径100メートルを超える範囲に設定する。

(2) 交通の規制

警察機関は、現場付近の交通の規制を行うとともに、消防機関が設定する火災警戒区域内に出入りできる関係者以外の立入禁止の措置を講じるものとする。

(3) ガスの遮断

ガスの遮断は、ガス事業者が行うことを原則とする。ただし、消防機関がガス事業者より先に現場に到着し、爆発事象等の二次災害のおそれがある場合に、現場消防隊の最高指揮者の判断によりガスを遮断することができるものとする。

(4) 電路の遮断

電気事業者は、現場における電気の供給を遮断する措置は、現場本部の要請により行うものとする。

(5) 住民の避難指示

警察機関及び消防機関は、火災警戒区域内にある住民の避難指示を迅速かつ的確に行うものとし、特にガス爆発危険区域内の住民にあつては、最優先に行うものとする。

(6) 救助、救出活動

消防機関及び警察機関は、ガス事業者と緊密な連携のもとに救助、救出活動を行うものとする。

(7) ガスの検知活動

ガス事業者及び消防機関は、ガスの検知活動を行う場合は、緊密な連携のもとに迅速かつ的確に行い、当該ガス濃度がおおむねガス爆発下限界の30パーセント以上のものを検知したときは、直ちに現場本部に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

(8) 漏洩ガス及び滞留ガスの処理

ガス事業者は、事故現場に出動した協定機関と緊密な連携のもとに漏洩ガス及び滞留ガスの排除に当たるものとする。

(9) 情報の処理

ガス漏れ事故等の発生に伴って収集された情報の処理は、現場に出動した協定機関の責任者で協議して行うものとする。

(10) 火気の使用禁止の周知

ガス漏れ事故等の発生に伴い、火災警戒区域内における火気の使用禁止については、消防機関、警察機関及びガス事業者が緊密な連携のもとに周知を図り、二次的災害の発生防止に当たるものとする。

(事後の措置)

第 10 条 現場本部又は現場にある協定機関の責任者は、協議により災害発生のおそれがないと判断したときは、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じて処理するものとする。

- (1) 火災警戒区域の解除
- (2) 交通規制の解除
- (3) 避難措置の解除
- (4) 電路の復旧
- (5) ガスの供給再開

(訓練の実施)

第 11 条 協定機関は、本協定の目的を達成するため必要に応じて訓練を行うものとする。

(連絡会議)

第 12 条 協定機関は、協定事項の円滑な推進を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(補則)

第 13 条 本協定書に定めるもののほか必要な事項は、協定機関相互において協議し決定するものとする。

附 則

- 1 本協定の効力は、昭和 60 年 6 月 1 日から発する。
- 2 本協定の締結を証するため本書 15 通を作成し、それぞれの協定機関が署名押印し各 1 通を保有するものとする。

流山市消防本部	千葉県流山市三輪野山 994 番地 流山消防本部 消防長	吉野 芳矩
柏警察署柏警察署長	警視	正安西 努
京葉ガス株式会社	柏支社千葉県柏市柏 211-5 京葉瓦斯株式会社柏支社 支社長	梶村 昶夫

京和ガス株式会社 千葉県流山市江戸川台東 1 丁目 254 番地
 京和ガス株式会社
 取締役社長 海老原 信二

東京ガス株式会社千葉導管管理事務所
 千葉県港町 20 番 1 号
 東京瓦斯株式会社千葉導管管理事業所
 所長 山口 靖之

流山簡易ガス株式会社 千葉県流山市宮園 2 丁目 23 番地 3
 流山簡易ガス株式会社
 取締役社長 山室 敏郎

京葉液化ガス株式会社 千葉県船橋市日の出 1 丁目 18 番 4 号
 京葉液化ガス株式会社
 代表取締役 河野 紘

住商液化ガス株式会社 東京都葛飾区奥戸 9 丁目 7 番 6 号
 葛飾営業所
 所長 田中 利明

東上ガス株式会社野田営業所
 千葉県野田市堤根新田字下荒久 14-2
 見米 信弘

日本ガス株式会社流山営業所
 千葉県流山市若葉台 130
 流山営業所
 所長 小山 健三

三ツ輪液化ガス株式会社 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
 代表取締役 栗林 弘

菱総ガス株式会社 千葉市末広 5 丁目 5 番地
 菱総ガス株式会社
 代表取締役 坂本 幸久

千葉県 L P ガス協会松戸支部流山分会
 千葉県 L P ガス協会松戸支部流山分会
 分会長 岡田 行夫

東京電力株式会社千葉支店柏営業所
 千葉県柏市中央 2 丁目 10 番 24 号
 柏営業所長 木村 章義

東京電力株式会社千葉支店野田営業所
 千葉県野田市宮崎 82-4
 野田営業所長 廣木 隆

資料 49 千葉県広域消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律226号。以下「法」という。)第21条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が、大規模災害、産業災害その他の災害(以下「災害」という。)の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長(以下「要請側市町村等の長」という。)の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援
- (3) 航空特別応援前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援

(応援要請の方法)

第3条 応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

- (1) 災害の種別
 - (2) 災害発生の場所
 - (3) 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
 - (4) 応援隊受入れ場所
 - (5) その他必要な事項
- 2 普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長(以下「応援側市町村等の長」という。)は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

2 応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

3 応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

(応援の中断)

第5条 応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 法第24条の4の規定に基づく応援隊の指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長

の定める現場最高指揮者が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長に指揮命令するいとまがない場合は、直接応援隊員に命令することができる。

(応援隊の報告)

第 7 条 応援隊の長は、現場到着、引き揚げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害補償等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。
- (3) 前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

(航空特別応援)

第 9 条 航空特別応援については、第 3 条から第 8 条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

(委任)

第 10 条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附 則

- 1 この協定は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 60 年 4 月 1 日締結の協定は廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を 5 通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各 1 通所持するものとする。

平成 4 年 4 月 1 日

千葉市長	松井 旭	山武郡大網白里町長	石橋 捷洋
銚子市長	佐藤 幹彦	山武郡九十九里町長	櫻井 實
市川市長	高橋 國雄	山武郡成東町長	椎名 千収
船橋市長	大橋 和夫	山武郡山武町長	鈴木 重夫
館山市長	庄司 厚	山武郡蓮沼村長	小高 正
木更津市長	石川 昌	山武郡松尾町長	八角 文雄
松戸市長	宮間満寿雄	山武郡横芝町長	實川堅司郎
野田市長	川島 健正	山武郡芝山町長	真行寺一朗
成田市長	長谷川録太郎	夷隅郡大多喜町長	穴倉 一輔
東金市長	野口 洋一	夷隅郡夷隅町長	久我 洋
八日市場市長	増田 健	夷隅郡御宿町長	滝口 栄蔵
旭市長	加瀬 五郎	夷隅郡大原町長	齋藤 義人
習志野市長	荒木 勇	夷隅郡岬町長	太田 儀男
柏市長	鈴木 眞	安房郡富浦町長	遠藤 一郎
勝浦市長	山口 吉暉	安房郡富山町長	宇山 量

市原市長	小出善三郎	安房郡鋸南町長	富永 純
流山市長	眉山 俊光	安房郡三芳村長	安藤 光男
八千代市長	仲村 和平	安房郡白浜町長	山口 慶朗
我孫子市長	大井 一雄	安房郡千倉町長	堀江 情一
鴨川市長	本多 利夫	安房郡丸山町長	福原 榮夫
鎌ヶ谷市長	皆川圭一郎	安房郡和田町長	座間 敏夫
君津市長	白石 光雄	安房郡天津小湊町長	辰馬 和郎
富津市長	黒坂 正則	小見川町外二町	
浦安市長	熊川 好生	消防組合組合長	五十嵐章夫
四街道市長	齋藤 悌市	佐原市外五町	
袖ヶ浦市長	吉堀慶一郎	消防組合組合長	鈴木 全一
八街市長	原口 行光	八日市場市外三町	
東葛飾郡関宿町長	河井 弘	消防組合組合長	斉藤 讓
東葛飾郡沼南町長	相馬 正義	旭市外三町	
印旛郡酒々井町長	京増 正儀	消防組合組合長	崎山 八郎
印旛郡富里町長	相川 義雄	長生都市広域市町村圏	
印旛郡印旛村長	吉岡 敏夫	組合管理者	石井 常雄
印旛郡白井町長	秋本 衛久	安房都市広域市町村圏	
印旛郡印西町長	伊藤 利明	事務組合理事長	堀江 情一
印旛郡本埜村長	眞嶋八十八	佐倉市八街市酒々井町	
印旛郡栄町長	藤江 恭	消防組合組合長	菊間 健夫
香取郡干潟町長	山田 常衛	印西地区消防	
海上群海上町長	崎山 八郎	組合管理者	秋本 衛久
海上郡飯岡町長	嶋田新治郎	山武都市広域行政	
匝瑳郡光町長	斉藤 讓	組合管理者	野口 洋一
匝瑳郡野栄町長	渡辺 忠夷	隅都市広域市町村圏	
		事務組合管理者	山口 吉暉

資料 50 流山市・野田市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律226号)第21条の規定に基づく、流山市(以下「甲」という。)と野田市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災および救急発生の際、甲・乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のための消防隊の派遣
- (2) 救急業務のための救急隊の派遣

(応援の方法)

第4条 応援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援
別表に定める区域内に発生した火災を受報しまたは覚知した場合に出場するものとする。
- (2) 特別応援
甲・乙区域内に大火災または集団救急事故が発生し応援を必要とする場合に出場するものとする。

(応援の要請)

第5条 特別応援の要請は、被応援側の長の名をもって要請するものとする。

- 2 応援側の長の命令または状況判断により出場した場合には、前項の要請があったものとみなす。
- 3 応援に必要な隊数については、応援側において決定するものとする。
- 4 要請についての文書等は、提出しないものとする。

(出場)

第6条 消防隊の出場については、次による。

- (1) 甲は、流山市消防署の消防隊とし、乙は、野田市消防署の消防隊とする。
- (2) 消防団の出場については、隣接消防分団とし、それぞれの管内に延焼する恐れのある場合に出場するものとする。
- 2 普通応援および特別応援で、応援側の状況判断により出場する場合は、原則として甲にあっては甲の消防本部指令室、乙にあっては乙の消防本部指令室に問合せた後出場する。
- 3 鎮火の場合は、甲にあっては甲の消防本部指令室、乙にあっては乙の消防本部指令室に直ちに連絡する。

(応援隊の指揮)

第7条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

- 2 応援出場隊の長は、次に掲げる事項を被応援側現場最高指揮者に報告するものとする。
 - (1) 現場到着
 - (2) 危険物火災等により消火薬剤を使用する場合
 - (3) 消防行動

- (4) 引揚げ
- (5) その他必要事項
(通報)

第 8 条 救急応援した場合には、業務終了後必要な事項を被応援側の消防長に電話で通報するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第 9 条 応援に要した費用は、次の方法により処理する。

- (1) 応援側の負担とする経費は、応援のため要した経常経費ならびに事故により生じた経費とする。
- (2) 被応援側の負担とする経費は、災害防除が長時間にわたる場合の隊員に支給する食事および使用した消火薬剤ならびにその他の経費とする。

(協定外の事項)

第 10 条 この協定について疑義を生じたときは、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

(補則)

第 11 条 本協定を証するため本書 2 通を作成し、甲・乙各 1 通を保管するものとする。

第 12 条 江戸川町、野田市消防相互応援協定 (昭和 26 年 11 月 30 日) はこれを廃止する。

昭和 47 年 4 月 1 日

甲 流山市加 206 の 9
流山市長 田中 芳夫

乙 野田市中野台 168
野田市長 新村 勝雄

別 表

流山市	東深井 西深井 深井新田 こうのす台 平方村新田
野田市	今上 (上ヶ谷・下ヶ谷) 山崎 (大和田・宿・里・ 中地・西新田・東新田・ 島・大崎)

資料 51 柏市・流山市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定により、柏市(以下「甲」という。)と流山市(以下「乙」という。)は、消防の相互応援について、次のとおりとする。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防御のための消防隊の派遣
- (2) 救急業務のための救急隊の派遣
- (3) その他災害の発生に際し、必要と認められる事項

(応援の方法)

第4条 応援の方法は、次のとおりとする。

- (1) 普通応援別表に定める区域内に発生した火災、および救急事故を受報し、または覚知した場合に出場するものとする。
- (2) 特別応援甲又は乙の管轄区域内に大火又は集団災害等が発生し、応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請、又は応援側の状況判断により応援するものとし、応援隊数等については応援側において決定するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出場隊は、すべて現場の被応援隊側の最高指揮者の指揮に従うものとする。

(応援隊の報告)

第6条 応援出場隊の長は、消防行動について速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援のために要した費用は、次の方法により処理するものとする。

- (1) 応援のために要した経常的経費及び事故により生じた経費は応援側の負担とする。
- (2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項についてはその都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(附則)

第9条 この協定は、昭和62年4月1日から施行する。

2 柏市・流山市消防相互応援協定書(昭和47年9月1日締結)は、これを廃止する。
本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各その1通を保有する。

昭和 62 年 4 月 1 日

甲 柏市柏五丁目 10 番 1 号
柏市
柏市長 鈴木 眞

乙 流山市平和台一丁目 1 番 1 号
流山市
流山市長 秋元大吉郎

別 表

消防相互応援区域

普通応援

柏 市	流 山 市
大青田の一部、十余二の一部、中十余二の一部、高田の一部、篠籠田の一部、豊四季の一部、豊上町の一部、南柏一丁目二丁目、今谷上町の一部、豊住二丁目、今谷南町、東中新宿一丁目四丁目、光ヶ丘一丁目二丁目、光ヶ丘団地、中新宿一丁目から三丁目	東深井の一部、こうのす台、江戸川台東一丁目から四丁目、東初石一丁目から六丁目、西初石六丁目の一部、市野谷の一部、美田、青田、駒木台、十太夫、駒木、野々下一丁目の一部、野々下二丁目から六丁目、長崎一丁目二丁目、西松ヶ丘一丁目、松ヶ丘一丁目から六丁目、名都借の一部、前ヶ崎の一部、向小金新田

特別応援

柏 市	流 山 市
全 域	全 域

資料 52 千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づく千葉県流山市（流山市消防本部）（以下「甲」という。）と埼玉県三郷市（三郷市消防本部）（以下「乙」という。）との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

第 2 条 この協定は、火災等の災害発生の際甲、乙相互の消防力を活用して災害による被害を最少限度に防止することを目的とする。

第 3 条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から 1 隊出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援を必要とする場合は前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。

この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第 4 条 応援出場隊はすべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第 5 条 応援出場隊の長は消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第 6 条 応援のために要した経常的経費並びに事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は被応援側の負担とする。

第 7 条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、消防相互応援の実施について必要な事項は甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

第 8 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、そのつど甲、乙協議して決定するものとする。

第 9 条 本協定を証するため正本 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保管するものとする。

附 則

1 この協定は平成 3 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

2 千葉県流山市（流山市消防本部） 消防相互応援協定書（昭和 44 年 9 月 1 日）は、
埼玉県三郷町（三郷町消防本部）
廃止する。

上記のとおり協定する。

平成 3 年 4 月 1 日

千葉県流山市長 秋元 大吉郎
埼玉県三郷市長 木津 三郎

別 表

応 援 出 場 区 域		
	流 山 市	三 郷 市
普通応援	流山一丁目から九丁目 南流山七丁目・八丁目 木	早稲田一丁目から八丁目 三郷一丁目から三丁目 茂田井 幸房 岩野木
特別応援	流山市全域	三郷市全域

資料 53 松戸市・流山市消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 松戸市(以下「甲」という。)と流山市(以下「乙」という。)との消防組織法(昭和22年法律226号)第21条の規定に基づく消防の相互応援については、この協定の定めるところによる。

(協定の目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲・乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援の区分)

第3条 甲又は乙は、その区域内において火災等が発生したときは、次の区分に従いそれぞれ相互に応援するものとする。

(1) 普通応援

甲又は乙の消防機関が別表に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合において、応援側から1隊出場させることをいう。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生した場合において、それぞれの要請又は状況判断に応じ、必要な数の消防隊等を出場させることをいう。

(救急隊の応援)

第4条 救急隊の応援は、次の各号に掲げる場合にそれぞれの事故現場に救急隊を出場させるものとする。

(1) 甲又は乙の境界地域付近で発生した救急事故を駆け込みにより覚知したとき。

(2) 甲又は乙の境界地域付近で発生した救急事故を現認又は電話で受報したとき。

(3) その他緊急に出場する必要があると認めるとき。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(災害活動の報告)

第6条 応援出場隊の隊長は、速やかに現場最高指揮者に対し災害活動について報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 消防機械器具(救急機械器具を含む。以下同じ。)の小破損の修理、機械の燃料、職員の諸手当及び被服の補修等についての諸経費は、応援側の負担とする。

(2) 応援消防隊員及び救急隊員の死傷に伴う災害補償、賞しゅつ金及び甲慰金等の諸経費は、応援側の負担とする。

(3) 次に掲げる費用については、その都度当事者間において協議のうえ決定するものとする。

ア 建物、施設及び消防機械器具の重大な破損の修理

イ 一般人の死傷に伴う損害賠償その他の諸経費

ウ その他必要とする経費

(旧協定の解除)

第8条 この協定の締結に伴い、甲乙間において昭和47年2月3日付をもって締結した松戸市・流山市消防相互応援協定は、解除する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通保管するものとする。

平成10年3月20日

甲松戸市根本387番地の5

松戸市

松戸市長 川井 敏久

乙流山市平和台1丁目1番地の1

流山市

流山市長 眉山 俊光

資料 54 常磐自動車道三郷・いわき中央インターチェンジ間における消防相互応援協定

消防組織法(昭和22年法律226号)第21条第2項の規定により、下記市町村、組合(以下「協定市町村等」という。)の長は、協定市町村等の行政区域のうち、常磐自動車道三郷、いわき中央インターチェンジ間(以下「協定区域」という。)における消防及び救急業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

三郷市、吉川町松伏町消防組合、吉川町、流山市、柏市、守谷町、谷和原村、伊奈町、つくば市、常総地方広域市町村圏事務組合、筑南地方広域行政事務組合、土浦市、新治村、千代田村、新治地方広域事務組合、石岡市、美野里町、八郷町、岩間町、友部町、内原町、水戸市、笠間市外3町広域消防事務組合、小川美野里玉里広域消防事務組合、那珂瓜連地区消防事務組合、那珂町、東海村、常陸太田市、日立市、高萩市、十王町、高萩市十王町事務組合、北茨城市、いわき市

(目的)

第1条 本協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において協定市町村等の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

(出場区域)

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため協定区域に災害が発生した場合は、別表に掲げる協定出場区域表に基づき消防隊、救急隊、その他の人員資機材(以下「消防隊等」という。)を出場させるものとする。

(出場消防隊等)

第3条 本協定により出場する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

(応援)

第4条 協定区域に災害が発生し、第2条の規定により出場した市町村等(以下「出場市町村等」という。)の消防長が、他の協定市町村等の応援の必要を認めるときは、当該協定市町村等の長(消防本部が設置されている市町村等の場合は消防長とする。以下同じ。)に対し、応援の要請をすることができる。

また、第2条の規定により出場しなければならない市町村等において、特別の理由により出場できない場合も同様とする。

2 応援の要請を行う出場市町村等の長は、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生 の場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

3 応援の要請を受けた協定市町村等(以下「応援市町村等」という。)は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務上重大な支障があり消防隊等を出場させることができない応援市町村等の長は、速やかにその旨を応援の要請者に通報するものとする。

(指揮)

第5条 前条の規定により、応援のために出場した消防隊等の指揮は、第2条の規定により出場した消防隊等の現場の最高指揮者が行うものとする。

(災害の事務処理)

第6条 災害の事務処理は、第2条の規定により出場した消防隊等が行うものとする。この場合において、火災の原因、損害又は被救護者の調査事務等が長時間にわたるときは、災害発生地を管轄する協定市町村等に事務の一部を依頼することができる。

また、必要に応じ事務処理状況等について、相互に通報するものとする。

(経費の負担)

第7条 第2条の規定による出場及び第4条の規定による応援(以下「応援等」という。)に要する経費の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 応援等に要した経費は、応援等を行った協定市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、又は立て替えたものについては、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町村等が現物又はその経費を負担するものとする。
- (2) 応援のために出場した消防隊等の活動が長時間にわたり燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、災害発生地を別表「協定出場区域表」により管轄する協定市町村等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援等のため出場した消防隊の隊員の給与及び公務災害補償を要する費用は、当該消防隊等の所属する協定市町村等の負担とする。
- (4) 応援等のため出場した消防隊の隊員等が業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、その賠償についてその都度関係協定市町村等において協議のうえ決定するものとする。ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町村等が負うものとする。

(情報交換等)

第8条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び機器資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議のうえ決定するものとする。

(実施要領)

第10条 本協定の実施について必要な事項は、協定市町村等の消防長が相互に協議のうえ別に定めるものとする。

(適用)

第11条 本協定は、昭和63年3月24日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定34通を作成し、各々記名押印のうえ各1通を保有する。

なお、昭和59年3月20日付(柏、那珂インターチェンジ間)、昭和60年1月21日付(三郷、柏インターチェンジ間)、昭和61年6月1日付(水戸、日立北インターチェンジ間)で締結した常磐自動車道における消防相互応援協定書は廃止する。

昭和 63 年 3 月 24 日

埼玉県三郷市		茨城県新治郡八郷町	
市長	木津 三郎	町長	中村 謙一
吉川町松伏町消防組合		茨城県西茨城郡岩間町	
管理者	深井 誠	町長	中林 恒之
埼玉県吉川町		茨城県西茨城郡友部町	
町長	深井 誠	町長	村上浩之助
千葉県流山市		茨城県東茨城郡内原町	
市長	元大 吉郎	町長	深澤 洋造
千葉県柏市		茨城県水戸市	
市長	鈴木 眞	市長	佐川 一信
茨城県北相馬郡守谷町		笠間市外 3 町広域消防事務組合	
町長	大和田 仁	管理者	笹目宗兵衛
茨城県筑波郡谷和原村		小川・美野里・玉里広域消防事務組合	
村長	小菅 一男	管理者	伊藤 光雄
茨城県筑波郡伊奈町		那珂瓜連地区消防事務組合	
町長	遠崎 義夫	管理者	浅川 泰郷
茨城県つくば市		茨城県那珂郡那珂町	
市長	倉田 弘	町長	浅川 泰郷
常総地方広域市町村圏事務組合		茨城県那珂郡東海村	
管理者	大和田 仁	村長	須藤 富雄
筑南地方広域行政事務組合		茨城県常陸太田市	
管理者	倉田 弘	市長	武藤 彬
茨城県土浦市		茨城郡日立市	
市長	助川 弘之	市長	立花 留治
茨城県新治郡新治村		茨城県高萩市	
村長	野口福太郎	市長	鈴木 藤太
茨城県新治郡千代田村		茨城県多賀郡十王町	
村長	金子 政美	町長	関 義弘
新治地方広域事務組合		高萩市十王町事務組合	
管理者	坂本 重道	管理者	鈴木 藤太
茨城県石岡市		茨城県北茨城市	
市長	山本 吉藏	市長	松崎 龍夫
茨城県東茨城郡美野里町		福島県いわき市	
町長	外之内光男	市長	中田 武雄

資料 55 流山市防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力株式会社柏営業所）

流山市を甲とし、東京電力株式会社を乙とし電力供給に係わる大規模停電が発生した場合における流山市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の使用に関し、甲乙間において、次の条項により協定を締結する。

（広報の依頼）

第1条 乙は、電力供給に係わる大規模停電が発生し、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、広報の依頼をするものとする。この場合において、大規模停電とは、おおむね5000世帯以上に相当の長時間にわたり影響を及ぼすおそれのある停電とする。

2 甲は、前項の依頼を受けたときは、防災無線を使用し、別記広報文例により、市民等に対して広報をするものとする。

（広報依頼内容等）

第2条 乙は、前条第1項の依頼をするときは、別紙連絡体制により、次に掲げる事項を、甲に連絡するものとする。

- (1) 広報依頼者の所属及び氏名
- (2) 停電の原因(判明している場合)
- (3) 影響する範囲
- (4) 復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときは、その旨を直ちに甲に連絡するものとする。

（疑義の決定等）

第3条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成12年4月14日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

市長 眉山俊光

柏市新柏1丁目13番地2号

乙 東京電力株式会社柏営業所

所長 小川忠晴

別記広報文例（第1条第2項）

こちらは、流山市です。

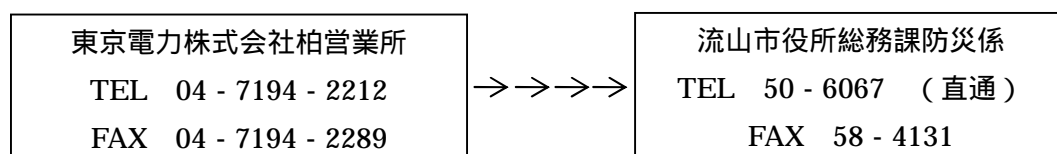
ただ今、地域において停電が発生しました。

現在、事故原因について調査中ですが、復旧には時間くらいかかる見込みです。あわてずに落ち着いて行動して下さい。

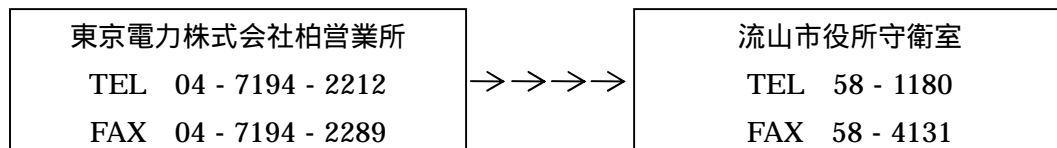
なお、切れた電線を見つけた場合には、触れずに東京電力柏営業所までご連絡ください。

別紙連絡体制（第2条第1項）

1 平日の午前8時30分から午後5時20分までの場合



2 上記以外の場合



資料 56 流山市防災行政無線の活用に関する協定書（京和ガス株式会社，京葉瓦斯株式会社）

流山市を甲とし、京和ガス株式会社を乙とし、自然災害等により、乙によるガスの供給に係る大規模事故が発生した場合の流山市防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の活用に関し甲、乙間において次のとおり協定を締結する。

（大規模事故の定義）

第 1 条 本協定における大規模事故とは、地震、台風などの自然災害や事故等により概ね 5,000 世帯以上に相当の時間市民生活に影響を及ぼすおそれのある事故をいう。

（広報の依頼）

第 2 条 乙は、大規模事故が発生し、独自では速やかな広報ができないと判断した場合は、甲に防災行政無線を活用した広報を依頼することができるものとする。

（依頼内容等）

第 3 条 乙は、前条の依頼をするときは、甲乙間で事前に確認した別紙連絡体系により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- (1) 依頼者の所属及び氏名
- (2) 事故発生時間
- (3) 事故原因（判明している場合）
- (4) 影響の範囲
- (5) 復旧の見通し
- (6) その他必要な事項

2. 乙は、依頼後に新たな情報が判明したときは、当該情報を直ちに甲に連絡するものとする。

（防災行政無線を活用した広報の実施）

第 4 条 甲は、乙からの広報の依頼を受け、当該大規模事故が市民の生活に影響を及ぼすと予想されると判断したときは、別記の広報文例を参考として、防災行政無線を活用し、市民等に対して速やかに広報を実施するものとする。

（協定条項の解釈等）

第 5 条 この協定に定める各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第 6 条 本協定書の有効期間は、締結日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示をしないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 12 年 5 月 19 日

甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市

流山市長 眉山俊光
乙 流山市江戸川台東1丁目254番地
京和ガス株式会社
取締役社長 水野宏

(協定条項の解釈等)

第5条 この協定に定める各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定書の有効期間)

第6条 本協定書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示をしないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

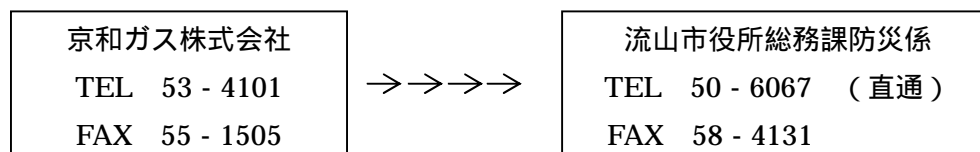
平成12年5月19日

甲 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市
流山市長 眉山俊光

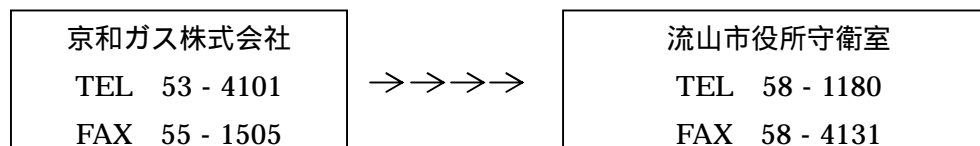
乙 柏市柏211番地の5
京葉瓦斯株式会社 東葛支社
支社長 昼間郁夫

別紙連絡体制(第2条第1項)

1 平日の午前8時30分から午後5時20分までの場合

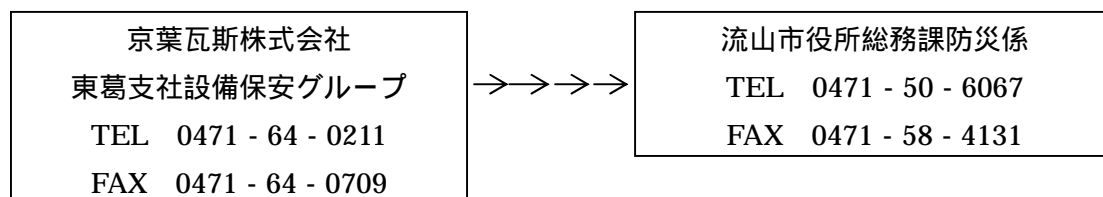


2 上記以外の場合

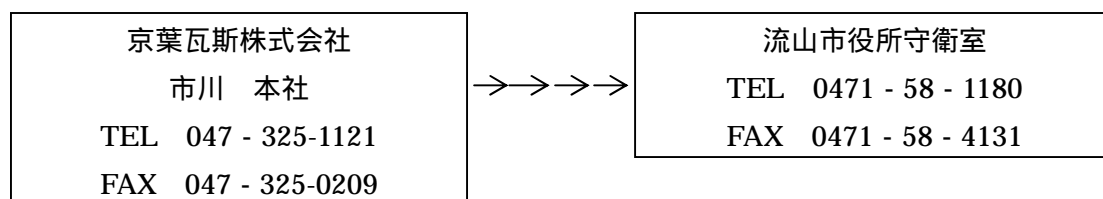


別紙連絡体制(第3条第1項)

1 平日の午前8時30分から午後5時20分までの場合



2 上記以外の場合



広 報 文 例

こちらは、流山市です。

ただ今、 地域において、都市ガスの供給が停止されています。

現在、事故原因については、ガス会社が調査中ですが、復旧については 時間くらいかかる見込みです。

供給を再開するま際は、安全確保のため、ガス会社の係員が訪問し、設備の点検をしますので、それまで絶対にガスを使わないで下さい。

また、万一ガスの臭いがしたら、ガス会社に連絡してください。

資料 57 災害時における協力に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会及び市内各葬祭会社）

流山市(以下「甲」という。)と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。)とは、災害時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における、甲が行う遺体の処理活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力)

第2条 甲の市内において地震、風水害その他の災害が発生したことにより、甲に災害対策本部が設置される災害時(以下「災害時」という。)に多数の死者が一時的又は集中的に発生した場合は、甲は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙は、当該事項に協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の提供
- (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
- (3) その他甲の要請により乙が応じることができる事項

(要請)

第3条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事態等が発生したときは、電話又はファックス等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に送付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合は、乙のできる事項において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号に定める協力をしたときは、次に掲げる事項を、文書により甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に要した機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による乙の報告があった場合は、当該報告の内容が甲の要請に適合していることを確認の上、乙の協力に要した経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、協力に要した経費を甲に請求する場合は、その全額を一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定による経費の請求があった場合は、当該請求のあった日から30日以内に乙の指定する先に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生時直前における市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、この協定に基づく災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあっては災害対策本部長の職にある者を、乙にあっては会長を当該責任者とする。

(通知)

第12条 乙は、災害時における円滑な協力が図られるよう、この協定により協力できる乙の会員の名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成12年11月1日から施行する。
- 2 この協定の締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成12年1月1日

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市
流山市長 眉山俊光

東京都港区虎ノ門5-13-1

乙 社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会長 山下宗吉

資料 58 災害時における輸送業務に関する協定書（流山トラック事業協同組合）

流山市（以下「甲」という。）と流山トラック事業協同組合（以下「乙」という。）とは、救援物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市に災害が発生した場合において、流山市地域防災計画に基づき甲が行う救援物資等の輸送に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる場所への救援物資等の輸送の協力を行うものとする。

- (1) 避難場所への輸送
- (2) その他甲の指定する場所への輸送

（協力要請の手続）

第3条 甲の乙に対する救援物資等の輸送の要請は、文書により行うものとする。ただし、甲は、緊急を要するときは、電話等により要請できるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、要請を受けた場合は必要な人員、事業用車両等を出動させ、救援物資等の輸送に協力するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により協力をしたときには、その結果を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が救援物資等の輸送に要した費用を負担するものとする。この場合において、当該費用の額は、甲・乙協議して定めるものとする。

（車両の届出）

第7条 乙は、災害時における救援物資等の輸送業務のように供することができる事業用車両の車種、自動車登録番号等の毎年度当初甲に対して報告するものとする。

（事故等）

第8条 乙は、救援物資等の輸送のための事業用車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、1年間とする。ただし、有効期間の1か月前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から同一の条件をもって更新したものとみなす。以後期間満了となる場合も同様とする。

（協議）

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議して決定するものとする。

上記協定の締結を証として、本協定書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 13 年 6 月 7 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

甲 流山市

流山市長 眉山俊光

流山市流山 8 丁目 1310 番地の 1

乙 流山トラック事業協同組合

代表理事 小倉敬之

資料 59 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（生活協同組合ちばコープ，生活協同組合エル生活クラブ生活協同組合）

流山市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙₁」という。）生活協同組合エル（以下「乙₂」という。）生活クラブ生活協同組合（以下「乙₃」という。）とは、それぞれ、災害時における応急生活物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、流山市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、流山市地域防災計画に基づき甲が実施する応急生活物資の供給に関し、乙₁、乙₂及び乙₃（以下「乙」と総称する。）が行う当該物資の優先供給及び搬送の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、別表に掲げる応急生活物資の優先供給を実施することとし、甲の指定する物資供給拠点又は避難場所等まで当該物資の搬送を行うものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、甲・乙協議の上、別表に掲げる品目以外の品目を応急生活物資に追加して優先供給の対象とすることができる。

（要請手続き等）

第3条 甲は、乙に対する要請を行うときは、乙の代表者に文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するとき、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書をもって行うものとする。

2 前項に規定する乙の代表者は乙₁とし、乙の応急生活物資の優先供給及び搬送の連絡調整に当たるものとする。ただし、乙₁が事情により連絡調整に当たれないときは、乙₂が代わってその業務を行うものとする。

（費用弁償等）

第4条 甲は、第2条の規定により乙が優先供給を行った応急生活物資の代金及び搬送に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する代金の額は、災害直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第5条 乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における物資の調達等について、広域的な供給支援体制の整備に努めるものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、この協定は、さらに1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を4通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 14 年 3 月 21 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

甲 流山市

流山市長 眉山 俊光

千葉市若葉区桜木町 526 番 1

乙₁ 生活協同組合ちばコープ

理事長 高橋 晴雄

船橋市本町 2 丁目 2 番 1 号

乙₂ 生活協同組合エル

理事長 本郷 靖子

千葉市美浜区真砂 5 丁目 21 番 12

乙₃ 生活クラブ生活協同組合

理事長 池田 徹

別表

供給基準	応急生活物資供給品目
最優先供給品目	<ul style="list-style-type: none">・パン(菓子パン、調理パン)・牛乳(ロングライフ)・果物(バナナ、りんごなど)・レトルト食品(ごはん、おかず)・容器入り飲料水、清涼飲料
状況に応じて供給する品目	<ul style="list-style-type: none">・缶詰(イ-ジ-オープン) ・生理用品・即席麺 ・下着類・バター、ジャム ・靴下・緑茶 ・タオル・コーヒー ・なべ・紅茶 ・ラップ類・米 ・卓上ガスコンロ・梅ぼし ・卓上ガスボンベ・海苔 ・電池・塩 ・懐中電灯・醤油 ・ゴミ袋

	<ul style="list-style-type: none"> ・味噌 ・紙おむつ ・濡れティッシュ ・石鹸 ・洗濯洗面用具 ・蚊取り線香 ・使い捨てカイロ ・マスク 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパー ・ガムテープ ・バケツ ・軍手 ・裁縫キット ・文房具 ・運動靴
--	--	---

備考

- (1) 「最優先供給品目」とは、災害直後に最優先で調達・供給すべき品目とする。
- (2) 「状況に応じて供給する品目」とは、災害規模や被害者のニーズの変化等の状況に対応して調達・供給すべき品目とする。

資料 60 災害時の協力に関する協定（流山市土地開発公社）

流山市（以下「甲」という。）と流山市土地開発公社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時において甲が実施する災害応急対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 1 条 甲は、災害応急対策を実施するため乙に対し協力を求める必要があると認めるときは、文書により乙に協力を要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 2 条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、乙の職員を甲が実施する災害応急対策（以下「応急対策」という。）に派遣するほか、乙の所有する車両を応急対策のように供するものとする。

2 前項の場合においては、乙は、甲の定める職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行うものとする。

（経費の負担）

第 3 条 前条の規定により甲の要請する業務を行った場合において、乙が要した経費については、甲が負担する。

（経費の請求）

第 4 条 前条に規定する経費の額が確定した場合は、乙の請求に基づき甲が支払うものとする。

（災害補償等）

第 5 条 甲の要請により応急対策に従事した乙の職員が、そのために負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がない場合、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 52 年千葉県市町村総合事務組合条例第 1 号）の規定により甲が補填する。

（有効期間等）

第 6 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了日前 30 日までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示をしないときは、この協定は同一の条件をもって更新されたものとし以後の期間についても同様とする。

（協議）

第 7 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定締結の証として本協定書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 14 年 7 月 1 日

甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 眉山 俊光

乙 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市土地開発公社
理事長 岡本 忠也

資料 61 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（社団法人流山市歯科医師会）

流山市における災害の歯科医療救護活動を円滑に行なうため、流山市（以下「甲」という。）と社団法人流山市歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、流山市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第 2 条 甲は、流山市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の派遣要請を受けた場合は、直ちに歯科医師、歯科衛生士および事務職等で構成する歯科医療救護班を編成し、第 5 条の規定により甲が設置する応急救護所又は甲が指定する場所（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

（災害時歯科医療救護計画の策定及び提出）

第 3 条 乙は、この協定に基づく歯科医療救護活動を実施するため、災害時歯科医療救護計画を策定し、甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第 4 条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における歯科医療を必要とする被災者に対する応急措置に関すること。
- (2) 被災者の歯科医療機関への転送の要否及び順位の決定に関すること。
- (3) 歯科医療記録等による遺体の身元確認に関すること。
- (4) その他歯科医療活動に関すること。

（応急救護所の設置）

第 5 条 甲は、災害の発生状況により必要に応じて、避難所及び被災地周辺の歯科医療活動が可能な公共施設等に応急救護所を設置する。

（歯科医療救護班の搬送）

第 6 条 歯科医療救護班の救護所への搬送は、原則として乙が行うものとする。

（歯科医薬品等）

第 7 条 歯科医療救護班の歯科医療救護活動に要する医薬品及び医療器具等は、原則として乙が調達し、救護所等に配置するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲の保有する訪問用歯科診療器具等の使用並びに甲が開設した流山市休日診療所の歯科診療施設及び歯科診療機器材等の活用の要請が乙からあった場合は、甲は全面的に協力するものとする。

（後方歯科医療機関への転送）

第 8 条 甲は、救護所等に後方歯科医療機関における歯科医療を必要とする被災者がいる場合は、第 4 条第 2 号に規定する歯科医療救護班の決定により、乙が指定する後方歯科医療機関に当該被災者を転送するものとする。

（医療費）

第 9 条 救護所等における応急措置に係る医療費は、無料とする。

2 前条の規定による後方歯科医療機関における医療費は、原則として被災者の負担とする。

(総合防災訓練への参加)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する総合防災訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙の指示により歯科医療救護活動に従事した歯科医師等に対する費用弁償等については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(災害補償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙の指示により歯科医療救護活動に従事した歯科医師等が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例(昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号)に準じて甲が災害補償を行うものとする。

(協定の効力等)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、それぞれ甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年11月20日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 眉山 俊光

流山市西初石4丁目1433番地の1

流山市保健センター内

乙 社団法人 流山市歯科医師会

会長 奈良 文雄

災害時の歯科医療救護活動に係る費用弁償等に関する覚書

流山市(以下「甲」という。)と社団法人流山市歯科医師会(以下「乙」という。)との間において、平成14年11月20日付けで締結した「災害時の歯科医療救急活動に関する協定書」第11条の規定により、費用弁償等について、次のとおり覚書を交換する。

(費用弁償の額)

第1条 歯科医療救護活動に従事した者に対する費用弁償の額は、1回の従事につき次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 24,800 円
- (2) 歯科衛生士 4,480 円
- (3) 事務職など 3,080 円

2 歯科医療救護活動の時間が4時間を超える場合には、次の各号に規定する1時間単価に超過時間数を乗じて得た額を、前項各号に規定する金額にそれぞれ加算するものとする。

- (1) 歯科医師 6,200 円
- (2) 歯科衛生士 1,120 円
- (3) 事務職等 770 円

3 前2項に置ける従事時間が午後5時から午後10時まで及び午前5時から午前9時までの場合は、前項各号に規定する1時間単位に100分の25を、午後10時から午前5時までの場合歯、100分の50を乗じて得た額を、第1項各号に規定する金額にそれぞれ加算するものとする。

(実費弁償)

第2条 歯科医療救護活動を行うに当たり、歯科医師が所有する医薬品、衛生材料等を使用した場合は、甲がその実費を負担する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年11月20日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 眉山 俊光

流山市西初石4丁目1433番地の1

流山市保険センター内

乙 社団法人 流山市歯科医師会

会長 奈良 文雄

資料 62 災害時における業務協定書（流山環境保全共同組合）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「甲」という。）と流山環境保全協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における廃棄物等の処理のための応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次の協定を締結する。

（協力の要請）

第 2 条 甲が、応急対応を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

- (1) 廃棄物の撤去
- (2) 廃棄物の収集運搬
- (3) し尿の収集運搬
- (4) その他協力できる事項

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、又は要請事項に従い業務を行うものとする。

（業務報告）

第 4 条 乙は、要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは速やかに業務報告書を甲に提出するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 応急対応の実施に関する事項の伝達並びにこれに関する連絡の確実及び円滑化を図るため、甲、乙共に事前に連絡責任者を定めておくものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 3 条の規定により甲の要請する業務を実施した場合において乙が要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用については、甲乙協議のうえ決定する。

（費用の発生）

第 7 条 前条の規定により費用が確定した場合は、乙の請求に基づき甲は支払うものとする。

（災害補償）

第 8 条 甲は、第 3 条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疫病にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用がない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例（昭和 52 年千葉県市町村総合事務組合条例第 1 号）の規定により補償する。

（会員の状況等の報告）

第 9 条 乙は、本協定に係る組合員の人員、車両等に変更が生じた場合は、毎年 5 月末までに甲に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第 10 条 この協定は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、終了 30 日前までに、甲

又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月7日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

流山市流山2丁目312番地

乙 流山環境保全協同組合

理事長 大橋 照司

資料 63 災害時の応援に関する協定書（長野県信濃町）

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市長（以下「甲」という。）と信濃町長（以下「乙」という。）との協議により、流山市又は信濃町において、災害が発生し、被災市町独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、各々の市町における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第5条 被災地市町長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第6条 応援に従事する職員は、被災地市町長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。

2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受

けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年4月11日

流山市長 井崎 義治

信濃町長 服部 洋

資料 64 災害時の応援に関する協定書（石川県能登町）

（趣旨）

第1条 この協定は、流山市長（以下「甲」という。）と能登町長（以下「乙」という。）との協議により、流山市又は能登町において、災害が発生し、被災市町独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 甲及び乙は、各々の市町における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第5条 被災地市町長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

（指揮権）

第6条 応援に従事する職員は、被災地市町長の指揮の下に行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町で負担するものとする。

2 応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受

けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年7月8日

流山市長 井崎 義治

能登町長 持木 一茂

資料 65 救助犬の出動に関する協定書（特定非営利活動法人日本救助犬協会）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人日本救助犬協会（以下「乙」という。）は、救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（業務内容）

第 2 条 この協定による業務は、流山市内の災害現場において、甲が救助活動のため救助犬の出動が必要であると認めた人名等検索活動（以下「検索活動」という。）とする。

（出動の要請）

第 3 条 甲は、検索活動のため救助犬が必要であると認めた場合は、乙に対し、救助犬の出動を要請するものとする。

2 救助犬の出動頭数は、災害種別、規模及び検索範囲等を考慮し、その都度甲及び乙が協議し、決定するものとする。

3 乙は、前項の出動要請を受けたときは、速やかに乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、救助犬の出動を命ずるものとする。

（業務等の実施）

第 4 条 会員は、救助犬とともに出動したときは、甲の現場責任者の指揮のもとに検索活動を行うものとする。

2 前項の業務を円滑に実施するため、甲及び乙が協議して訓練を実施するものとする。

（業務の終了）

第 5 条 この協定による業務の終了は、甲の現場責任者が検索活動の終了を告げたとき、又は救助犬による検索活動の続行が不可能と判断したときとする。

（費用の弁償）

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により甲の要請する業務を乙が実施した場合において要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

（災害現場等における損害等）

第 7 条 この協定に基づく会員並びに救助犬の業務及び訓練等に伴って生じた障害（第三者に対する損害を含む。）は、乙及び会員の責任において負担するものとする。

（理事等の名簿の提出）

第 8 条 乙は、甲に本協定に係る理事等の名簿を提出するものとし、甲はその名簿を保管しておくものとする。ただし、乙は会員等に異動があったときは、その都度甲に通知するものとする。

（連絡会）

第 9 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用するため、必要に応じ連絡会を開催するものとする。

（疑義の決定）

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

- 甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 井崎 義治
- 乙 東京都中野区中野 5 丁目 67 番 6 号
ビジネスハイツ中野 701 号
特定非営利活動法人 日本救助犬協会
理事長 小澤 宏之

「救助犬の出動に関する協定」実施細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、平成 17 年 8 月 8 日付けで流山市(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人日本救助犬協会(以下「乙」という。)との間で締結した救助犬の出動に関する協定(以下「協定」という。)第 10 条の規定に基づき、次のとおり協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(出動対象災害等)

第 2 条 甲が乙に出動要請する災害等は、次の場合とする。

- (1) 地震による建造物等の崩壊、倒壊等により人命等検索活動が必要な災害
- (2) 建造物、その他の工作物等の崩壊等により人命等検索活動が必要な災害
- (3) 土砂崩れ等により人命等検索活動が必要な災害
- (4) その他人命検索活動が必要な災害

(出動の要請)

第 3 条 甲は、協定第 3 条に規定する出動を要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示して、文書又は電話等の方法により行うものとする。

ただし、乙との連絡がとれない場合、甲は乙に属する会員(以下「会員」という。)に対して直接要請することができるものとする。

この場合、甲は、速やかにその旨を乙に連絡するものとする。

- (1) 災害種別、場所及びその概要
- (2) 出動場所
- (3) 連絡、誘導担当者の所属、氏名
- (4) その他要請に必要な事項

2 乙は、協定第 3 条に規定する出動の要請を受け出動態勢が整ったときは、次の各号に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 責任者の氏名
- (2) 出動人員
- (3) 救助犬の頭数
- (4) 出動時間及び到着予定時間

(5) その他必要な事項

3 第1項及び第2項に定める連絡先は次のとおりとする。

区 分	連 絡 先		連 絡 方 法
流 山 市	昼	総務部総務課	電話 04(7150)6067 FAX 04(7158)4131
	休日 夜間等	総務部総務課 (管財課守衛室経由)	電話 04(7158)1180
日本救助犬協会 本部	昼	事務所 中西事務局長宅	電話 03(3385)3451 FAX 03(3385)3461 電話 042(592)3309 FAX 042(592)3309 携帯 090(6520)3641
	休日 夜間等	小澤理事長宅	電話 03(3387)8951 FAX 03(3387)5831 携帯 090(5583)9055
日本救助犬協会 千葉北部地区	昼夜 休日	地区責任者 松原和子宅	電話 04(7148)7620 FAX 04(7148)7626 携帯 090(5439)9815

(連携活動)

第4条 甲及び乙は、協定第4条の規定による訓練等を通じて、円滑な救助活動が実施できるよう努めるものとする。

第5条 乙は、出動隊の帰着後速やかに、甲に対して次の事項を別記様式により通知するものとする。

- (1) 出動部隊(救助犬の頭数、人員、車両)
- (2) 活動時間経過
- (3) 活動内容
- (4) その他必要な事項

(費用の弁償)

第6条 甲は、前第5条に基づく乙からの通知を持って費用の請求があったものとみなし、内容等を確認し、活動に要した費用を乙に支払うものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用については、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(疑義の決定)

第7条 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

甲 流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
流山市
流山市長 井崎 義治

乙 東京都中野区中野 5 丁目 67 番 6 号
ビジネスハイツ中野 701 号
特定非営利活動法人 日本救助犬協会
理事長 小澤 宏之

**資料 66 災害時における放送要請に関する協定書（株式会社 JCN コアラ葛飾（旧株式会社コア
ラテレビ））**

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 57 条の
規定及び流山市地域防災計画に基づき、流山市（以下「甲」という。）が株式会社コアラテレビ
（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第 2 条 甲は、法第 56 条の規定に基づく通知又は要請が緊急を要する場合で、かつ、他の通信施
設により通信することができない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特に
放送を必要とするときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続）

第 3 条 甲は、乙に対し放送を行うことを求めるときは、次に掲げる事項を明らかにして要請す
るものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送希望日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第 4 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放
送するものとする。

（連絡責任者）

第 5 条 放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実、かつ、円滑なものとするた
め連絡責任者を置くこととし、甲にあっては流山市防災担当課長、乙にあっては株式会社コア
ラテレビ編成担当部長を連絡責任者とする。

（疑義の決定）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ
定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保
有する。

平成 17 年 8 月 8 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

松戸市新松戸 3 丁目 55 番地

乙 株式会社コアラテレビ

代表取締役社長 岡村 雅宜

「災害時における放送要請に関する協定」実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成17年8月8日付けで流山市(以下「甲」という。)が株式会社コアテレビ(以下「乙」という。)との間で締結した災害時における放送要請に関する協定(以下「協定」という。)第6条の規定に基づき、次のとおり協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲が、協定第2条に基づき乙に行う放送要請の範囲は、次の場合とする。

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難勧告等緊急に住民に対し周知する必要があるとき。

(2) 緊急警報放送により放送要請をすることができるのは、次の場合とする。

ア 住民への警報、通知等

イ 災害時における混乱を防止するための指示等

ウ 前各号のほか、甲が特に必要と認めるもの

(要請の手続)

第3条 甲は、緊急警報放送の放送を要請するときは、予め電話等により放送要請の予告をした後、文書(様式1)により乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により様式1に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書により行うものとする。

(疑義の決定)

第4条 この実施細目に定めのない事項及び内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年8月8日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

松戸市新松戸3丁目55番地

乙 株式会社コアテレビ

代表取締役社長 岡村 雅宜

資料 67 災害時における物資の供給に関する協定書（流山石油商組合）

（趣旨）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合に、応急措置のため、緊急に必要なが生じた物資の供給について、流山市（以下「甲」という。）と流山石油商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（物資の種類）

第 2 条 物資の種類は、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なとするものとする。

（供給手続）

第 3 条 甲が、物資の供給を受けようとするときは、文書（様式 1）により、乙へ要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後速やかに要請に関する文書を送付するものとする。

（費用弁償）

第 4 条 甲は、前条の規定により供給を受けた物資の代金を、災害が発生した時における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定し、乙に支払うものとする。

（協定の効力及び更新）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、この期日終了 30 日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に 1 年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義の決定）

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 8 月 8 日

流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
甲 流山市
流山市長 井崎 義治

流山市鱈ヶ崎 10 番地の 1
乙 流山石油商組合
組合長 山野辺 繁

資料 68 災害時における燃料の供給に関する協定書（流山石油商組合）

（趣旨）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合に、災害応急対策に使用する災害対策本部活動車両等の燃料供給について、流山市（以下「甲」という。）と流山石油商組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（本部活動用車両等）

第 2 条 この協定において「災害対策本部活動用車両等」とは、流山市の表示を掲げた甲所有の車両、消防車両、発電機等の防災資機材、その他甲が災害応急対策に必要と認めた車両及び防災資機材とする。

（燃料の種類）

第 3 条 燃料の種類は、ガソリン、軽油及び灯油とする。ただし、その他緊急に必要なものについても、乙は、支障のない範囲で甲からの要請に応じるものとする。

（要請の手続）

第 4 条 甲は、災害時に燃料の供給を受けようとするときは、災害時燃料供給要請書（様式 1）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により様式 1 に定める事項を明らかにして要請し、事後において速やかに文書により行うものとする。

2 乙は、甲からの災害時燃料供給要請書（様式 1）又は電話による要請を受けたときは、速やかに乙の組合員店へ要請するものとする。

（供給の方法）

第 5 条 前条の規定による要請後、甲は、乙の組合員店において、別紙記載の災害時燃料給油券（以下「給油券」という。）A、B により燃料の供給を受けるものとする。

2 前項の規定により甲から要請を受けた乙の組合員店は、甲に対し、優先的に燃料を供給するものとする。

3 前項の規定による燃料供給後、給油券 A は甲が保管し、給油券 B は乙の組合員店が保管するものとする。

（費用弁償）

第 6 条 甲は、前条 3 項に基づく乙からの給油券 B の請求をもって費用の請求があったものとみなし、乙に支払うものとする。

2 甲は、前条の規定により供給を受けた燃料の代金を災害が発生した時における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定し、乙に支払うものとする。

（会員の状況等の報告）

第 7 条 乙は、本協定に係る組合員及び業種等に変更が生じた場合は、毎年 4 月末までに甲に報告するものとする。

（協定の効力及び更新）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間をもって終了する。ただし、この期間終了 30 日前までに、甲又は乙はそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に 1 年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年8月8日

流山市平和台1丁目1番地の1
甲 流山市
流山市長 井崎 義治

流山市鱒ヶ崎10番地の1
乙 流山石油商組合
組合長 山野辺 繁

資料 69 流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、流山市長(以下「甲」という。)と北上市長(以下「乙」という。)との協議により、流山市又は北上市において、災害が発生し、被災市独自では十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、基本的な事項について定めるものとする。

(連絡の窓口)

第2条 甲及び乙は、各々の市における防災担当を窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほかに特に要請のあった応援

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請することができるものとし、その後、速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量並びに職種別ごとの人員
- (4) 応援の期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

第5条 被災地市長から応援要請の依頼がない場合においても、事態が緊急を要すると判断した場合は、前条の規定による要請の有無にかかわらず、必要な応援を行うことができるものとする。

(指揮権)

第6条 応援に従事する職員は、被災地市長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市で負担するものとする。

2 応援を受けた市で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受け

た市の求めにより応援した市は、当該費用を一時繰替えて支弁することができるものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、甲及び乙がその都度協議して定める。

(情報の交換)

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を交互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年11月3日

流山市長 井崎 義治

北上市長 伊藤 彬

資料 70 地震、風水害、雪害、その他の災害における業務協定書（流山建設業協同組合）

（趣旨）

第 1 条 流山市（以下「甲」という。）と流山建設業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、雪害その他の災害（以下「災害」という。）時における応急対応（以下「応急対応」という。）を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、応急対応を実施するため、乙に対し協力を求める必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び活動内容
- (2) 応急対応に必要とする人員、建設資機材等
- (3) 応急対応の場所、期間

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、甲の定めた職員の指示に従い、要請事項に基づく業務を行うものとする。

（業務報告）

第 4 条 乙は、甲の要請事項を実施する場合は、適宜その活動内容等の経過について報告するとともに、その業務を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書をもって、甲に提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動の人員と期間
- (3) 活動の場所
- (4) 活動の効果
- (5) 事故のあった場合はその内容
- (6) その他参考となる事項

（連絡責任者）

第 5 条 応急対応の実施に関する事項の伝達の円滑化を図るため、甲、乙、双方の連絡責任者を定め書面にてそれぞれ交換しておくものとする。

（費用の負担）

第 6 条 第 3 条の規定により甲の要請する業務を実施した場合に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用の算定は、別表のとおりとし、同表に定めのない重機等については、千葉県土木工事生産基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（費用の請求）

第 7 条 前条の規定により費用が確定した場合は、乙の請求に基づき甲は支払うものとする。

（災害補償）

第 8 条 甲は、第 3 条の規定に基づき業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疫病にかかり、又は障害となった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第

50号)を適用し、適用しない場合は、千葉県市町村消防団員等公務補償条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定により補償する。

2 第3条に規定にする応急対応の実施に伴い、建設資機材等に損傷が生じた場合の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、この協定は更に1年間延長されたものとし、以後の期間についても同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この規定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年4月11日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

流山市青田520番地の1

乙 流山建設業協同組合

理事長 川畑 哲則

別表

人件費・機材費

職種及び機材	単位	単価(円)
作業員	1人/1時間労務単位	2,500
電気通信設備技術者	1人/1時間労務単位	3,700
機械工	1人/1時間労務単位	2,600
2t ダンプトラック	1台/1日あたり	7,000
4t ダンプトラック	1台/1日あたり	15,000
4t クレーン付トラック	1台/1日あたり	15,000
タイヤショベル	1台/1日あたり	15,000
発動発電機(50KVA)	1台/1日あたり	7,000

上記表に定めのない事項については、別途双方で協議のうえ決定するものとする。

なお、会社待機の指示を防災本部において行った場合は、作業員賃金の半額を支給するものとする。

資料 71 災害時における食糧等の供給に関する協定書（株式会社セブン - イレブン・ジャパン）

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が流山市内において発生し、応急措置のため緊急に食糧等の生活物資の必要が生じた場合、その供給について流山市(以下「甲」という。)と株式会社セブン - イレブン・ジャパン(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、流山市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合において、流山市地域防災計画に基づき、甲が行う生活救援対策等に必要な食糧等の生活物資の供給に関し、乙が行う当該物資の優先供給及び搬送の協力について必要な事項を定めるものである。

(協力の内容)

第2条 乙は、甲からの要請に基づき、甲が指定する食糧等の生活物資を供給することとし、甲の指定する物資供給拠点又は避難所等まで当該物資の搬送を行うものとする。

(要請手続き)

第3条 甲は、乙に対する要請を行うときは、乙に文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(費用弁償等)

第4条 甲は、第2条の規定により乙が優先供給する食糧等の生活物資の代金及び搬送に要する費用を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する代金の額は、災害直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1箇月前までに甲・乙いずれからも何ら申し出がないときは、この協定は、さらに1年間継続されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、甲と乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成19年2月1日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長 井崎 義治

東京都千代田区二番町8番地8

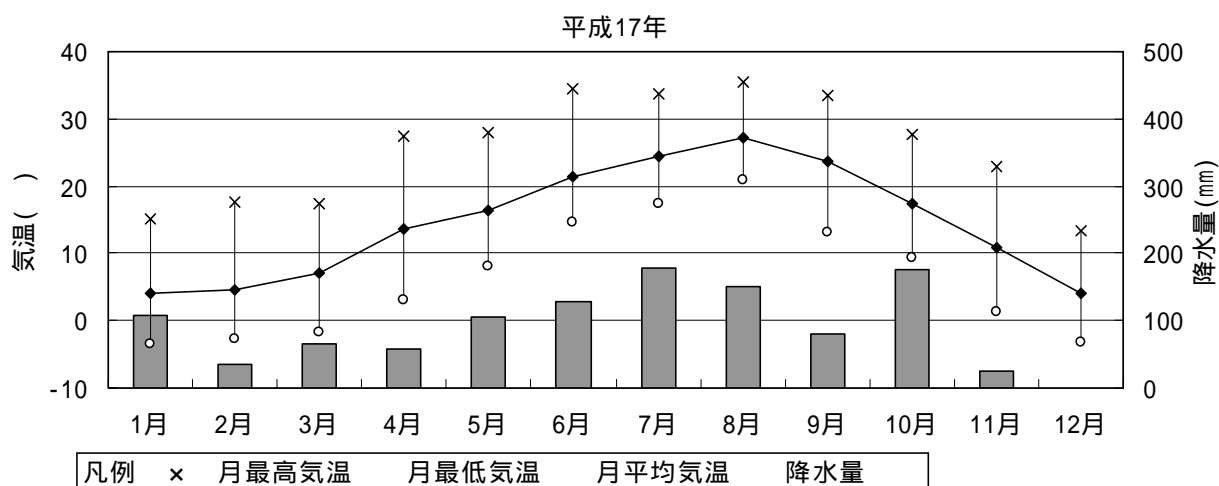
乙 (株)セブン - イレブン・ジャパン

代表取締役 山口 俊郎

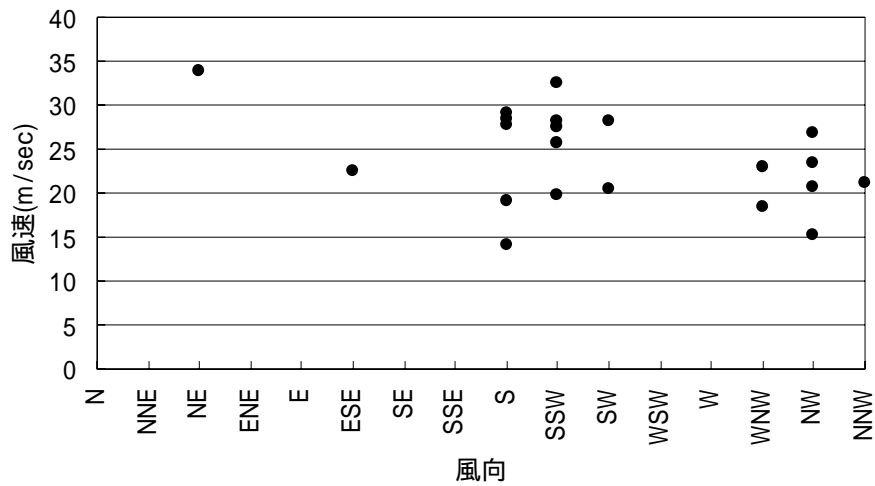
その他

資料 72 市の気象の概況

区分 年次	気 温 ()			平均 湿度 (%)	風 速 (m/s)		最多 風向	降水 総量 (mm)	天 気 日 数		
	平均	最高	最低		平均	最高			晴	曇	雨 (雪)
平成 8 年	15.0	38.0	-7.0	70.7	2.2	-	N	1,110.0	211	117	35(3)
平成 9 年	15.1	37.0	-3.0	65.8	2.7	28.7	NNW	1,084.5	237	94	34
平成 10 年	15.1	36.1	-4.8	72.9	2.6	32.4	S	1,341.5	182	130	50(3)
平成 11 年	15.5	39.6	-4.7	72.0	2.8	30.2	NNW	1,289.0	246	81	38
平成 12 年	15.5	35.2	-3.5	71.8	2.8	26.1	NNW	1,166.5	235	93	38
平成 13 年	14.8	37.7	-6.1	73.2	2.7	29.2	NW	1,148.0	238	88	35(4)
平成 14 年	15.0	37.0	-3.5	68.9	2.9	38.5	NNW	1,100.0	224	104	36(1)
平成 15 年	14.4	35.7	-3.4	70.2	2.8	28.1	NNW	1,620.5	198	115	52(1)
平成 16 年	15.7	37.1	-2.8	68.1	3.1	33.8	NNW	1,479.0	243	82	40(1)
平成 17 年	14.7	35.4	-3.4	65.8	2.9	28.5	NNW	1,113.0	237	95	32(1)
過去 10 ヲ年 の平均値	15.1	36.9	-4.2	69.9	2.7	30.6	-	1,245.2	225	100	39(1)



最高風速と最高風速時の風向



年 月	最高風速時の風向	最高風速
平成 16 年 4 月	ESE	22.4
平成 16 年 5 月	NE	33.8
平成 16 年 6 月	NNW	21.1
平成 16 年 7 月	NW	15.3
平成 16 年 8 月	NW	20.7
平成 16 年 9 月	NW	23.3
平成 16 年 10 月	NW	26.9
平成 16 年 11 月	S	14.0
平成 16 年 12 月	S	19.1
平成 17 年 1 月	S	27.8
平成 17 年 2 月	S	28.5
平成 17 年 3 月	S	29.2
平成 17 年 4 月	SSW	19.7
平成 17 年 5 月	SSW	25.7
平成 17 年 6 月	SSW	27.5
平成 17 年 7 月	SSW	28.2
平成 17 年 8 月	SSW	32.4
平成 17 年 9 月	SW	20.5
平成 17 年 10 月	SW	28.2
平成 17 年 11 月	WNW	18.5
平成 17 年 12 月	WNW	22.9

資料 73 市人口の推移

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

人 口	世 帯 数	人口密度 (人/km ²)	世帯 1 人当たりの人口
152,791 人	59,403 世帯	4,331 人	2.57

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

年 齢	平成 18 年			平成 19 年		
	計	男	女	計	男	女
総数	152,791	75,940	76,851	154,196	76,792	77,404
0 ~ 4	6,780	3,378	3,402	6,961	3,493	3,468
5 ~ 9	6,826	3,461	3,365	6,882	3,491	3,391
10 ~ 14	6,845	3,508	3,337	6,744	3,449	3,295
15 ~ 19	7,289	3,665	3,624	7,170	3,684	3,486
20 ~ 24	9,703	5,065	4,638	9,337	4,877	4,460
25 ~ 29	10,835	5,549	5,286	10,818	5,533	5,285
30 ~ 34	12,912	6,679	6,233	12,894	6,679	6,215
35 ~ 39	11,530	6,051	5,479	12,357	6,500	5,857
40 ~ 44	9,514	4,851	4,663	9,547	4,883	4,664
45 ~ 49	8,419	4,228	4,191	8,555	4,314	4,241
50 ~ 54	10,233	4,868	5,365	9,596	4,589	5,007
55 ~ 59	13,837	6,680	7,157	13,553	6,522	7,031
60 ~ 64	11,646	5,766	5,880	11,638	5,718	5,920
65 ~ 69	9,305	4,770	4,535	10,034	5,127	4,907
70 ~ 74	6,936	3,412	3,524	7,402	3,644	3,758
75 ~ 79	4,756	2,188	2,568	4,951	2,286	2,665
80 ~ 84	2,845	1,094	1,751	3,089	1,244	1,845
85 ~ 89	1,573	479	1,094	1,646	511	1,135
90 ~ 94	775	204	571	778	201	577
95 ~ 99	207	41	166	213	41	172
100 歳以上	25	3	22	31	6	25

資料 74 市土地区画整理事業一覧表

(平成 18 年現在)

区 分	施 行 者	地 区 数	面 積 (ha)
施 工 済	公 共	3	179.4
	組 合	11	142.0
	個 人	1	1.0
	計	15	322.4
施 工 中	公 共	3	352.3
	組 合	1	285.8
	個 人	1	34.2
	計	5	672.3
合 計		20	994.7

資料 75 市の都市公園・緑地の整備状況

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

街区公園	近隣公園	地区公園	運動公園	特殊公園	都市緑地	合計
25.20ha	3.97ha	5.53ha	15.03ha	4.95ha	24.75ha	79.44ha

都市公園等の整備目標

(平成 18 年 10 月現在)

年 度	市民一人当たりの面積	総面積に対する割合
平成 19 年度末	5.23 m ² /人以上	2.3 %以上
平成 31 年度末	10.0 m ² /人以上	5.7 %以上

資料 76 市防火対象物の現況

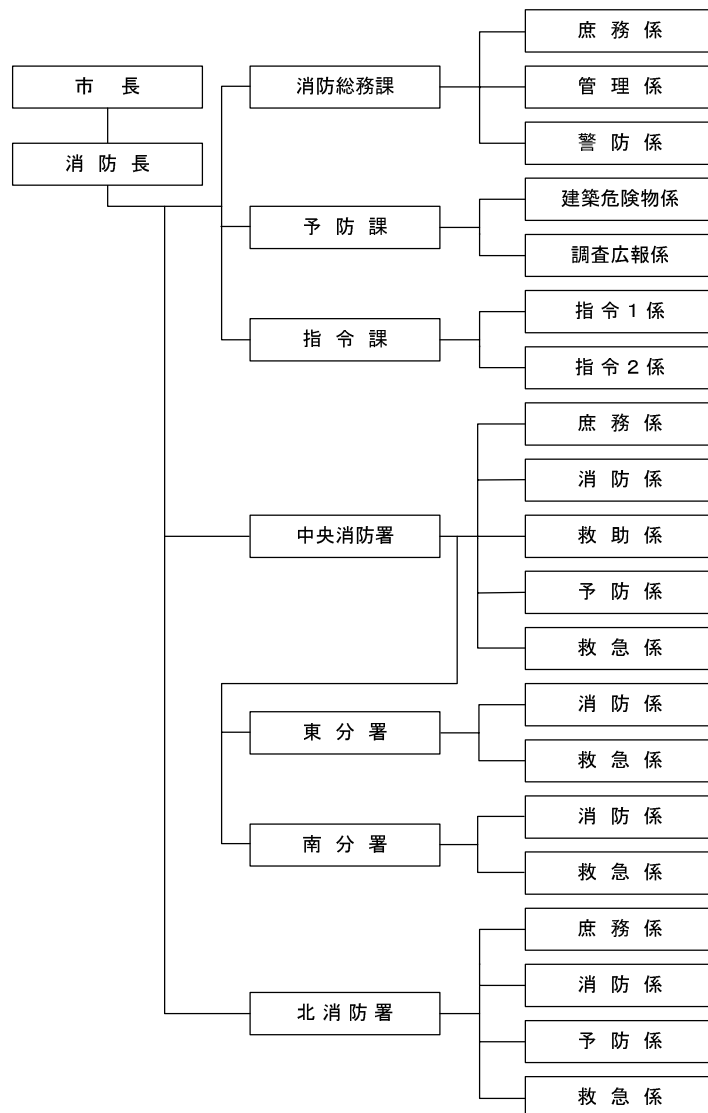
(平成 17 年 12 月)

区分	防火対象物名	施設数
1	劇場、映画館、観覧場	1
	公会堂、集会場	36
2	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ	-
	遊技場又はダンスホール	12
3	待合、料理店	5
	飲食店	59
4	百貨店、マーケット、物品販売業	125
5	旅館、ホテル、宿泊所	6
	寄宿舍、下宿、共同住宅	1,644
6	病院、診療所	63
	老人福祉施設、老人ホーム、児童福祉施設等	81
	幼稚園	23
7	小・中学校、高等学校、大学、専修学校	128
8	図書館、博物館	3
9	蒸気浴場、熱気浴場	1
	上記以外の公衆浴場	1
10	車両の停車場または航空機の発着場	3
11	神社、寺社、教会	21
12	工場又は作業場	173
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	-
13	自動車車庫又は駐車場	33
	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	-
14	倉庫	114
15	その他事業所	160
16	特定防火対象物が存する複合用途対象物	295
	上記以外の複合用途対象物	94
16 の 2	地下街	-
16 の 3	準地下街	-
17	重要文化財等に認定された建造物	-
18	延長 50 メートル以上のアーケード	3
19	市町村長の指定する山林	-
20	自治省令で定める舟車	-
合 計		3,084

資料 77 消防組織の現況

(平成 17 年 12 月)

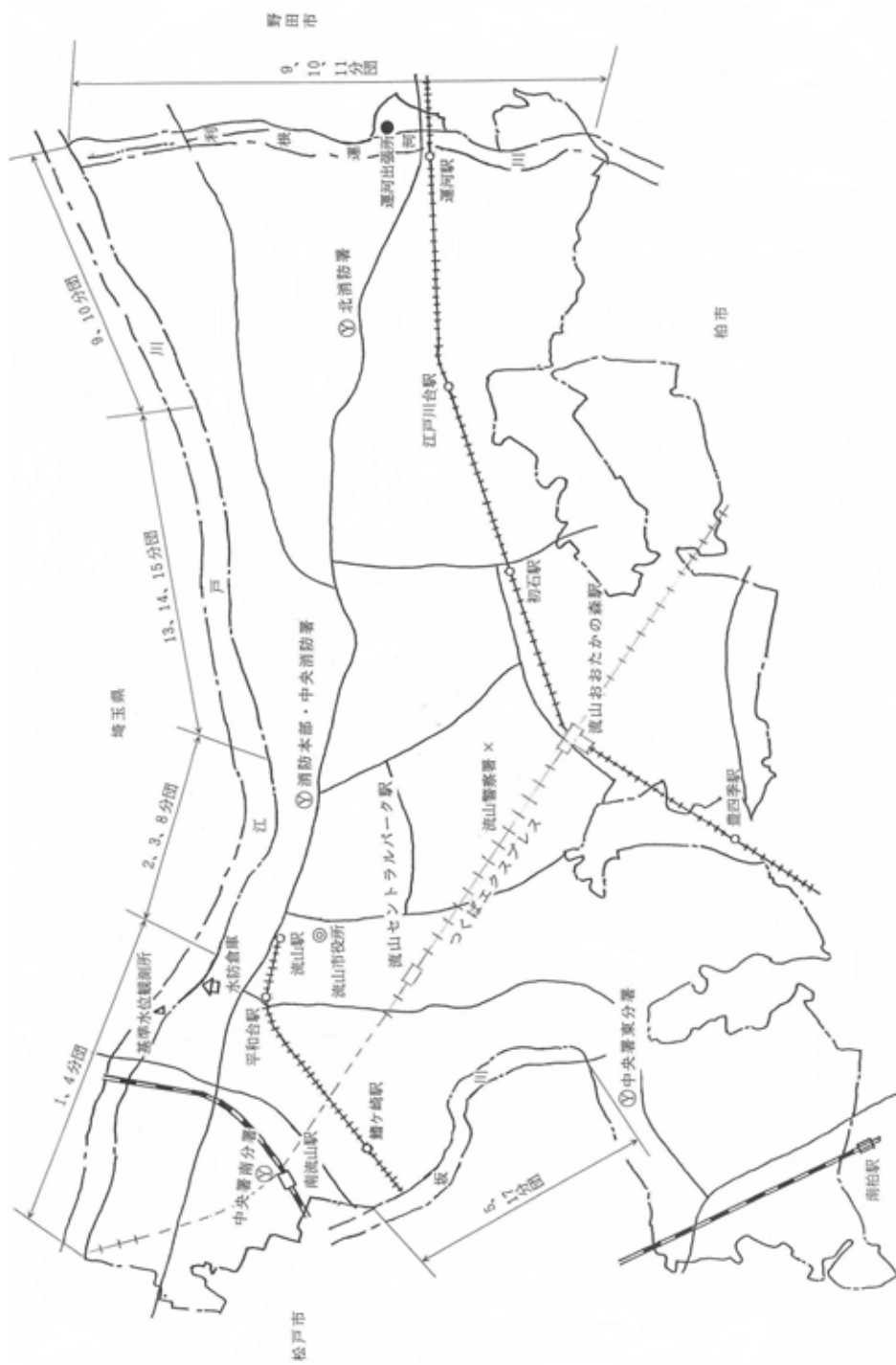
区 分		消 防 職 員 ・ 団 員			
		消防吏員	その他	消防団員	計
消 防 本 部		35	-	-	35
消 防 署	中央消防署	47	-	-	47
	北 消 防 署	33	-	-	33
	東 分 署	31	-	-	31
	南 分 署	21	-	-	21
計		167	-	-	167
消 防 団		-	-	303	303
合 計		167	-	303	470



資料 78 市消防団方面別隊別受け持ち区域表

(平成 17 年 12 月)

方面隊及び所属		定員	受持区域
団本部		17	
第一方面隊	第 1 分団	14	流山の一部(第 5 分団の受持区域とする流山の区域を除く。)、流山 5 丁目~9 丁目、南流山 5 丁目、南流山 7 丁目
	第 4 分団	10	木、南流山 6 丁目、南流山 8 丁目
	第 5 分団	12	流山の一部、鱈ヶ崎、南流山 1 丁目~4 丁目
	第 6 分団	12	西平井、平和台 2 丁目~4 丁目
第二方面隊	第 2 分団	15	流山 1 丁目~4 丁目
	第 3 分団	15	加一丁目の一部、加四丁目の一部、加五丁目、加六丁目
	第 7 分団	13	加、加一丁目の一部(第 3 分団の受持区域とする加一丁目の区域を除く。)、加二丁目、加三丁目、加四丁目の一部(第 3 分団の受持区域とする加四丁目の区域を除く。)、平和台 1 丁目、平和台 5 丁目
	第 8 分団	11	三輪野山
第三方面隊	第 12 分団	11	平方、美原 1 丁目~4 丁目
	第 13 分団	9	中野久木、富士見台、富士見台 1 丁目~2 丁目
	第 14 分団	15	南、北、小屋、上新宿、若葉台、上新宿新田、西初石 1 丁目~2 丁目、西初石 3 丁目の一部
	第 15 分団	13	下花輪、桐ヶ谷、上貝塚、谷、大畔
第四方面隊	第 9 分団	12	平方村新田、深井新田
	第 10 分団	12	西深井
	第 11 分団	13	東深井、こうのす台
	第 22 分団	12	江戸川台東 1 丁目~4 丁目、江戸川台西 1 丁目~4 丁目
第五方面隊	第 18 分団	12	野々下 1 丁目~6 丁目、市野谷、長崎 1 丁目~2 丁目
	第 19 分団	12	駒木、十太夫、美田
	第 20 分団	13	駒木台、青田
	第 21 分団	13	東初石 1 丁目~6 丁目、西初石 3 丁目の一部、西初石 4 丁目~6 丁目
第六方面田	第 16 分団	13	前ヶ崎、名都借、西松ヶ丘 1 丁目、向小金 1 丁目の一部
	第 17 分団	14	思井、中、宮園 1 丁目~3 丁目、芝崎、古間木、前平井、後平井
	第 23 分団	10	松ヶ丘 1 丁目~6 丁目、向小金 1 丁目の一部(第 16 分団の受持区域とする向小金 1 丁目の区域を除く。)、向小金 2 丁目~4 丁目
合計		303	



流山市消防団配備概略図

資料 79 市消防車台数,消防無線電話の現況

(平成 17 年 12 月)

区 分		消防 本部	消 防 署				計	消防 団	合計	
			中央署	北 署	東分署	南分署				
消防 職員 ・ 団員	消防吏員	35	47	33	31	21	167		167	
	その他								0	
	消防団員							303	303	
	計	35	47	33	31	21	167	303	470	
消防 自動 車 等	指令車	1					1		1	
	査察車	2					2		2	
	指揮車・指導車	1	1				2	1	3	
	連絡車	2	1	1	1	1	6		6	
	暮らしを守る消防隊車		1				1		1	
	水槽付ポンプ車		1	1	1	1	4	2	6	
	ポンプ車		1	1	1		3	5	8	
	化学車		1				1		1	
	はしご車		1				1		1	
	大型水槽車		1				1		1	
	小型ポンプ付積載車							17	17	
	救急自動車		1(1)	1	1	1	4(1)		4(1)	
	救助工作車		1				1		1	
	資機材搬送車						1	1	1	
	起震車				1		1		1	
水難救助用ボート・ 水難救助艇				1		1	2	2		
計	6	10(1)	6	4	5	31(1)	24	55(1)		
電 消 防無 線 話	基地局	3					3		3	
	移動局	車載型	3	10	3	3	2	21		21
		携帯型	2	7	4	4	3	20		20
	計	8	17	7	7	5	44		44	

資料 80 市消防水利の現況

(平成 17 年 12 月)

(単位：基)

区 分		本 署	北分署	東分署	南分署	計	
消 火 栓	公 設	75 mm	113	198	101	94	506
		100 mm	98	94	65	44	301
		125 mm	7			8	15
		150 mm	86	81	32	23	222
		200 mm	28	33	8	17	86
		250 mm	3		2	10	15
		300 mm	19	7	16		42
		400 mm	3	4	12	2	21
		小 計	357	417	236	198	1,208
	私 設	2	2	1		5	
計		359	419	237	198	1,213	
防 火 水 槽	公 設	20m ³ 未満	24	44	39	14	121
		20m ³ 以上 40m ³ 未満	8	2	5	4	19
		40m ³ 以上	88	157	63	24	332
		小 計	120	203	107	42	472
	私 設	20m ³ 未満	2				2
		20m ³ 以上 40m ³ 未満	5	2	5	2	14
		40m ³ 以上	66	48	53	85	252
		小 計	73	50	58	87	268
計		193	253	165	129	740	
そ の 他	プ ー ル		11	10	9	3	33
	河川・池 等		2	7			9
	計		13	17	9	3	42
合 計		565	689	411	330	1,995	

資料 81 市内危険物地施設の現況

1. 消防法別表に定める指定数量以上の施設

(平成 17 年 10 月現在)

施設の種類	施設数	アルコール	燃料	その他	備考
製造所	1	-	-	1	-
屋内貯蔵所	9	-	8	1	-
屋外貯蔵所	7	2	5	-	-
屋内タンク貯蔵所	3	-	3	-	-
屋外タンク貯蔵所	-	-	-	-	-
地下タンク貯蔵所	39	-	39	-	-
移動タンク貯蔵所	26	1	25	-	-
給油取扱所	35	-	営業用 29 自家用 6	-	-
一般取扱所	42	2	39	1	-
販売取扱所	1	-	-	1	-
合計	160	5	151	4	-

2. 貯蔵品が 1 トン以上のガス施設

(平成 18 年 9 月)

施設の種類	施設数	天然ガス	LP ガス	備考
ガス充てん所				
ガスタンク				
集中式給油設備				
合計	22			

資料 82 避難所等一覧

震災時

(1) 震災時避難場所

	名称	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人員	避難地区
1	流山小学校グラウンド	流山4丁目359番地	7158-1043	7,840	3,920	大字流山 流山1～9丁目 西平井 平和台2～4丁目
2	新川小学校グラウンド	大字中野久木339番地	7152-3004	6,414	3,207	平方 美原1～4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
3	八木南小学校グラウンド	芝崎92番地	7158-1142	9,696	4,848	宮園1～3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井 野々下1・2丁目
4	八木北小学校グラウンド	美田208番地	7152-4604	7,420	3,710	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石1～4丁目
5	江戸川台小学校グラウンド	江戸川台東3丁目11番地	7152-0103	9,412	4,706	江戸川台東1～4丁目 江戸川台西1～4丁目 こうのす台
6	東小学校グラウンド	名都借856番地	7145-3369	11,170	5,585	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1丁目
7	東深井小学校グラウンド	大字東深井879番地の2	7153-5430	7,936	3,968	東深井 こうのす台
8	鱈ヶ崎小学校グラウンド	鱈ヶ崎7番地の1	7158-5911	6,308	3,154	大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 南流山1・4・5丁目
9	西初石小学校グラウンド	西初石4丁目347番地	7154-5863	5,425	2,712	桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石2～4丁目
10	向小金小学校グラウンド	向小金3丁目149番地の1	7174-1320	9,134	4,567	前ヶ崎 向小金1～4丁目
11	長崎小学校グラウンド	野々下2丁目10番地の1	7145-2111	9,007	4,503	野々下2～6丁目 長崎1・2丁目 名都借
12	小山小学校グラウンド	東初石6丁目184番地の5	7154-6937	9,607	1,803	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
13	流山北小学校グラウンド	加一丁目795番地の1	7159-5674	9,941	4,970	大字加 加一～六丁目 三輪野山 平和台1・5丁目 市野谷
14	西深井小学校グラウンド	大字西深井67番地の1	7154-8655	7,704	3,852	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1～4丁目
15	南流山小学校グラウンド	大字木487番地	7159-2521	9,799	4,899	大字流山 木 南流山2・3・6～8丁目
16	南部中学校グラウンド	加三丁目600番地の1	7158-0137	13,218	6,609	大字加 加一～六丁目 三輪野山 平和台1～5丁目 下花輪 前平井 後平井 市野谷
17	北部中学校グラウンド	大字中野久木577番地	7152-0036	10,545	5,272	平方 美原1～4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1～4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
18	東部中学校グラウンド	名都借865番地	7144-3514	14,053	7,026	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1丁目
19	東深井中学校グラウンド	大字東深井47番地	7154-5864	10,926	5,463	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方
20	常盤松中学校グラウンド	東初石3丁目134番地	7152-0842	10,708	5,354	十太夫 美田 東初石1～5丁目
21	八木中学校グラウンド	古間木210番地の2	7159-7461	10,256	5,128	芝崎 古間木 野々下1・2丁目 長崎1・2丁目
22	南流山中中学校グラウンド	大字流山2539番地の1	7159-2551	15,360	7,680	大字流山 流山7・8丁目 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 南流山1～8丁目
23	西初石中学校グラウンド	西初石4丁目455番地の1	7154-3901	14,055	7,027	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1～5丁目

	名称	所在地	連絡先	面積(㎡)	収容人員	避難地区
24	流山高等学校グラウンド	東初石2丁目98番地	7153-3161	13,000	6,500	江戸川台東1丁目 駒木台 青田 東初石1~4丁目
25	流山中央高等学校グラウンド	大字大畔275番地の5	7154-3551	32,325	16,162	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目
26	流山東高等学校グラウンド	名都借140番地	7143-1610	32,126	16,063	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
27	流山南高等学校グラウンド	流山9丁目800番地の1	7159-1231	18,082	9,041	大字流山 流山1~9丁目 西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目
28	流山北高等学校グラウンド	大字中野久木7番地の1	7154-2100	19,236	9,618	深井新田・平方村新田 平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目
29	東洋学園大学グラウンド	大字鱸ヶ崎1660番地	7150-3001	41,872	20,936	西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 宮園1~3丁目 思井
30	江戸川大学グラウンド	駒木474番地	7155-2691	58,063	29,031	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目
31	東深井地区公園	大字東深井815番地	7150-6092	55,337	27,668	東深井 こうのす台
32	南流山中央公園	南流山3丁目14番地	7150-6092	12,155	6,077	南流山1~6丁目
33	東部近隣公園	名都借240番地	7150-6092	16,751	8,375	名都借 松ヶ丘2・4丁目 西松ヶ丘1丁目
34	三輪野山近隣公園	大字三輪野山292番地	7150-6092	10,797	5,398	加三・四丁目 三輪野山 下花輪 市野谷
35	運河水辺公園	大字東深井368番地の1	7150-6092	24,129	12,064	西深井 東深井
36	平和台2号公園	平和台2丁目12番地	7150-6092	5,816	2,908	西平井 平和台1~5丁目 思井 中前平井 後平井
37	松ヶ丘ふるさと公園	松ヶ丘4丁目495番地の1	7150-6092	13,548	6,774	名都借 松ヶ丘1・2・4~6丁目
38	江戸川河川敷緑地	南流山7丁目	7150-6092	143,420	71,710	流山7・8丁目 木 南流山7・8丁目
39	特別支援学校流山高等学園グラウンド	野々下2丁目496番地の1	7148-0200	23,699	11,849	芝崎 古間木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 前ヶ崎 名都借

(2) 震災時広域避難場所

	名称	所在地	連絡先	面積(㎡)	収容人員
1	流山市総合運動公園	野々下1丁目40番地の1	7150-6092	150,349	75,174

- (3) 震災時避難所

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容人員	避難地区
1	流山小学校	流山4丁目359番地	7158-1043	屋内体育館	745	372	大字流山 流山1~9丁目 西平井 平和台2~4丁目
2	新川小学校	大字中野久木339番地	7152-3004	屋内体育館	685	342	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
3	八木南小学校	芝崎92番地	7158-1142	屋内体育館	797	398	宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井 野々下1・2丁目
4	八木北小学校	美田208番地	7152-4604	屋内体育館	793	396	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石1~4丁目
5	江戸川台小学校	江戸川台東3丁目11番地	7152-0103	屋内体育館	751	375	江戸川台東1~4丁目 江戸川台西1~4丁目 こうのす台
6	東小学校	名都借856番地	7145-3369	屋内体育館	1,400	700	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
7	東深井小学校	大字東深井879番地の2	7153-3430	屋内体育館	738	369	東深井 こうのす台
8	鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎7番地の1	7158-5911	屋内体育館	738	369	大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 南流山1・4・5丁目
9	西初石小学校	西初石4丁目347番地	7154-5863	屋内体育館	762	381	桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石2~4丁目
10	向小金小学校	向小金3丁目149番地の1	7174-1320	屋内体育館	741	370	前ヶ崎 向小金1~4丁目
11	長崎小学校	野々下2丁目10番地の1	7145-2111	屋内体育館	754	377	野々下2~6丁目 長崎1・2丁目 名都借
12	小山小学校	東初石6丁目184番地の5	7154-6937	屋内体育館	766	383	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
13	流山北小学校	加一丁目795番地の1	7159-5674	屋内体育館	751	375	大字加 加一~六丁目 三輪野山 平和台1・5丁目 市野谷
14	西深井小学校	大字西深井67番地の1	7154-8655	屋内体育館	751	375	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1~4丁目
15	南流山小学校	大字木487番地	7159-2521	屋内体育館	767	383	大字流山 木 南流山2・3・6~8丁目
16	南部中学校	加三丁目600番地の1	7158-0137	屋内体育館	1,391	695	大字加 加一~六丁目 三輪野山 平和台1~5丁目 下花輪 前平井 後平井 市野谷
17	北部中学校	大字中野久木577番地	7152-0036	屋内体育館	973	486	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
18	東部中学校	名都借865番地	7144-3514	屋内体育館	1,373	686	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
19	東深井中学校	大字東深井47番地	7154-5864	屋内体育館	868	434	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方
20	常盤松中学校	東初石3丁目134番地	7152-0842	屋内体育館	1,654	827	十太夫 美田 東初石1~5丁目
21	八木中学校	古間木210番地の2	7159-7461	屋内体育館	1,668	834	芝崎 古間木 野々下1・2丁目 長崎1・2丁目
22	南流山中学校	大字流山2539番地の1	7159-2551	屋内体育館	1,501	750	大字流山 流山7・8丁目 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 南流山1~8丁目
23	西初石中学校	西初石4丁目455番地の1	7154-3091	屋内体育館	1,713	856	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目
24	流山高等学校	東初石2丁目98番地	7153-3161	屋内体育館	1,462	731	江戸川台東1丁目 駒木台 青田 東初石1~4丁目
25	流山中央高等学校	大字大畔275番地の5	7154-3551	屋内体育館	2,385	1,192	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容人員	避難地区
26	流山東高等学校	名都借140番地	7143-1610	屋内体育館	1,815	907	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1丁目
27	流山南高等学校	流山9丁目800番地の1	7159-1231	屋内体育館	1,925	962	大字流山 流山1～9丁目 西平井 大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎 平和台1～5丁目 南流山1～8丁目
28	流山北高等学校	大字中野久木7番地の1	7154-2100	屋内体育館	2,367	1,183	深井新田・平方村新田 平方 美原1～4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目
29	東洋学園大学	大字鱒ヶ崎1660番地	7150-3001	屋内体育館	1,392	696	西平井 大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎 宮園1～3丁目 思井
30	江戸川大学	駒木474番地	7155-2691	屋内体育館	691	345	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目
31	勤労者総合福祉センター	大字大畔25番地の17	7155-5701	全室	1,929	964	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1～5丁目
32	勤労者体育施設	大字大畔64番地の1	7155-5561	全室	1,106	553	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1～5丁目
33	博物館	加一丁目1225番地の6	7159-3434	全室	1,752	876	流山1丁目 加一～六丁目 三輪野山 平和台1～5丁目
34	中野久木保育所	大字中野久木373番地	7152-0921	全室	704	352	平方 美原1～4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
35	平和台保育所	平和台2丁目6番地の3	7158-1424	全室	1,108	554	西平井 平和台1～5丁目
36	江戸川台保育所	江戸川台東3丁目5番地	7152-0611	全室	823	411	江戸川台東1～4丁目
37	向小金保育所	向小金3丁目102番地の1	7174-5217	全室	841	420	向小金1～4丁目
38	名都借保育所	名都借289番地	7144-1228	全室	385	192	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1丁目
39	長崎保育所	長崎2丁目561番地	7144-7886	全室	840	420	野々下2～6丁目 長崎1・2丁目
40	東深井保育所	大字東深井177番地の2	7154-6025	全室	809	404	東深井 江戸川台東4丁目 こうのす台
41	保健センター	西初石4丁目1433番地の1	7154-0331	全室	3,338	1,669	大畔 若葉台 東初石2～4丁目 西初石2～4丁目
42	老人福祉センター	大字東深井986番地の1	7152-2373	全室	401	200	東深井 こうのす台
43	駒木台福祉会館	駒木台221番地の3	7154-4821	全室	583	291	駒木台 青田 美田
44	流山福祉会館	流山2丁目102番地	7159-1520	全室	315	157	流山1～9丁目 大字加
45	江戸川台福祉会館	江戸川台東1丁目251番地	7154-3026	全室	464	232	江戸川台東1～4丁目
46	西深井福祉会館	大字西深井313番地	7154-3120	全室	118	59	深井新田・平方村新田 西深井 東深井
47	思井福祉会館	思井79番地の2	7159-5666	全室	508	254	大字鱒ヶ崎・鱒ヶ崎 宮園1～3丁目 思井 中 前平井
48	向小金福祉会館	向小金2丁目192番地の2	7173-9320	全室	423	211	前ヶ崎 向小金1～4丁目
49	南福祉会館	大字南102番地の2	7155-3160	全室	145	72	北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚
50	東深井福祉会館	大字東深井498番地の3	7155-3638	全室	424	212	東深井 こうのす台
51	十太夫福祉会館	十太夫104番地の5	7154-5254	全室	361	180	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	避難地区
52	名都借福祉会館	名都借274番地	7144-5510	全室	165	82	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
53	野々下福祉会館	野々下2丁目709番地の3	7145-9500	全室	346	173	古間木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 名都借
54	南流山福祉会館	南流山3丁目3番地の1	7150-4320	全室	940	470	南流山1~8丁目
55	赤城福祉会館	流山8丁目1071番地	7158-4545	全室	538	269	大字流山 流山1~9丁目 西平井 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 南流山1~8丁目
56	平和台福祉会館	平和台5丁目45番地の3	7158-4264	全室	238	119	平和台1~5丁目
57	八木南第1コミュニティホーム	野々下1丁目312番地	7158-4230	全室	231	115	市野谷 野々下1丁目 長崎1・2丁目
58	八木南第2コミュニティホーム	野々下3丁目797番地	7144-4258	全室	328	164	野々下2~6丁目 名都借
59	八木南第3コミュニティホーム	芝崎373番地の3	7158-8465	全室	221	110	思井 中 芝崎 古間木 前平井
60	生涯学習センター	中110番地	7150-7474	全室	2,143	1,071	宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井
61	文化会館	加一丁目16番地の2	7158-3462	全室	2,384	1,187	流山1~4丁目 大字加 加一~六丁目 三輪野山 平和台1~5丁目 下花輪 市野谷
62	北部公民館	美原1丁目158番地の2	7153-0567	全室	394	197	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
63	東部公民館	名都借756番地の4	7144-2988	全室	478	241	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
64	初石公民館	西初石4丁目381番地の2	7154-9101	全室	530	274	西初石1~5丁目
65	南流山センター	南流山3丁目3番地の1	7159-4511	全室	698	313	大字流山 大字鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 南流山1~8丁目
66	市民総合体育館	野々下1丁目29番地の4	7159-1212	屋内体育館 野球場 陸上競技広場 ビクニック広場	4,417	2,208	思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井 市野谷 野々下1丁目
67	特別支援学校流山高等学園	野々下2丁目496番地の1	7148-0200	屋内体育館	684	342	芝崎 古間木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 前ヶ崎 名都借

風水害時

(1) 風水害時避難場所

	名称	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人員	避難地区
1	新川小学校グラウンド	大字中野久木339番地	7152-3004	6,414	3,207	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
2	八木北小学校グラウンド	美田208番地	7152-4604	7,420	3,710	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石1~4丁目
3	江戸川台小学校グラウンド	江戸川台東3丁目11番地	7152-0103	9,412	4,706	江戸川台東1~4丁目 江戸川台西1~4丁目 こうのす台
4	東小学校グラウンド	名都借856番地	7145-3369	11,170	5,585	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
5	東深井小学校グラウンド	大字東深井879番地の2	7153-3430	7,936	3,968	東深井 こうのす台
6	西初石小学校グラウンド	西初石4丁目347番地	7154-5863	5,425	2,712	桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石2~4丁目
7	向小金小学校グラウンド	向小金3丁目149番地の1	7174-1320	9,134	4,567	前ヶ崎 向小金1~4丁目
8	長崎小学校グラウンド	野々下2丁目10番地の1	7145-2111	9,007	4,503	野々下2~6丁目 長崎1・2丁目 名都借
9	小山小学校グラウンド	東初石6丁目184番地の5	7154-6937	9,607	1,803	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
10	西深井小学校グラウンド	大字西深井67番地の1	7154-8655	7,704	3,852	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1~4丁目
11	南部中学校グラウンド	加三丁目600番地の1	7158-0137	13,218	6,609	大字加 加一~六丁目 三輪野山 平和台1~5丁目 下花輪 前平井 後平井 市野谷
12	北部中学校グラウンド	大字中野久木577番地	7152-0036	10,545	5,272	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1~4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
13	東部中学校グラウンド	名都借865番地	7144-3514	14,053	7,026	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
14	東深井中学校グラウンド	大字東深井47番地	7154-5864	10,926	5,463	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方
15	常盤松中学校グラウンド	東初石3丁目134番地	7152-0842	10,708	5,354	十太夫 美田 東初石1~5丁目
16	八木中学校グラウンド	古間木210番地の2	7159-7461	10,256	5,128	宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 野々下1・2丁目 長崎1・2丁目
17	西初石中学校グラウンド	西初石4丁目455番地の1	7154-3091	14,055	7,027	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目
18	流山高等学校グラウンド	東初石2丁目98番地	7153-3161	13,000	6,500	江戸川台東1丁目 駒木台 青田 東初石1~4丁目
19	流山中央高等学校グラウンド	大字大畔275番地の5	7154-3551	32,325	16,162	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目
20	流山東高等学校グラウンド	名都借140番地	7143-1610	32,126	16,063	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
21	江戸川大学グラウンド	駒木474番地	7155-2691	58,063	29,031	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目
22	特別支援学校流山高等学園グラウンド	野々下2丁目496番地の1	7148-0200	23,699	11,849	芝崎 古間木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 前ヶ崎 名都借
23	東深井地区公園	大字東深井815番地	7150-6092	55,337	27,668	東深井 こうのす台
24	東部近隣公園	名都借240番地	7150-6092	16,751	8,375	名都借 松ヶ丘2・4丁目 西松ヶ丘1丁目

	名称	所在地	連絡先	面積 (㎡)	収容人員	避難地区
25	三輪野山近隣公園	大字三輪野山 292番地	7150-6092	10,797	5,398	加三・四丁目 三輪野山 下花輪 市野谷
26	運河水辺公園	大字東深井 368番地の1	7150-6092	24,129	12,064	西深井 東深井
27	松ヶ丘ふるさと公園	松ヶ丘4丁目 495番地の1	7150-6092	13,548	6,774	名都借 松ヶ丘1・2・4～6丁目

- (2) 風水害時広域避難場所

	名称	所在地	連絡先	面積 (㎡)	収容人員
1	流山市総合運動公園	野々下1丁目 40番地の1	7150-6092	150,349	75,174

- (3) 風水害時避難所

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積 (㎡)	収容人員	避難地区
1	新川小学校	大字中野久木 339番地	7152-3004	屋内体育館	685	342	平方 美原1～4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
2	八木北小学校	美田208番地	7152-4604	屋内体育館	793	396	駒木 駒木台 青田 十太夫 美田 東初石1～4丁目
3	江戸川台小学校	江戸川台東3丁目11番地	7152-0103	屋内体育館	751	375	江戸川台東1～4丁目 江戸川台西1～4丁目 こうのす台
4	東小学校	名都借856番地	7145-3369	屋内体育館	1,400	700	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1丁目
5	東深井小学校	大字東深井 879番地の2	7153-3430	屋内体育館	738	369	東深井 こうのす台
6	西初石小学校	西初石4丁目 347番地	7154-5863	屋内体育館	762	381	桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石2～4丁目
7	向小金小学校	向小金3丁目 149番地の1	7174-1320	屋内体育館	741	370	前ヶ崎 向小金1～4丁目
8	長崎小学校	野々下2丁目 10番地の1	7145-2111	屋内体育館	754	377	野々下2～6丁目 長崎1・2丁目 名都借
9	小山小学校	東初石6丁目 184番地の5	7154-6937	屋内体育館	766	383	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
10	西深井小学校	大字西深井67番地の1	7154-8655	屋内体育館	751	375	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方 美原1～4丁目
11	南部中学校	加三丁目600番地の1	7158-0137	屋内体育館	1,391	695	大字加 加一～六丁目 三輪野山 平和台1～5丁目 下花輪 前平井 後平井 市野谷
12	北部中学校	大字中野久木 577番地	7152-0036	屋内体育館	973	486	平方 美原1～4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 江戸川台西1～4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
13	東部中学校	名都借865番地	7144-3514	屋内体育館	1,373	686	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1丁目
14	東深井中学校	大字東深井47番地	7154-5864	屋内体育館	868	434	深井新田・平方村新田 西深井 東深井 平方
15	常盤松中学校	東初石3丁目 134番地	7152-0842	屋内体育館	1,654	827	十太夫 美田 東初石1～5丁目

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	避難地区
16	八木中学校	古間木210番地の2	7159-7461	屋内体育館	1,668	834	宮園1~3丁目 思井 中 芝崎 古間木 野々下1・2丁目 長崎1・2丁目
17	西初石中学校	西初石4丁目455番地の1	7154-3091	屋内体育館	1,713	856	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目
18	流山高等学校	東初石2丁目98番地	7153-3161	屋内体育館	1,462	731	江戸川台東1丁目 駒木台 青田 東初石1~4丁目
19	流山中央高等学校	大字大畔275番地の5	7154-3551	屋内体育館	2,385	1,192	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目
20	流山東高等学校	名都借140番地	7143-1610	屋内体育館	1,815	907	前ヶ崎 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
21	江戸川大学	駒木474番地	7155-2691	屋内体育館	691	345	駒木 駒木台 十太夫 美田 東初石5・6丁目
22	勤労者総合福祉センター	大字大畔25番地の17	7155-5701	全室	1,929	964	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目
23	勤労者体育施設	大字大畔64番地の1	7155-5561	全室	1,106	553	上新宿 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚 下花輪 大畔 若葉台 西初石1~5丁目
24	中野久木保育所	大字中野久木373番地	7152-0921	全室	704	352	平方 美原1~4丁目 中野久木 北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 富士見台 富士見台1・2丁目 西初石1丁目
25	平和台保育所	平和台2丁目6番地の3	7158-1424	全室	1,108	554	大字流山 流山1・5~9丁目 西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 木 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目
26	江戸川台保育所	江戸川台東3丁目5番地	7152-0611	全室	823	411	江戸川台東1~4丁目
27	向小金保育所	向小金3丁目102番地の1	7174-5217	全室	841	420	向小金1~4丁目
28	名都借保育所	名都借289番地	7144-1228	全室	385	192	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
29	長崎保育所	長崎2丁目561番地	7144-7886	全室	840	420	野々下2~6丁目 長崎1・2丁目
30	東深井保育所	大字東深井177番地の2	7154-6025	全室	809	404	東深井 江戸川台東4丁目 こうのす台
31	保健センター	西初石4丁目1433番地の1	7154-0331	全室	3,338	1,669	大畔 若葉台 東初石2~4丁目 西初石2~4丁目
32	老人福祉センター	大字東深井986番地の1	7152-2373	全室	401	200	東深井 こうのす台
33	駒木台福祉会館	駒木台221番地の3	7154-4821	全室	583	291	駒木台 青田 美田
34	江戸川台福祉会館	江戸川台東1丁目251番地	7154-3026	全室	464	232	江戸川台東1~4丁目
35	西深井福祉会館	大字西深井313番地	7154-3120	全室	118	59	深井新田・平方村新田 西深井 東深井
36	向小金福祉会館	向小金2丁目192番地の2	7173-9320	全室	423	211	前ヶ崎 向小金1~4丁目
37	南福祉会館	大字南102番地の2	7155-3160	全室	145	72	北・小屋 上新宿 上新宿新田 南 桐ヶ谷・谷・上貝塚
38	東深井福祉会館	大字東深井498番地の3	7155-3638	全室	424	212	東深井 こうのす台
39	十太夫福祉会館	十太夫104番地の5	7154-5254	全室	361	180	市野谷 駒木 十太夫 東初石5・6丁目 西初石5・6丁目
40	名都借福祉会館	名都借274番地	7144-5510	全室	165	82	前ヶ崎 向小金1~4丁目 名都借 松ヶ丘1~6丁目 西松ヶ丘1丁目
41	野々下福祉会館	野々下2丁目709番地の3	7145-9500	全室	346	173	古間木 野々下1~6丁目 長崎1・2丁目 名都借
42	平和台福祉会館	平和台5丁目45番地の3	7158-4264	全室	238	119	大字流山 流山1~9丁目 西平井 大字鱸ヶ崎・鱸ヶ崎 木 平和台1~5丁目 南流山1~8丁目 宮園1~3丁目 思井中

	名称	所在地	連絡先	避難施設	面積(m ²)	収容人員	避難地区
43	八木南第1コミュニティホーム	野々下1丁目 312番地	7158-4230	全室	231	115	市野谷 野々下1丁目 長崎1・2丁目
44	八木南第2コミュニティホーム	野々下3丁目 797番地	7144-4258	全室	328	164	野々下2～6丁目 名都借
45	生涯学習センター	中110番地	7150-7474	全室	2,143	1,071	大字流山 流山2～9丁目 西平井 大字 鱈ヶ崎・鱈ヶ崎 木 南流山1～8丁目 宮園1～3丁目 思井 中 芝崎 古間 木 前平井 後平井
46	文化会館	加一丁目16番 地の2	7158-3462	全室	2,384	1,187	流山1～4丁目 大字加 加一～六丁目 三輪野山 平和台1～5丁目 下花輪 市野谷
47	北部公民館	美原1丁目158 番地の2	7153-0567	全室	394	197	平方 美原1～4丁目 中野久木 北・ 小屋 上新宿 江戸川台西1～4丁目 富士見台 富士見台1・2丁目
48	東部公民館	名都借756番 地の4	7144-2988	全室	478	241	前ヶ崎 向小金1～4丁目 名都借 松ヶ丘1～6丁目 西松ヶ丘1丁目
49	初石公民館	西初石4丁目 381番地の2	7154-9101	全室	530	274	西初石1～5丁目
50	市民総合体育館	野々下1丁目 29番地の4	7159-1212	屋内体育館 野球場 陸上競技広場 ビケニツ広場	4,417	2,208	大字加 加一～六丁目 大字鱈ヶ崎・ 鱈ヶ崎 木 宮園1～3丁目 思井 中 芝崎 古間木 前平井 後平井 市野 谷 野々下1丁目
51	特別支援学校流 山高等学園	野々下2丁目 496番地の1	7148-0200	屋内体育館	684	342	芝崎 古間木 野々下1～6丁目 長崎 1・2丁目 前ヶ崎 名都借

資料 83 医療機関一覧

(病院)

(平成 18 年現在)

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入院設備 (床)	電 話
医療法人社団 江陽会江陽台病院	西深井 393-1	内・外・整・リハ・脳・心療・ 泌・放	150	7153-2555
医療法人財団 東京勤労者医療会 東葛病院	下花輪 409	内・精・神・神内・呼・消・ 循・小・外・整・皮・泌・ 産婦・眼・耳・リハ・麻・呼	331	7159-1011
医療法人社団曙会 流山中央病院	東初石 2-132-2	外・脳・胃腸・循・整・皮・ 内・肛・消・呼・泌・ リハ・ア・形・麻	151	7154-5741
医療法人社団愛友会 流山総合病院	鱈ヶ崎 1-1	内・呼・循・小・外・整・脳・ 皮・泌・婦・眼・耳・リハ・ 麻・消	248	7159-1611
医療法人社団ますお会 柏の葉北総病院	駒木台 233-4	内・外・整・皮・リハ	92	7155-5551

(一般診療所)

(平成 18 年現在)

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入院設備 (床)	電 話
すずき内科クリニック	平和台 4-5-43	内・神内・消・循	0	7159-3251
東 病 院	江戸川台東 3-102-2	内・消・小・放	0	7155-5499
磯内科クリニック	こうのす台 628-1	内・放・リハ・循・小	0	7153-6501
医療法人社団向日葵会 赤沼外科内科医院	野々下 5-972-2	内・外・小・皮・泌・ 心療	0	7143-0127
医療法人社団 桜整会阿藤整形外科	江戸川台西 2-260	整・リハ	0	7154-4030
江戸川台クリニック	江戸川台東 2-123	整・内・皮・リハ・循・ 消	0	7153-1490
江戸川台皮膚科 ク リ ニ ッ ク	江戸川台西 2-141 (晴光ビル 2F)	皮	0	7154-8295
遠 藤 医 院	江戸川台西 2-208	内・小・産・婦・外	12	7152-5818

奥村診療所	江戸川台東2-25 (共同ビル201)	内・皮・精・泌・性・ 神	0	7153-1195
梶原医院	野々下3-755-2	内・小・皮・性・泌	0	7144-3551
かまたクリニック	南流山3-16-1	内・小・皮	0	7159-6151
川崎レディース クリニック	東初石4-135-38	産婦・小	3	7155-3451
川西眼科医院	野々下5-1067-14	眼	0	7144-6484
木口小児科	加4-18-3	小・循	0	7150-1323
日下医院	東深井865-83	内・小	0	7152-2648
向小金クリニック	向小金3-147-2	内	0	7176-3240
医療法人社団紘和会 小泉小児科医院	江戸川台東2-259	小・皮・内・ア	0	7153-2977
駒木台クリニック	駒木台493-10	内・リウ・整・リ八	0	7152-2151
佐藤医院	宮園2-1-2	内・胃腸・外	0	7159-0559
椎名医院	加1-20-14	内・小・婦	0	7158-1038
柴沼医院	松ヶ丘1-475	内・小	0	7143-4945
中村耳鼻咽喉科 クリニック	江戸川台東2-314-1	耳	0	7178-3387
杉下医院	流山8-1163-3	内・小・神内	0	7158-0048
鈴木産婦人科	江戸川台西2-5-6	産・婦・内	3	7152-1821
高桜内科胃腸科	西初石3-100 (森田ビル2F)	内・胃腸・小・皮	0	7155-2074
中島内科医院	流山1-271	内	0	7158-1207
中島皮フ科医院	流山1-271	皮	0	7159-5191
医療法人社団天宣会 西浦眼科	江戸川台西1-123	眼	0	7155-1771
西村内科胃腸科医院	南流山2-24-4	内・胃腸・小・皮	0	7150-3885
初石耳鼻咽喉科医院	東初石2-78-3	耳	0	7153-8733
馬場内科医院	西初石2-11-1	内・小・皮	0	7154-5163
医療法人社団静千会 久松クリニック	東初石3-100-32	内・小・皮・ア	0	7152-3828
深瀬外科医院	松ヶ丘4-523	外・胃腸・整	5	7144-5202
平和台診療所	平和台5-66-3	内・小	0	7158-5541
本多医院	向小金3-123-4	内	2	7174-3483
医療法人社団天宣会 まちや外科内科	江戸川台西1-123	外・胃腸・内・肛・リ 八・放	0	7153-2771

松山クリニック	江戸川台西 1-104	内・消・循・呼	0	7155-4117
宮崎医院	富士見台 1-3-16	内・小	0	7154-5526
医療法人社団健生会 南流山レディスクリニック	南流山 4-6-9	産・婦	15	7158-5191
望月医院	江戸川台西 1-33	内	0	7154-2251
山内耳鼻咽喉科医院	江戸川台西 2-5-3	耳	0	7152-0328
山崎凌雲堂医院	流山 3-60	内	0	7158-1215
横田医院	江戸川台東 2-270	内・小・外・胃腸	0	7152-0101
大谷耳鼻咽喉科医院	南流山 4-1-15 南流山駅前ビル 4F	耳	0	7140-7533
柿田眼科	南流山 4-1-15 南流山駅前ビル 2F	眼	0	7159-8888
徳重小児科医院	南流山 4-1-15 南流山駅前ビル 5F	小	0	7158-8660
医療法人社団藤光会 藤澤内科クリニック	加 4-18-2	内・リハ・胃	0	7150-1441
医療法人財団東京勤務者医療会 東葛病院附属診療所	下花輪 409-6	内・精・ア・小・外・ 整・呼外・皮・泌・産 婦・眼・耳・放	0	7158-7710
きたざわ眼科	東深井 407-1	眼	0	7154-7995
流山市休日診療所	西初石 4-1433-1	内・小・歯	0	7155-3456
佐藤眼科クリニック	東初石 3-103-34 須藤ビル 2F	眼	0	7178-2211
田村内科クリニック	野々下 3-931-35	内・呼・循・消	0	7146-0017
すずき皮膚科 クリニック	南流山 3-11-4	内・小・皮	0	7150-0028
わかばクリニック	南流山 1-18-13	内・外・整	0	7159-8810
南流山整形外科	南流山 2-18-4 プロモ シオン南流山 1F	リウ・整・リハ	0	7157-6680
ひだクリニック	南流山 1-14-7	内・心療・精・神	0	7150-8141
いけだ内科小児科 クリニック	南流山 2-8-10 Elaia 南流山 101号	内・小・消	0	7157-7717
流山東部診療所	名都借 909-1	内・皮・眼・婦	0	7147-7878
小野クリニック	中野久木 530 - 1	内・神内・脳・リハ	0	7178-3006

協栄年金ホーム診療所	東深井 948	内・心療・循・呼	8	7152-3102
東葛整形外科内科	南流山 5-4-16	内・胃腸・外・整・皮・ 泌・肛	0	7159-7033
特別養護老人ホーム 「あざみ苑」医務室	野々下 2-488-5	内	0	7141-2200
曙 診 療 所	東初石 2-18-1	内・皮	0	7154-7474
さくらクリニック ながれやま	東初石 2-186-3 2階	皮	0	7153-1921
特別養護老人ホーム 「初石苑」医務室	東初石 5-131-3	内・神・歯	0	7153-3925
東初石眼科診療所	東初石 4-238-4	眼	0	7154-9939
特別養護老人ホーム 「はまなす苑」医務室	こうのす台 269-1	内	0	7155-2222
特別養護老人ホームリ バーパレス流山医務室	西深井 142	内	0	7152-1211

(歯科診療所)

(平成 18 年現在)

名 称	所 在 地	診 療 科 目	入院設備 (床)	電 話
あ い 歯 科 医 院	流山 4-516-1	歯・小歯・矯	0	7159-4712
石 田 歯 科 医 院	流山 1-258-2 (ルックハイツ流山 101)	歯・矯	0	7159-7774
伊 藤 歯 科 医 院	南流山 1-12-4	歯・小歯	0	7159-0175
運河歯科クリニック	東深井 236	歯・矯・口腔外科	0	7152-5278
岡 本 歯 科 医 院	平和台 4-2-3	歯	0	7158-8148
小 川 歯 科 医 院	平和台 3-8-13	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7159-1140
亀 田 歯 科 医 院	流山 6-682	歯	0	7158-1025
菊 池 歯 科 医 院	加 6-1196-6	歯	0	7159-6862
斉 藤 歯 科 医 院	松ヶ丘 4-505-72	歯	0	7145-6753
斉 藤 歯 科 医 院	南流山 1-23-10	歯・小歯・口腔外科	0	7159-8145
さ かい 歯 科 医 院	東初石 4-238-4	歯	0	7155-5082
歯 科 村 上 医 院	江戸川台東 3-244-2	歯	0	7152-4037
白須賀歯科クリニック	江戸川台西 1-122	歯・小歯・口腔外科	0	7152-1355
高 田 歯 科 医 院	南流山 1-5-8	歯・小歯・口腔外科	0	7159-0020
高 橋 歯 科 医 院	江戸川台東 2-268	歯・小歯・口腔外科	0	7155-1145
田 中 歯 科 医 院	江戸川台西 3-88	歯	0	7152-0137
ツタモリ歯科医院	西深井 567-1	歯	0	7152-5961
テックナカムラ歯科	南流山 3-10-14 (テックナカムラビル 2F)	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7158-8611
寺 田 歯 科 医 院	南流山 3-7-15	歯・小歯	0	7159-7147
寺 沼 歯 科 診 療 所	江戸川台西 2-141 (晴光ビル 2F)	歯・矯	0	7154-8264
東 葛 病 院 歯 科	下花輪 409-6	歯・小歯	0	7159-6775
中村歯科クリニック	流山 6-800-20	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7159-8182
奈 良 歯 科 医 院	野々下 6-1037-10	歯	0	7143-2232
野 本 歯 科 医 院	こうのす台 1067	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7154-6666
初 石 歯 科	西初石 3-99	歯	0	7154-5587
鱒 ヶ 崎 歯 科	鱒ヶ崎 1297-6 (コーポベラム 1F)	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7159-6480

ひやま歯科医院	南流山 3-10-1 (YK ヴィレッジ 105 号)	歯	0	7159-9533
ファミリー歯科医院	西初石 3-100 (森田ビル 2F)	歯・小歯・矯	0	7154-2024
古川歯科医院	江戸川台東 2-39	歯・口腔外科	0	7152-0124
ポブラ歯科	江戸川台東 1-12-1 (木村ビル 3F)	歯	0	7154-4380
松岡歯科医院	東初石 2-116-1	歯	0	7154-7293
三須歯科医院	松ヶ丘 1-462-44	歯	0	7144-1402
宮園歯科医院	宮園 1-9 (マルエツ宮園館)	歯・小歯	0	7150-1177
むさし野歯科八夕医院	南流山 2-15-3	歯・小歯・口腔外科	0	7159-8853
横山歯科医院	東深井 178-1	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7154-1085
吉田歯科	駒木 480-3	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7153-1854
いづか歯科	江戸川台東 2-66-1	歯・小歯	0	7140-5581
あさぎが丘歯科医院	中野久木 563-76	歯・小歯	0	7156-1182
おおつか歯科 クリニック	南流山 1-10-2 クレール 壱番館 102	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7158-8686
かえで歯科クリニック	西初石 3-1458-24	歯・小歯	0	7156-1150
さくら歯科	江戸川台東 2-319	歯	0	7156-8211
柴田歯科医院	東深井 394-10	歯・小歯	0	7156-1184
たちばな歯科医院	南流山 1-1-15	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7158-2922
ハーモニーデンタル クリニック	加 1-1577	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7157-8241
平原歯科医院	東初石 3-1458-24	歯・小歯	0	7156-1108
南流山駅前歯科医院	南流山 2-3-10	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7150-4118
みなみながれやま 矯正歯科	南流山 2-7-3-101	矯	0	7159-6833
東深井デンタル クリニック	東深井字本宿 270-34	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7140-4182
江戸川台歯科	江戸川台西 2-54	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7178-5411
田辺フレンド歯科	江戸川台西 1-42	歯・矯・口腔外科	0	7155-3709
森下デンタル クリニック	江戸川台西 2-288	歯・小歯・口腔外科	0	7155-8818
横田歯科	江戸川台東 1-10	歯	0	7153-8241
鍋木歯科	西原 1-1-2	歯・小歯	0	7154-2800

富士見台歯科	富士見台 2-5-3-5-106	歯・口腔外科	0	7152-1811
セゾン歯科	西初石 4-112-2	歯・小歯・口腔外科	0	7154-2286
ひまわり歯科医院	西初石 3-98-36	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7155-3623
おの歯科クリニック	東初石 2-92-62	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7156-6480
特別養護老人ホーム 「初石苑」医務室	東初石 5-131-3	歯	0	7153-3925
伊沢歯科医院	平和台 3-2-16	歯・小歯・口腔外科	0	7159-2233
住谷歯科医院	加 4-17-27-2F-1	歯・小歯	0	7150-0828
ながれやま歯科医院	加 4-10-17-103	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7158-7895
イースト歯科 クリニック流山	流山 9-800-2-2F	歯・小歯・矯	0	7157-6480
グリム歯科医院	流山 5-497	小歯・矯	0	7159-5635
南流山歯科医院	南流山 2-7-3-2-1F	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7178-8341
みんなの歯科 クリニック	南流山 1-7-8-101	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7158-4480
ユートピア歯科 クリニック	南流山 1-1-2-2F-B	歯・小歯・矯・口腔外科	0	7159-4184
ハート歯科 クリニック	鱈ヶ崎 1297-6	歯	0	7159-6480

資料 84 市給水拠点一覧

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地	1 日最大 給水量	自家発電の状況		貯水池 の容量	備考
			燃料の種類 、貯蔵量	稼動時間、 給水量		
おおたかの森 浄 水 場	流山市西初石 5 丁目 57 番地	17,700 m ³	A 重油 10,000 リットル	48 時間 11,250 m ³	10,500 m ³	緊急遮断弁付
東 部 浄 水 場	流山市名都借 395 番地	6,500 m ³	軽油 200 リットル	8 時間 2,160 m ³	2,400 m ³	緊急遮断弁付
江 戸 川 台 浄 水 場	流山市江戸川台東 1 丁目 255 番地	12,800 m ³	軽油 490 リットル	8 時間 6,720 m ³	7,600 m ³	緊急遮断弁付
西平井浄水場	流山市西平井 1490 番地	28,700 m ³	軽油 490 リットル	8 時間 6,600 m ³	17,000 m ³	緊急遮断弁付

資料 85 防災用井戸設置状況

(平成 18 年 4 月現在)

設置場所	所在地	設置年度	設置数
流山北小学校	加 1-795-1	平成 8 年度	1 基
東小学校	名都借 856		1 基
江戸川台小学校	江戸川台東 3-11	平成 9 年度	1 基
鱈ヶ崎小学校	鱈ヶ崎 7-1		1 基
西初石中学校	西初石 4-455-1	平成 10 年度	1 基
向小金小学校	向小金 3-149-1		1 基
新川小学校	中野久木 339	平成 11 年度	1 基
南流山小学校	木 487		1 基
流山小学校	流山 4-359	平成 12 年度	1 基
八木南小学校	芝崎 92		1 基
西深井小学校	西深井 67-1	平成 13 年度	1 基
東深井小学校	東深井 879-2		1 基
西初石小学校	西初石 4-347	平成 14 年度	1 基
東部中学校	名都借 865	平成 16 年度	1 基
南流山中中学校	流山 2539-1		1 基
北部中学校	中野久木 577	平成 17 年度	1 基
常盤松中学校	東初石 3-134	平成 18 年度	1 基
八木中学校	古間木 210-2		1 基

資料 86 防火備蓄倉庫の設置状況

(平成 18 年 9 月現在)

名 称	設 置 場 所	床面積	構 造	設置年度
南 分 署 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市南流山 3 丁目 9-6 番地	13.8 m ³	耐 火 造	平 成 3 年 度
東 分 署 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市前ヶ崎 449-1 番地	13.8 m ³	耐 火 造	平 成 4 年 度
北 消 防 署 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市美原 2 丁目 139-1 番地	13.8 m ³	耐 火 造	平 成 5 年 度
総 合 運 動 公 園 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市野々下 1 丁目 29-4 番地	14.4 m ³	アルミ製	平 成 8 年 度
八 木 北 小 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	流山市美田 208 番地	56.0 m ³	耐 火 造	平 成 10 年 度
西 初 石 中 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	西初石 4 丁目 455-1 番地	63.8 m ³	耐 火 造	平 成 14 年 度
東 部 中 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	名都借 865 番地	64.8 m ³	耐 火 造	平 成 15 年 度
新 川 小 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	中野久木 339 番地	56.0 m ³	耐 火 造	平 成 16 年 度
江 戸 川 台 小 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	江戸川台東 3 丁目 11 番地	55.4 m ³	耐 火 造	平 成 16 年 度
八 木 中 学 校 (古間木収蔵庫) 防 災 備 蓄 倉 庫	古間木 213 番地 1	56.8 m ³	木 造	平 成 17 年 度
流 山 北 小 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	加 1 丁目 795-1 番地	62.1 m ³	耐 火 造	平 成 18 年 度
八 木 南 小 学 校 防 災 備 蓄 倉 庫	芝崎 92 番地	62.1 m ³	耐 火 造	平 成 18 年 度

資料 87 防災備蓄品一覧表

(食料品)

平成 19 年 4 月 1 日現在

品 目	単位	合計	単位	合計	南分署	東分署	北消防署	運動公園	八木北小	西初石中	東部中	新川小	江戸川台小	古間木収蔵庫	八木南小	流山北小	安心安全課	中央消防署
サバイバルフーズ 60食(10食×6缶)	食	53,280	箱	888	200	209	240			44	60	65		40	15	15		
アルパインエア 60食(10食×6缶)	食	8,340	箱	139				50	89									
アルパインエア 3日間27食(1箱9缶)	食	540	箱	20						20								
クラッカー 70食(35食×2缶)	食	14,350	箱	205					10	30	40	45		60	10	10		
アルファーマ (50食用)	食	11,550	箱	231				50	20	30	10	30		20	30	41		
アルファーマ (1食用)50食	食	5,950	箱	119				2						30	40	47		
乾燥粥	食	1,300	箱	26						10	2	10		4				
合計	食	95,310																
ペットボトル水 (2 ^{リットル})	リットル		本															
ペットボトル水 (1.5 ^{リットル})	リットル	2,880	本	1,920				400	160	240	400	240		160	160	160		
ペットボトル水 (0.5 ^{リットル})	リットル	600	本	1,200				240			960							

(生活用品)

品目	単位	合計	南分署	東分署	北消防署	運動公園	八木北小	西初石中	東部中	新川小	江戸川台小	古間木収蔵庫	八木南小	流山北小	安心安全課	中央消防署
テント(三方幕付) 2K×3K	張	9	1	1	1	1		1	1	2		1				
防水シート	枚	243	20		30	40		60	30	20		22	6	6	9	
毛布	枚	2,898	110	120	128	140	1600	180	260	250			50	60		
サバイバルブランケット	枚	300					100	100	100							
担架	台	44	2	2	2	4	4	4	4	17		5				
間仕切り(6畳×10部屋)	セット	5						1	1	2		1				
簡易ベット	台	6						4	2							
石油ストーブ(燃料7.2ℓ)木造16畳、 コンクリート22畳 単二2本	台	24	1				4	6	5	6		2				
懐中電灯(単一×4本)	本	163	17	18	18	10		20	8	10		10	5	31	16	
ラジオ付ライト(単二×4本)	台	53	2	2	2		15	5	5	5		6	2	9		
メガホン(電池式)	台	14	1	1	1	1	1	2	1	3		2				1
メガホン(ビニール製)	個	70	30	10	10											20
ホイッスル(笛)	個	140	20	40	40											40
マット(体育館の敷物) 910 ^{cm} ×20 ^{cm}	ロール	19						5	5	3		6				
懐中電灯(充電式)	個	20												20		
発電機	台	32	2	2	2	3	5	4	3	3		3	1	1	3	
ガソリン缶 (20ℓ)(10ℓ)(5ℓ)	缶	13	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	2	
投光器300W	台	35	1	1	1	4	6	5	4	6		3	1	1	2	
電気コードリール(30m)	巻	55	4	4	4	7	4	8	6	8		5	2	2	1	
ろ水機	基	19	1	1	1	2	6	1	1	2		1	1	1	1	
水槽 500リットル (ウォーターパルーン)	基	1						1								
非常用飲料水袋(10ℓ用)	枚	8,300	1400	1800	1800	1800	500	300	500	200						
ヤカン(ケトル)大	個	55	4	4	4	11	4		4	6		4	5	9		
かまどセット(釜付)薪用	台	34	1	2	2	5	6	3	2	6		3	2	2		
カセットコンロ	台	99	8	8	8	9	8	8	8	14		8	8	12		
カセットコンロ用ポンベ	本	369	21	36	36	27	36	60	30	30		36	21	36		
仮設トイレ	台	14	2	3	3	2	2	2								
仮設トイレ(車椅子兼用)	台	11						3	1	2		3	1	1		
スベア便槽	台	15	4	4	4			3								
小便器(2人用)	台	5	2	3												
下水道用トイレ(エベット)	基	7	2	1	1	1	2									
簡易トイレ(クリーンSH) (トイレブルマル)	個	266	10	10	10	16	20	30	29	20		40	40	40	1	
既設トイレ用簡易トイレ	個	600										600				
トイレレットペーパー	ロール	100						100								
ワンタッチテント(一人用)	個	10					3	2	4							1
リヤカー(折畳式)	台	15	1	1	1	4	3	1	1	2		1				
チェーンソー	台	10				3	1	1	2	2		1				
ジャッキ(爪2t、頭部5t)	台	20	1	1	1	2	1	6	2	4		2				
スコップ 丸	丁	26				7	2	2	3	2		4	2	2	2	
スコップ 角	丁	30				7	2	6	3	2		4	2	2	2	
パール(900mm)	本	24				6	2	2	2	4		6	1	1		
救助工具箱	箱	4	1	1	1											1
軍手	ダース	40							1			5	10	24		
放射線量計	器	3												3		
災害非常用セット	缶	2				2										
台車(600×900)	台	4						2		1		1				
ヘルメット	個	100	20												80	
ローソク	本	68											30	30	8	
ラジオ	個	4												4		
のこぎり(小)	丁	5										2			3	
カラーコーン	本	5												5		
胴長靴	足	10													10	
アルミなべ	個	5												5		

資料 88 市の保有する救急・救助資機材一覧表

	機器名	合計	本部	中央署	北分署	東分署	南分署	
消防・救助用器具等	ライフジャケット	20		5	2	9	4	
	フォグガン	7		2	2	1	2	
	フォームショットガン	4		1	1	1	1	
	ガス溶断器	2		2				
	ポートパワー	4		1	1		2	
	大型油圧救助器具	4		1	1	1	1	
	マンホール救助器具	1		1				
	マット型空気ジャッキ	4		1	1	1	1	
	エアソー	4		1	1		2	
	エンジンカッター	3		1	1		1	
	チェーンソー	4		1	1	1	1	
	救命策発射銃	1		1				
	緩降器	3		3				
	ファイバースコープ	2		1	1			
	酸素呼吸器	5		5				
	送排風機	1		1				
	インパルス	1		1				
	救急用器具	人工蘇生器	5		2	1	1	1
		電池式吸引器	5		2	1	1	1
スクープストレッチャー		5		2	1	1	1	
消毒器(スーパージェットマシン)		4		1	1	1	1	
背板		5		2	1	1	1	
バックボード		3		1	1		1	
ガス滅菌器		4		1	1	1	1	
観察モニター		5		2	1	1	1	
血圧計		5		2	1	1	1	
喉頭鏡		5		2	1	1	1	
自動心肺蘇生器		3		1	1		1	
ショックパンツ(成人用)		3		1	1		1	
心電図伝送装置一式		3		1	1		1	
輸液ポンプ		3		1	1		1	
半自動除細動器		3		1	1		1	
蘇生訓練生体シュミレーター		2		1			1	
測定用器具		可燃性ガス測定器	2		1	1		
	複合ガス測定器	5		2	1	1	1	
	有毒性ガス検知器	5		2	1	1	1	
	ピットゲージ	1	1					
	ロープ張力計	1		1				
	放射線測定器	5		5				
	個人線量計	5		5				
	ノズル水圧測定器	1	1					
	ファイヤーファインダー955	1		1				
ポケットブルマルチガスモニター	5		2	1	1	1		
その他	エアテント	1		1				
	移動貯水槽(組立式)	6		1	1	1	3	
	化学防護服	17		10			7	
	放射線防護服	2		2				
	防毒衣	28		4	8	8	8	
	耐熱服	7		7				
オイルフェンス	2		1			1		

レサシアン	6		1	1	2	2
レサシジュニア	1			1		
レサシベビー	3		1			2
レサシリトルアン	8		2	2	2	2
舟艇	1				1	
水難救助用ボート（ホーバークラフト）	1					1
圧縮空気充填装置	1		1			
削岩機	2		1			1

資料 89 ゴミ収集車一覧表

(平成 18 年 10 月現在)

車 両 種 別	積 載 量	台 数	1 日の収集能力	備 考
塵芥車(パッカー車)	2.00t	5 台	81t ~ 243t	民 間
塵芥車(パッカー車)	3.00t	22 台		民 間
塵芥車(平ボディ車)	2.00t	8 台	16t	民 間
計		35 台	97t ~ 259t	

資料 90 し尿収集車一覧表

(平成 18 年 10 月現在)

車 両 種 別	積 載 量	台 数	1 日の収集能力	備 考
バキュームカー	1.80kl	1 台	7.2kl	民 間
バキュームカー	2.50kl	4 台	40.0kl	民 間
計		5 台	47.2kl	

資料 91 市保有車両一覧表

(平成 18 年 9 月 1 日現在)

車 種	台 数	備 考
特殊自動車	3 台	ショベル・ローダ 1 台, フォークリフト 1 台 ショベルカー 1 台
軽貨物自動車	51 台	貨物車 47 台, 身障センター連絡車 1 台, 道路 パトロールカー 1 台, ダンプ 1 台, 消防指導車 1 台
軽乗用自動車	11 台	乗用車 10 台, さつき園連絡車 1 台
小型貨物自動車	77 台	貨物車 31 台, バン 40 台, トラック 4 台, ダ ンプ 1 台, 老人センター連絡車 1 台
小型乗用自動車	13 台	乗用車 9 台, ワゴン 3 台, バン 1 台, つばさ 学園連絡車 1 台
普通貨物自動車	3 台	貨物車 1 台, ダンプ 2 台
普通乗用自動車	3 台	乗用車 2 台, 防災無線車 1 台
普通特種自動車	10 台	乗用車 8 台, バキュームダンパー 1 台, 移動図 書館車 1 台
普通乗合自動車	4 台	乗用車 1 台, 乗合バス 3 台
原動機付自転車	1 台	

水道局及び消防を含む。ただし、消防の消防車などの特種用途自動車及びリース車を除く。

水道局のみ (平成 17 年 3 月 31 日現在) を上記表に加えた。

車 種	台 数	備 考
軽貨物自動車	2 台	防災行政無線付 1 台
小型貨物自動車・バン	9 台	防災行政無線付 6 台
” ・トラック	2 台	防災行政無線付 2 台
小型乗用自動車	1 台	
普通特種自動車	2 台	
原動機付自転車	1 台	

資料 92 災害救助法による救助の程度，方法，期間及び実費弁償

(災害救助法施行細則 昭和二十三年四月十六日

規則第十九号平成 18 年 7 月 28 日規則第一〇五号)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者を収容する。	1 基本額 避難所設置費 100 人 1 日当たり 30,000 円以内 2 加算額 冬期(十月から三月まで)別に定める額	災害発生の日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し自らの資力では、住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり 29.7 m ² (9 坪)を基準とする。 2 限度額 1 戸当たり 2,342,000 円以内 3 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。規模及び設置支出費用は、別に定める。 4 福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できる。	災害発生の日から 20 日以内 着工 ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり	供与期間は最高 2 年以内。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者の住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等のため、炊事のできない者 2 被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	1 1 人 1 日当たり 1,010 円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合には現物により 3 日分支給可	災害発生の日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 主食費、副食費、燃料費等 食品供与のための総経費を延給食人員で除した金額が、限度額以内であればよい。
飲料水の供給	災害のため飲料水を得ることができない者	水の購入費及び当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	輸送費及び人件費は、別途計上。(掲載されていない)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考						
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。	災害発生の日から10日以内に給与・貸与を完了させる。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	現物給付 寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品及び光熱材料						
		2 下記金額の範囲内								
		区分			1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごと
		全壊・夏期 全焼・ 流失 冬季			17,200 円	22,100 円	32,600 円	39,000 円	49,500 円	7,200円
半壊・夏期 半焼・ 床上浸 水 冬季	5,600円	7,500円	11,300 円	13,700 円	17,400 円	2,400円				
医療	医療のみちを失った者 (応急的処置)	1 救護班が実施。やむを得ない場合においては、一般の病院又は診療所が医療を行う。 2 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 3 病院又は診療所 社会保険、国保の診療報酬の額以内 4 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	診察、薬剤又は治療材料の支給、処置・手術その他の治療及び施術、病院又は診療所への収容及び看護						
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）	1 救護班による場合は、使用した衛生材料の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分娩した日から7日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料						
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から3日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり							

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半焼又は半壊し自らの資力では応急修理をすることができない者	1 戸当たり 500,000 円以内	災害発生の日から 1 カ月以内 修理対象戸数の引上げ、期間延長あり	1 現物支給 2 居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分の修理
生業に必要な資金の貸与	住家が全焼、全壊又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯かつ、生業の見込みの確かな具体的事業計画があり、償還能力のある者	1 生業費 1 件当たり 30,000 円以内 2 就職支度費 1 件当たり 15,000 円以内	災害発生の日から 1 カ月以内	1 生業を営むために必要な機械器具又は資材等を購入するための費用 2 貸与期間二年以内 3 利子無利子 4 別に定める生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図る。
学用品の給与	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のあることができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、聾学校及び特殊教育諸学校を含む。） 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（定時制の課程及び通信制の課程を含む。中等教育学校の後期課程、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む。）	1 教科書 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童 1 人当たり 4,100 円 中学校生徒 1 人当たり 4,400 円 高等学校生徒 1 人当たり 4,800 円	災害発生の日から(教科書)1 カ月以内、(文房具及び通学用品)15 日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 現物支給 2 教科書、文房具、通学用品

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から10日以内 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	1 棺(付属品を含む。)、埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)、骨つぼ及び骨箱 2 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。
応急救助のための輸送費	応急救助に関する輸送を行う。	当該地域における通常の実費	応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間	り災害の避難、医療及び助産、り災害の救出、飲料水の供給、救済用物資
応急救助のための賃金職員等雇上費	応急救助を実施する。	当該地域における通常の実費	賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間	り災害の避難、医療及び助産における移送、り災害の救出、飲料水の供給、救済用物資の整理、配分及び輸送に係
死体の搜索	現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等、輸送費及び賃金職員等雇上費
死体の処理	災害の際、死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,300円以内 2 死体の一時保存 既存建物 通常の実績 既存建物以外 1体当たり5,000円以内(3.3m ²) ドライアイス 実費 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	検案は、原則として救護班。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運ばれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、みずからの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者	1 世帯当たり137,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。 ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり	ロープ、スコップ、その他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費

区分	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師・歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師・助産師・看護師 11,400円以内 土木技術者・建築技術者 17,200円以内 大工・左官・とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は、別途に定める額。

資 93 緊急通行車両の事前届出，確認手続き等

（緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱の制定について 例規（交規）第 29 号警察本部長 平成 8 年 11 月 21 日）

1 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行う事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災害対策基本法に基づく災害応急対策

- a. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h. 緊急輸送の確保に関する事項
- i. その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a. 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c. 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d. 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e. 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f. 緊急輸送の確保に関する事項
- g. 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その

他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

h. その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第 1 号様式）2 通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行うものとし、前記(1)のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第 1 号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

2 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表 1・2 のものが行い、その確認方法については、次のとおり行うものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

- (ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための必要な審査は、省略するものとする。
- (イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

原則として前記第2の1の(1)のア及びイの(ア)の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

(ア) 緊急通行車両等確認申請書(別記第3号様式)(以下「確認申請書」という。)

(イ) 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類(協定書等)

エ 確認

前記第2の1の(1)のイの(ア)に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び第2項に規定する標章(別記第4号様式)及び緊急通行車両確認証明書(別記第5号様式)に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

3 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の(1)と同等に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の(2)のアからウまでと同様に行い、前記第2の1の(1)のイの(イ)に掲げる要件について審査を行うものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行った場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急通行車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

4 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安 委員 会	交通規制課長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察対本部 県警本部
	高速道路交通警察隊長	
	警察署長	

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安 委員 会	交通規制課長	交通検問所 警察署 高速道路交通警察対本部 県警本部
	高速道路交通警察隊長	
	警察署長	
知 事	総務部地震対策課長 各支庁の総務課長	本 庁 支 庁 (千葉支庁以下10支庁)

(1) 事前届出の申請

事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。

(2) 審査及び標章等の交付

申請車両が、自衛隊の行う災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。

(3) 災害発生時の確認

災害発生時において、部隊等の長は、前記(2)の標章を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。

(4) 標章等の返納

部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

別記
第1号様式 (警察署) 受理番号 号

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書 千葉県公安委員会 殿 申請者住所 氏名 印		地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号		1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救助)救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等 (具体的に備考欄へ記載) 10 緊急輸送(人) 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()	
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品 名を記載)		(注)1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄りの県警本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を紛失し、汚損し、若しくは破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときには、この届出済証を返還してください (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき	
使用者	住所 氏名	() 局 番	備考
出 発 地	備考		

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけで囲んでください。
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけで囲んでください。

地震防災 応急対策用 災害 <h1 style="text-align: center;">緊急通行車両等確認申請書</h1> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 千葉県知事 殿 千葉県公安委員会 <p style="text-align: center;">申請者住所 氏名 印</p>		
自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達、避難の勧告指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等 (具体的に備考欄へ記載) 10 緊急輸送(人) 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他() 	
使用者	住所	
	氏名	() 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出発地	目的地
備考		

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ で囲んでください。
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ で囲んでください。

21



15

- 備考 1 色彩は、記号を黄色「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

年 月 日

千葉県知事
千葉県公安委員会

印

自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品名 を記載)	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 <p style="text-align: right;">(具体的に備考欄へ記載)</p> <p>10 緊急輸送 () 人)</p> <p style="text-align: center;">品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他 ()</p>	
使用者	住所	
	氏名	() 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出発地	目的地
備考		

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を () に記入し、主な品名の番号を1つだけ で囲んでください。

緊急輸送車両確認証明書

年 月 日

千葉県知事
千葉県公安委員会



自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあっては輸送 人員又は品名を記 載)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震予知情報の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 応急の救護その他保護 4 施設及び設備の整備・点検 5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 6 緊急輸送確保のための措置 7 清掃、防疫、保健衛生、その他必要な整備 8 その他地震災害の発生の防止又は軽減 (具体的に備考欄へ記載) 9 緊急輸送 (人) 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他 () 	
使用者	住所	
	氏名	() 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ で囲んでください。
2 緊急輸送の場合は、輸送人員を () に記入し、主な品名の番号を1つだけ で囲んでください。

資料 94 緊急通行車両等の確認事務処理要領の要旨

(緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務手続き等に関する要綱の制定について 例規(交規)第 29 号警察本部長 平成 8 年 11 月 21 日)

1 目的

災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 33 条の規定により、知事又は公安委員会が行う緊急通行車両の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 確認対象車両

確認対象車両は、次の業務に従事するもののうち、災害応急対策のため必要と認められる車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの
- (2) 消防、水防、その他の保護に関するもの
- (3) 災害地の救護、救助、その他の保護に関するもの
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- (6) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関するもの
- (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (8) 緊急輸送の確保に関するもの
- (9) その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関するもの

3 確認事務処理者

緊急通行車両の確認事務は、次表のとおりとする。

区 分	確認事務処理者	担 当
知 事	総務部地震対策課長 支庁総務課長	1 本庁(公営企業及び教育庁の本庁を含む。)で所有する車両の確認は総務部地震対策課長が行う。 2 出先機関(公営企業及び教育庁の出先機関を含む。)及び市町村で所有する車両の確認は、支庁総務課長が行う。 3 前 2 項に規定する車両以外の確認
公安委員	交通部交通規制課長 交通部高速道路交通警察隊長 警察署長	前記 2 の確認対象車両に規定する車両

4 緊急車両の確認並びに標章及び証明書の交付

- (1) 確認事務処理者は、使用者等から緊急通行車両等確認申請書（別紙 1）により確認申出を受けた場合、当該車両が前記 2 の確認対象車両に該当していること及び車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあつては、輸送人員又は品名。）及び車両の使用者等が適切であるかどうかの審査を行う。
- (2) 確認事務処理者は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、緊急通行車両の標章（別紙 2）及び緊急通行車両等確認証明書（別紙 3）（以下「標章等」という。）を交付する。

5 標章等の再交付

緊急通行車両として確認を受けた車両の使用者等から標章等の亡失、破損等の届出があつたときは、前記 4 に準じ標章等の再交付を行うものとする。

6 使用者等に対する指導等

使用者等に標章等を交付する場合、次の事項を教示するものとする。

- (1) 標章は、運転者席の反対側（助手席）の内側のウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付すること。
- (2) 緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備えつけ、現場警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること。
- (3) 次の各号の一に該当するとき、速やかに標章等を確認事務処理者に返還しなければならないこと。
 - ア 緊急通行車両としての業務を終了したとき
 - イ 緊急通行車両確認証明書の記載事項に変更が生じたとき
 - ウ その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき

資料 95 地下水汲み上げに関する許可基準等

法令等の名称	許可基準		規制対象
	ストレーナーの位置	吐出口断面積	
工業用水法	650m以深	21cm ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水 (「工業」とは、製造業(物品の加工修理業を含む。)、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう。) 吐出口断面積が 6cm ² を超えるもの
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	650m以深	21cm ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房用水 ・暖房用水 ・車庫に設けられた洗車設備用水 ・公衆浴場用水(浴室の床面積の合計 150 m²以上) 吐出口断面積が 6cm ² を超えるもの
千葉県環境保全条例	250m以深 (流山市)	21cm ² 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水 ・鉱業用水 ・建築物用地地下水 ・水道用水 ・農業用水 ・ゴルフ場(10ha以上)での散水用水 吐出口断面積が 6cm ² を超えるもの

注) 避難場所や医療機関等における必要な最小限の用水については、一定の条件を備えた井戸に限り設置できる。

資料 96 文化財一覧

1 千葉県指定文化財一覧

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
1	安蒜家板石塔婆	2基	西深井 260-1	安蒜義郎	昭和 55.2.22	有形考古
2	流山ののみりん醸造用具	121点	市立博物館蔵 加1丁目 1225-6	流山市	平成 11.3.30	有形民俗

2 流山市指定文化財一覧

(1) 流山市指定有形文化財

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
1	諏訪神社(木殿・幣殿・拝殿)	1棟	駒木 657	諏訪神社	昭和 55.3.31	建造物
2	東福寺二十一仏板碑	1基	鱈ヶ崎 1303	東福寺	" 55.3.31	考古
3	成顕寺鯛口	1口	駒木 224	成顕寺	" 55.3.31	工芸品
4	中愛染堂 木造愛染明王坐像	1躯	中 58-1	光明院	" 56.2.24	彫刻
5	光明院 菩薩形坐像	1躯	流山 6丁目 651	光明院	" 59.3.30	彫刻
6	広寿院 観音菩薩坐像	1躯	名都借 980	広寿寺	" 59.3.30	彫刻
7	西栄寺 観音菩薩立像	1躯	桐ヶ谷 230	西栄寺	" 59.3.30	彫刻
8	西栄寺 阿彌陀如来坐像	1躯	桐ヶ谷 230	西栄寺	" 59.3.30	彫刻
9	本覚寺 鬼子母神立像 及び十羅刹女立像	11躯	西平井 1432	本覚寺	" 59.3.30	彫刻
10	法栄寺 日蓮上人坐像	1躯	駒木台 185	法栄寺	" 59.3.30	彫刻
11	東福寺 金剛力士立像	2躯	鱈ヶ崎 1303	東福寺	" 59.3.30	彫刻
12	清瀧院 金剛力士立像	2躯	名都借 1024	清瀧院	" 59.3.30	彫刻
13	東福寺千仏堂 阿彌陀如来立像付千体阿彌陀如来立像	1001躯	鱈ヶ崎 1023-2	東福寺	" 59.3.30	彫刻
14	円東寺 石造十二神将	12躯	市野谷 563-1	光明院	" 62.6.4	彫刻
15	浅間神社 富士塚	1基	流山 1丁目 153	浅間神社	" 62.6.4	建造物
16	流山小学校 額	1面	流山 4丁目 359	流山市	" 63.4.5	歴史
17	流山小学校 鬼瓦	7点	流山 4丁目 359	流山市	" 63.4.5	歴史
18	新川小学校 鬼瓦	7点	中野久木 339	流山市	" 63.4.5	歴史
19	清瀧院 絹本着色不動明王及び二童子像	1幅	名都借 1024	清瀧院	平成 2.12.4	絵画
20	東福寺 紙本淡彩大日如来像	1幅	鱈ヶ崎 1303	東福寺	" 2.12.4	絵画
21	成顕寺 紙本着色釈迦涅槃図	1幅	駒木 224	成顕寺	" 2.12.4	絵画
22	西栄寺 絹本着色釈迦十六善神像付 外箱及び版本大般若経	1幅	桐ヶ谷 230	西栄寺	" 2.12.4	絵画
23	東福寺 絹本着色道興大師像	1幅	鱈ヶ崎 1303	東福寺	" 2.12.4	絵画
24	常与寺 紙本着色日蓮上人像	1幅	流山 2丁目 130	常与寺	" 2.12.4	絵画
25	鱈ヶ崎三本松古墳の碑 (下総国鱈ヶ崎郷古冢碑)	1基	鱈ヶ崎字塚ノ腰 1265	個人	" 15.3.31	建造物
26	吉野 誠 写真資料	2193点	市立博物館蔵 加1丁目 1225-6	流山市	" 15.7.6	歴史

(2) 流山市指定有形民俗文化財

No	名称	員数	所在地	管理者	指定年月日	備考
27	浄蓮寺 小絵馬	1式	野々下 1丁目 159	浄蓮寺	昭和 62.6.4	
28	大畔天神社「梅の図」絵馬	1面	大畔 281	天神社	" 62.6.4	
29	東福寺「俵藤太百足退治の図」絵馬	1面	鱈ヶ崎 1303	東福寺	" 62.6.4	

(3) 流山市指定無形民俗文化財

No	名称	伝承地	実施期日	指定年月日	備考
30	鱈ヶ崎雷神社 鱈ヶ崎おびしゃ行事	鱈ヶ崎雷神社	1月 20日	昭和 52.12.22	
31	三輪野山茂侶神社 ズンガラ餅行事	三輪野山茂侶神社	1月	" 52.12.22	
32	赤城神社 大しめ縄行事	流山 6丁目赤城神社	10月	" 52.12.22	

(4) 流山市指定記念物

No	名称	所在地	所有者	指定年月日	備考
33	小林一茶寄寓の地	流山6丁目670-1	流山市	平成2.12.4	史跡

3 国登録有形文化財

No	名称	員数	所在地	指定年月日	備考
1	呉服新川屋店舗	1棟	加6丁目1305	平成16.11.8	

資料 97 被害の認定基準

分類	用語	被害程度の認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認した者。 又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。	
	重傷者	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者。	
	軽傷者	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満の治療で治癒する見込みの者。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できるもの。 具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により、一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
	非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物		市庁舎、公民館、市立保育所等の公用又は、公共のように供する建物とする。	
その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたものとする。			
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。		
り災者	被災世帯の構成員とする。		
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	病院	医療法第1条1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するため河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川、その他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止、その他の施設、若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	

	砂 防	砂防法（昭和 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清 掃 施 設	ごみ処理及び、し尿処理施設とする。	
	鉄 道 不 能	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。	
	急 傾 斜 地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
	水 道 施 設	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。	
	断 水 戸 数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	
	電 気	電気施設の被害によって停電した戸数とする。	
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田	流 失 没 埋	耕土が流失し、又は、砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑	流 失 没 埋	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠 水	
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場とする。 ただし、1 箇所の災害復旧工事の事業費が 40 万円未満のものは加算しない。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾漁港、及び下水道とする。 ただし（災害復旧事業の 1 箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあつては 120 万円に、市町村に係るものにあつては 60 万円に満たないものは加算しない。）	
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共の用に供する施設とする。	
			災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。
被害金額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。	
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。	
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。	

	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
--	---------	-------------------------------------

注)備考欄には災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料 98 応急救助の種類と実施者一覧表

救助の種類		実施期間	実施者
収容施設の供給	避難所	7日以内	市町村長
	応急仮設住宅	20日以内に着工	知事（住宅課）
炊出しその他による食品の供与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の供与	7日以内	市町村長
	飲料水の供給	7日以内	市町村長
被服、寝具等の供（貸）与		10日以内	市町村長
医療及び助産	医療	14日以内	知事（救護班：日赤）
	助産	分べん日から7日以内	知事（救護班：日赤）
災害にかかった者の救出		3日以内	市町村長
住宅の応急修理		1か月以内完了	市町村長
生業に必要な資金の貸与		1か月以内	知事
学用品の供与		教科書 1か月以内 文房具 15日以内	市町村長
埋 葬		10日以内	市町村長
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	市町村長
死 体 の 捜 索		10日以内	市町村長
死 体 の 処 理		10日以内	知事（救護班：日赤）
障 害 物 の 除 去		10日以内完了	市町村長

注) 特に必要があると認めるときは、知事の実施する救助の種類についても、市町村長に委任することがある。(災害救助法第30条)

激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その災害の態様から次の基準によりがたいと認められる場合は、災害の発生のおと被害の実情に応じて個別に考慮。</p> <p>(A 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.5%</p> <p>(B 基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 0.15%</p> <p>かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>一の都道府県内の当該被害に係る特別被害農業者数 > 当該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 3%</p>
<p>激甚法 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A 基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 5%</p> <p>(B 基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1.5%</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 60%</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 1%</p>

激甚災害指定基準 3

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>激甚法 12 条 ,13 条 , 15 条 (中小企業信 用保険法による災 害関係保障の特例 等)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.2% (B 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの 一の都道府県内の該当被害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ただし、火災の場合又は中小企業関係被害額の割合は、被害の実状に応 じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法 16 条 (公立 社会教育施設災害 復旧事業に対する 補助) 同 17 条 (私立学校 施設災害復旧事業 に対する補助) 同 19 条 (市町村が 施行する感染症予 防事業に関する負 担の特例)</p>	<p>激甚法 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害 又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除く。</p>
<p>激甚法 22 条 (り災 者公営住宅建設事 業に対する補助の 特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 被災地全域滅失住宅戸数 > 4,000 戸 (B 基準) 次の(1)、(2)のいずれかに該当する災害 (1) 被災地全域滅失住宅戸数 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で 200 戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上 (2) 被災地全域滅失住宅戸数 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの ア 一市町村の区域内で 400 戸以上 イ 一市町村の区域内の住宅戸数の 2 割以上</p>

激甚災害指定基準 4

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては， 激甚法第 2 章の措置が適用される災害 (2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては，法第 5 条 の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害のつど被害の実情に応じ個別に考慮

資料 100 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の程度の大きい災害について、激甚災害として指定するため昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議が次のような基準を定めている。

(局地激甚災害指定基準 昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定
改正 平成一二年三月二四日)

局地激甚災害指定基準 1

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>1 激甚法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、右の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外のもので設置した施設に係るものについて激甚法第 2 章の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について激甚法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置</p>	<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等(激甚法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号～第 14 号の事業)の査定事業費の額 > 当該市町村の当該年度の標準税収入 × 50% に該当する市町村(当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。)が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。</p>
<p>1 右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第 5 条、第 6 条の措置</p> <p>2 右の市町村が当該災害につき発行を許可された農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に架かる地方債について激甚法第 24 条第 2 項～第 4 項までの措置</p>	<p>2 農地、農業施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業(激甚法第 5 条第 1 項規定の農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。)に要する経費の額 > 当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額 × 10% に該当する市町村(当該経費の額が 1,000 万円未満のものは除外。)が 1 以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>

局地激甚災害指定基準 2

適用すべき措置	局地激甚災害とされる被害の程度
<p>右の市町村の区域内で右の市町村等が施行する森林災害復旧事業にかかる激甚法第 11 条の 2 の措置</p>	<p>3 林業災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るもの。以下同）> 当該市町村の生産林業所得（木材生産部門）の推定額の 1.5 倍（ただし、林業被害見込額 < 当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 × 0.05% の場合を除く。）</p> <p>かつ、大火による被害にあつては要復旧見込面積がおおむね 300ha、その他の災害にあつては当該市町村の私有林面積（人工林に係るもの。）のおおむね 25% を越える市町村が 1 以上ある災害</p>
<p>右の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第 12 条，第 13 条及び第 15 条の措置</p>	<p>4 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額 × 10%（ただし、被害額が 1,000 万円未満を除く。）に該当する市町村が 1 以上ある災害。ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。</p>